

500
24

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁹m 1 2 3 4 5

始



500-24

修監峽古村中 士學文
著部輯編「理心態變」

化 良 不 年 少
の
育 教 と 路 徑

京 東
會 學 醫 神 精 本 日
行 發

大 正
10 6 10
内 交

はしがき

□不良少年と一口に云へば、誰でも分り切つたことのやうに云ふてありますが、その實よく分つてはゐないのであります。それはさういふ人に限つて、世間の不良少年に關する出來事を全然人生以外の事のやうに考へてゐるのでも分ります。所がこれは決して等閑に附してはならぬ問題であります。不良少年はどうして生れるか、その處置をどうしなければならぬかといふことは、今日の一般人士が何より先に知つてゐなければならぬことである。それで本會はさういふ概念を、世のお父さんやお母さん達に知つて貰ふために此書物を作つたわけなのであります。

□それであるから、正直に云へば、此書物は新學說や新發見といふやうな、人を驚かせる事を述べたものではありません。當り前の事實を當り前に述べたものであります。然し本會は、かういふ一冊の書物は今日の時代に是非なくてはならぬものだといふことを、密かに確信しつつ筆を執りました。

□書中の引例は、出所の明記してないものは新聞の記事に現はれたもので、それも二三の例外を除いては大抵昨年から今年へかけての最近の事實ばかりであります。

□困苦しい統計や、學究的の説明や、外國の學者の名前を並べ立てることは、及ぶ限り避けました。それはからした性質の書籍には禁物だと思つたからであります。

□尙一言申して置きたいのは、此書物では不良少年と不良少女とを取立てて區別しなかつたこととあります。本來は區別するのが正當かも知れませんが、此程度で説明する場合には、特に區別する必要を認めなかつたからです。従つて單に不良少年と云つても、多くの場合不良少女をも含んでゐることに御注意を願ひます。

大正十年五月

變態心理編輯部識

日本變態心理叢書發刊の辭

今日までに進歩して來た學問は、多くは當り前の知識を當り前に教へるもののみであつた。即ち人生の表門からの真正面の事實のみを教へるものであつた。けれども人生は表門から覗いただけでは本當の事を知り得ない。表門からと同時に裏門からも覗いて見なければ、その真相は掴み得ないことが多い。常態的な當り前の學問に對して變態的な方面から研究する學問の必要も亦茲に生じて來るのである。

人間は誰でも生きん事を欲してゐる。然るに自ら生命を縮めて、毒藥を口にし、水に投じ、或は鐵路に屍を横へる人があるのは何故であらうか。また少年には充分な教育を施して、立派な人物に仕立上げねばならぬとは誰も思つてゐる。然るに途中から迷路に踏み出して、聞くも恐ろしい罪惡の巷に彷徨する不良少年が生ずるのは何故であらうか。その他罪を負うて牢獄に呻吟する人々の事、癡に狂ふ若き人々の事、精神

病院の窓に妄想を追ふ人々の事、吾人が知らねばならぬ事は澤山にある。それらは、當り前の事を當り前に説いた學問では容易に知られぬ事である。變態心理研究の必要は茲に重大な意義を有する事が認められるのである。

從來雜誌『變態心理』によつて、その主張を明かにして來た吾等同人は、更に斯る一般的な變態心理の概念を知つて貰ひたいために、この叢書を發刊する事にした。題目と取材とはいろいろに變化して行くであらうが、要するに今日の社會に於ける諸種の變態現象を捉へて、極めて平易通俗並に興味を旨として説明し、専ら家庭の新智識たらしめんことを期する積りである。若し之によつて、一般の人士が社會現象に對する觀察の一助ともなり、延いては新日本文化の幾分にも貢獻する所があれば吾等の幸甚とするところである。

大正十年五月

東京 品川 御殿山

『變態心理』編輯所に於て

中村 古峽 識

目次

第一章 不良少年の問題

- 一、親としての悲嘆……………(一)
- 一般の誤れる態度——ペンネットの「老妻物語」——忘れる父の告白——眞の愛と溺愛——誤れる親の愛……………(一)
- 二、社會の悩み……………(七)
- 社會の基礎——刑法上の犯罪者——少年犯罪者——現在の不良少年——その放任——犯罪者の萌芽——戦争と不良少年……………(七)
- 三、不良少年の意義……………(一〇)
- 阪口警視の分類——學生系統のもの——職人職工の子弟——少年犯罪者と年齢の區別——狭義と廣義の不良少年……………(一〇)
- 四、時代と不良少年……………(一三)
- 社會の缺陷と不良少年——時代思想と不良少年——緊要の研究問題……………(一三)

第二章 恐るべき不良少年の犯罪

……………(一七)

一、少年なるが故の犯罪……………(一七)

少年の不良状態——成人の模倣——犯罪の種類——理性の缺乏

二、金銭的慾望に基く犯罪……………(一九)

少年の慾望——病的の慾望——主人を斬つた少年——金庫を破つた二少女——忍び込みの名人なる少年——詐欺を働いた少女——拳銃で強盗をした四少年——小刀強盗をした少年——幼者を脅かした少女——手斧を持つた少女強盗——少女強盗の社會的及び生理的觀察

三、性的慾望に基く犯罪……………(二八)

不良少年の性的早熟——不潔な家庭生活の影響——性的教育の問題——少女を斬つた少年——孤兒院長の子——教員の子——ローマ字封筒を持つて徘徊する少年——探偵社員と稱する少年——良家の令嬢を脅迫した少年——富豪の娘を戀うて忍び込んだ少年——少年の意志と空想

四、好奇心惡戯心に基く犯罪……………(三六)

好奇心と求知心——惡に對する興味——善に對する興味——犯罪と冒險——好奇心から可憐な女學生を殺した五少年——女學生を脅かして樂む少年——好奇心と殘忍性

五、怨恨に基く犯罪……………(四四)

子供の忿怒——父母の怨を報じた殺人少年——憂鬱なる精神病系統者

六、浮浪性の犯罪……………(四八)

第三章 不良少年の種類と其團體……………(五三)

一、偶發性と常習性……………(五三)

偶發的犯罪と道徳意識の缺乏——病的者の常習性——職業化した不良少年

二、硬派不良少年……………(五五)

封建の思想系統——彼等の理想——實力の生活——男色の崇拜——稚子の起請文——少年の誘惑

三、軟派不良少年……………(五八)

自然主義文學の影響——女色の興味——誘惑の手段——娼妓及歌劇女優との接觸

四、盜兒團……………(六一)

乞食又は貧民の子弟——天涯の放浪兒の群——愚連組——籠組——盜兒團の指揮者——兄株——餘祿

五、歡樂場と季節と誘惑……………(六四)

都會の美と陷穽——緣日夜店祭禮——群衆の暗示——春季と夏季の犯罪——誘惑の手段

六、不良少年團體の變遷……………(六八)

徒黨團結と個人的争闘——硬派の團體——神田新座館の大喧嘩——明治年間の主なる團體——團結の便宜

七、現今の不良少年團……………(七四)

軟派不良少年の團結——現今の主なる團體——團結の虚名を用ふる場合

第四章 不良少年を生む環境……………(八四)

〇一、環境と素質……………(八四)

不良少年犯罪の原因——觀察の種々——生物學的の素質——少年少女の環境——家庭生活と學校生活と社會生活

二、家庭生活の影響……………(八七)

イ、不心得な親の言動——親は少年の絶對的尊敬者——親に對する觀察と摸倣——下品な親の言葉と眞似る少女——親に對する反感——子供の寂しみ——親の惡戯に怨恨を抱いた少年——親の子に對する責任——ムラ氣な移り氣な人——効果のない叱言——酒飲みと夜遊び——子供は家庭の中心
ロ、不完全なる家庭生活——片親を失つた家庭——親の愛の過度と不足——寂しい家庭と不心得な祖母に誤られた色情狂少年——繼親と繼子——繼母の虐待に盜癖を生じた少年

三、學校生活の影響……………(一〇六)

女——繼母に反感を起した少年——親に對する批判——淫蕩な父に反感を起した少年——兩親を失つた家庭——統計上の養育關係
イ、教育の普及——教育不充分と教育不完全——不就學者と半途退學者——無教育な拘摸少年——世間の親の教育も必要
ロ、個性を尊重せぬ教育——劃一主義の學級編成——秀才の受くる迫害——低能兒童の受くる迫害——道徳心の養成——精神年齢による教育
ハ、知育偏重の教育——職業教育の弊——精神教育の閑却——徳育の必要——複雑な文字の害——知育のみを要求する社會
ニ、惡友の誘惑——墮落の誘因——誘惑されて墮落した少年——學友の選擇
ホ、教師の不心得——子供の崇拜の對象——教師の品格低落——破廉耻な教員——兒童教養上の注意

四、社會生活の影響……………(一二三)

イ、貧困と不良少年——社會生活の不平等——富の誤用と不取締——生計困難と教育不充足——家庭的情味の飢餓——思想のひがみ——不十分な生活に誤られた少年——貧民窟の不良少年——拘摸をして發明に耽る少年
ロ、活動寫眞の惡感化——肉體的と精神的——映畫の不快な光線——映畫の連續に伴ふ疲勞——換氣の設備——映畫の内容の刺戟——犯罪の示唆——辯士の説明——活動寫眞

館内の雰囲気——活動寫眞の美點
 ハ、猥褻なる文學——少年の空想と低級な讀物——低級な作者の作物——性的の讀物——
 卑猥な流行唄
 二、都會生活と不良少年——都會の刺戟物——惡に對する社會的制裁——都會の貧者——
 文明の利器の悪用——不良少年の培養地

第五章 不良少年の生物學的素質……………(一四六)

一、原因と動機……………(一四六)

環境と素質との關係——遺傳的素因の觀察——受刑者の子と少年犯罪者——病的素因の
 過重視

二、精神薄弱者と低能兒……………(一四九)

精神薄弱者の意志惡癖——ルツソオの盜癖——肉體的疾病に基く低能兒——神經的疾
 病の低能兒——悲惨なる低能兒の生活——特殊の才能を持つた低能少年——低能兒の變態
 嗜好——白痴——痴愚——愚鈍

三、低能兒を生じ原因……………(一五七)

先天的原因——大酒家の子——精神異常者の子——犯罪者の子——優種學の運動——
 ヒステリーと梅毒——隔世遺傳——胎生時の父母の氣質——胎教で不具者を生んだ將校
 夫人——妊娠中の嫉妬により低能兒を生んだ婦人——親の言行

四、後天的の低能兒……………(一六四)

腦膜炎——負傷打撃による腦の缺陷——繼子を虐待して低能兒にした婦人

第六章 不良少年の感化救濟……………(一六六)

一、刑罰と教育……………(一六六)

舊時の必罰主義——近代の改善主義豫防主義——境遇に對する保護——保育の補足

二、英國の感化制度……………(一七〇)

最も整頓せる制度——救貧院——實業學校——晝間實業學校——感化學校——藝情實業
 學校——教育船——兒童宿泊所——兒童法——犯罪豫防法——ボルスタル院

三、獨逸の保護教育法……………(一七五)

ウィツヘルンの救濟院——強迫教育法——後見裁判——貧民行政部——保護教育法——
 親の義務の負擔

四、米國の少年裁判……………(一七九)

少年犯罪者保護所——少年裁判所法——他國への影響——少年判事——監視委員——少
 年裁判の吟味——感化實業學校——留置學校——意志の弱い子供の保護——名判事リン
 セー氏

五、日本に於ける現在の感化院……………(一八四)

少年監獄——感化院と不良少年現在數——感化院の主なるもの
六、少年法案……………(一八六)

少年法案の主旨構造——少年審判所——保護處分と刑事處分——絕對秘密主義——矯正
院法——法案に對する反對——少年巡査——兒童保護所——防犯係——設備完全の急務

第七章 家庭に於ける不良少年の處遇……………(一九〇)

一、愛と教育……………(一九〇)

感化救濟の根本——家庭の愛の眞意義——親の愛の中毒——愛と教育の一致

二、子供の氣質……………(一九五)

子供の心理を知る事——子供の氣質の四種類——多血質——神經質——膽汁質——粘液
質——氣質適應の教育

三、子供の惡徳……………(二〇〇)

子供の心理と不良行爲——虚言——父を殺人罪に誣告した少年——教員に辱められたと
虚言を吐いた少女——嫉妬心——盜癖——殘忍——彷徨癖——家出癖

四、惡徳の内因……………(二〇六)

肉體的内因——心理的内因——強迫觀念に悩まされた盜癖少女

五、家庭の注意……………(二〇九)

恩威併行——家庭に親ましめる——機會を興へぬ——家庭の不始末から盜癖を生じた少
年——子供の金錢的教育——ひがみを起さぬやうにする——心を悪から轉ぜしむる——
子供の遊戯に注意する——子供の年齢に應ずる——家庭管理者の人格

第八章 思想問題としての不良少年……………(二二二)

一、不健全生活の產物……………(二二三)

時代超越的の不長少年——自己の周圍に對する咒ひ——思想的背徳者の惱み

二、俠客より志士へ……………(二三四)

實力即腕力の崇拜——時代反抗兒たる俠客と志士——壯士の横行——傳統的思潮の影響

三、自然主義文學の影響……………(二三八)

自然主義の誤解——人間生活の基調——硬派から軟派への推移——不道徳な自然主義文
學者——誤れる愛と肉の世界

四、時代の墮落……………(二三二)

傳統から新思潮へ——制度の硬化と新思想——少年の感受性——新しい世界へ

五、新舊思想の衝突……………(二三四)

親の思想と子の思想——男爵家を家出するまでの告白

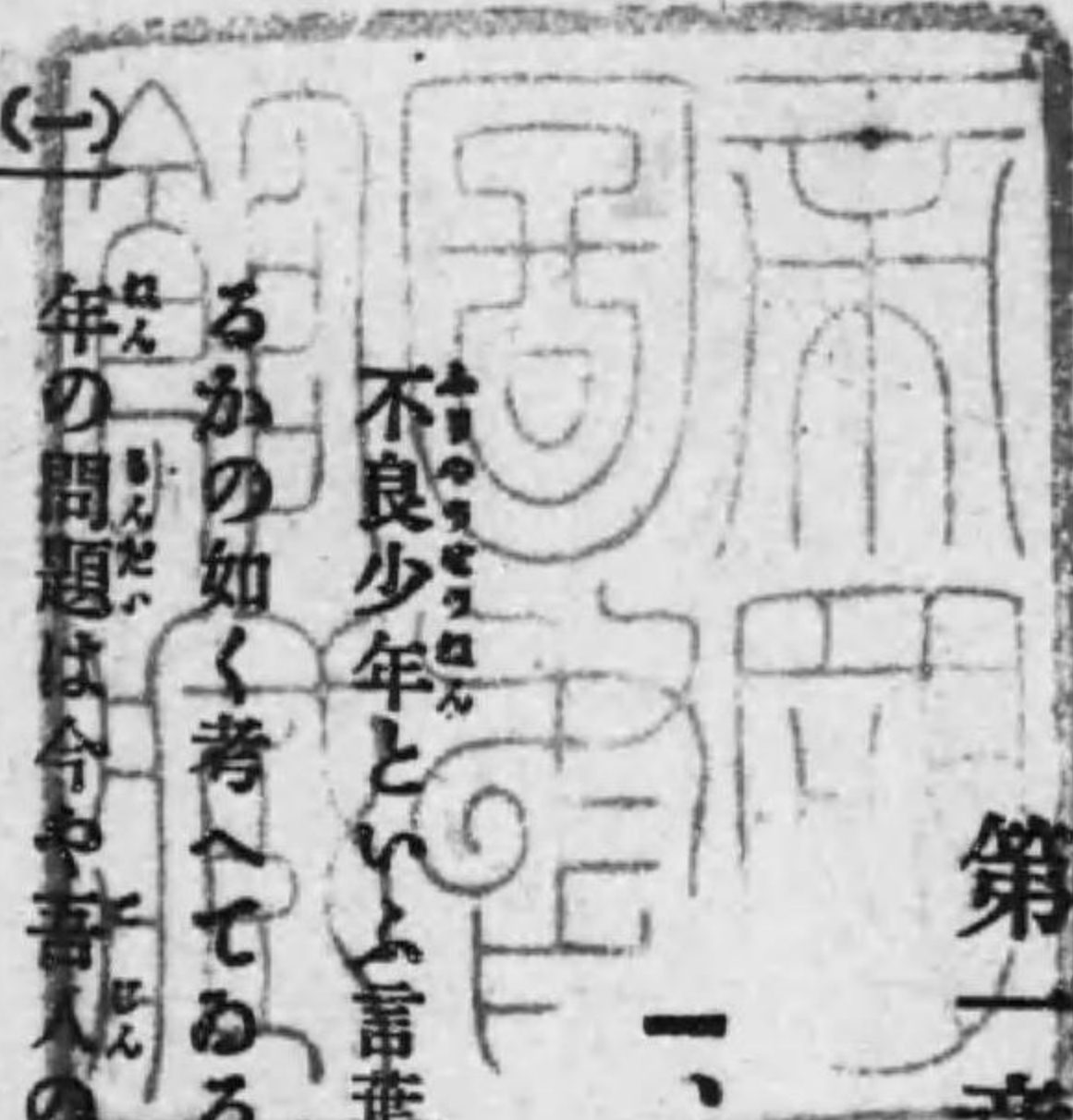
六、藝術への憧憬……………(二四四)

無理解な周囲の壓迫——藝術の世界へ——藝術に憧れる少年の手紙——文壇に於ける不良少年——天才の危険性——低能兒の藝術慾——凡人主義に對する天才主義——舊道徳に對する新道徳——傳統精神に對する新興精神

七、時代思潮と不良少年……………(三五)

危険思想への共鳴——藝術から新思想の運動へ——一本の藁と不良少年——時代思潮の病弊と不良少年——現代の緊急問題

目次終



第一章 不良少年の問題

一、親としての悲嘆

不良少年といふ言葉に就いて、現代の多くの人はまるで無關係な事でもあるかの如く考へてゐるやうに見えるが、これは甚だ間違つた考へ方で、不良少年の問題は今や吾人の生活を脅威しつゝあるといつてもいい程の問題である。

不良の子弟を有せる家庭の父兄に於ては固よりであるが、然らざる家庭であつても、一片自己の子孫の將來を思ひ、延いては國家の前途を憂慮するの念あるものは、決して等閑に附してはならぬ緊急の問題である。

英國の小説家が嘗て盜癖を有する少年に就いての物語を書いたが、子の罪を

発見して父母が詰問する條を次のやうに描いてゐる。

「私は半ペニ錢を三つ持つて居ります」と云つた子供の下唇は震へて、今にも齒齦から離れて落ちさうに見えた。「何處から貰つたのか?」お母さんに貰つた残りです」と息子は答へた。母親のコンスタンスは側から恐るゝ「此間三ペンスを一つやりましたのです。もう永い間お錢をやりませんでしたからね」と云つた。

父親のポベイは「お前がやつたのならそれでいい」と早口に云つて息子に向ひ、「お前の持つてゐる錢はそれだけか」と訊ねた。「お父さん、さうです」と子供は答へた。「キットだね」「エーきつとです。」子供のシリルは、云はゞ有りつた金の子を賭けて危ない綱渡りをやつて居つたので、一生懸命利巧に云ひぬけて、出来るだけ自分の利益を守らうとした。そこでポベイは止むを得ず、之は一つ單刀直入に切り込まなければならぬと思つて、「それでは隠袋を空にして見せよ」と云つた。シリルはこれはしまつたと気がつきながら、隠袋の中にあるものを皆出しにかゝつた。するとコンスタンスが横から「シリルや、ハンカチがこんなに汚れないうちに取代へ」と、何度も何度も云つて置いたちやありませんかちよいとマア之を御覽」と叱つた。女といふものは不思議だ。女心には息子がひどく叱られやまいかと苦しい心持でゐる癖に、やはりこんなことを云ふのだ。

ハンカチの後から學校の生徒が普通持つてゐる種々の品物が出て來た。そして最後に「フロリンの

銀貨が出て來た。ポベイはやれ／＼と思つた。「アラ、シリル!」とコンスタンスは泣聲になつた。「それをお母さんにお渡し」とポベイが命じた。子供がオゾ／＼と前へ進み出ると、母親は泣きながら銀貨を手に取つた。ポベイは「お母さん、それに若しや十字の印がしてありはしないか云つて下さい」と云つた。涙で母親は銀貨がよく見えないので、眼を拭つた。「ハイ、何か印がついて居ります」と泣聲で圓かに云つた。

ポベイは「私もさうだらうと思つた」と云つてシリルに「何處で盗んで來たのか」と訊ねた。「錢箱から」とシリルは答へた。「お前は今までに錢箱から何か盗んだことがあるのか?」「ハイ」「ハイぢやない。何程盗んだのか?」「ハイお父さん」「隠袋から手を出して眞直にお立ち。幾度盗んだのか?」「おぼえて居りませぬ、お父さん」

「私が悪かつたのだ」とポベイは正直に云つた。「私が悪かつたのだ。錢箱はいつも錢を下して置かねばならぬのだ。錢箱といふものは皆必ず錢を下しておかなくちやならぬのだ。然し私等は、店の者には信用が置けると思つてゐたし、今までに若し誰かお前を信用してはならぬと云はうものなら、また今までに若し誰かが私の實子が金を盗むなんて告げる人があらうものなら、私はその人に何といつて怒りつけたか分りやしないのだ!」(アーノルド・ペンネット「老妻物語」)

この最後の父親の言葉は、正に衷心からの叫びである。子供が悪事を働いた

悪事を働いたのは確かに子供であるが、その重大な責任は「怠慢」といふ重石となつて親自身の肩の上にある。自分自身の怠りに對する衷心からの懺悔の聲である。これ正に斷腹の響きを持つてゐるといふべきではなからうか。

翻つて思ふに、現今世間に親と稱するもので、斯る叫びを出さずに濟み得る人が果して何人あるであらうか。自分は親である、自分は子に對する重大な責任を負ふものであるといふ事を、痛切に自覺して、社會に對しても自分自身に對しても耻づるところのない處置を講じてゐると自負し得る人が、果してどれ程あるであらうか。

成程、世間の親と稱する人は子を愛する。否子を愛せぬ親はないといふのが當然であるけれども、子を愛するといふことは、單に子供の衣食に不足なからしめ、さうして、無自覺な溺愛の中に包む事ばかりではない。無自覺な溺愛の中には、どんな甘い針が含まれてゐて、愛すべき我子の咽喉にぐざと突立たぬ

とも限らぬ。本當に自覺した親の愛は、さうした針を悉く除いて愛することである。そのためには、時には子供に寒い思ひもさせねばならぬことがある。時には辛い思ひをさせねばならぬこともある。それらの總ての眼前的な苦痛に堪へて、親としての涙の中に遠く深く子の將來を慮り、周到なる處置を講ぜねばならぬ。そこに本當の親の愛があるのでなければならぬ。

子供は頻りに甘いものを欲しがらる。甘いものを與へれば嬉々として笑顔を見せる。その嬉々たる笑顔を見たいばかりに、甘いものをむやみと與へたがる親は、後に子供が下痢を起した時に、「甘いもののせいだ」と甘いものを憎む親である。甘いものを與へた自分の責任に氣づかない親である。かうした無自覺な親が果して今日の世の中にありはしないであらうか。

親は、その子供はいつでも自分の思ふ通りになると信じてゐる。さうしていろくくと指導を與へるのであるが、却々自分の意圖する通りにならない。幼年

時代はそれ程でもないが、少し物心が着いてくると、ともすれば親の指導から逃れようとする事を覚える。自分の意志のままに動く筈のものと思つてゐる子に背かれた時の親の寂しみ、親の嘆きはそこに生れる。けれどもさういふ親は針のある事を知らずして溺愛の衣に子を包まうとする親、下痢の因となるのを自覚せずして甘いものばかりを與へたがる親である。その不心得な事は云ふまでもなく、親としての愛を誤つたものである。

かうした親の思慮の足りない結果に作り出された不良少年は、また大なる嘆きとなつて親に返つて来る。悔いて詮なし、ペンネットの描いた父親ポペイの言葉を斷腸の叫びであるといつたのは、さういふ意味に於てである。

それで、かゝる嘆きを経験した人と経験しない人とを問はず、みなこれに就いて充分に考へて見なければならぬ。それは現代に生活する人々の義務ではないかと思ふ。私が不良少年の問題をこゝに説かうとするのも、さういふ點に

ついていろ／＼考へさせられるところがあるからである。

二、社會の悩み

家庭は社會の基礎である。家庭の嘆きは、やがては社會の悩みである。家庭に不良の少年少女を出す事は、單なる親の禍ひたるにとどまらず、社會にも大なる災害を及ぼすのである。

今日の日本に於ては、刑法によつて處分される犯罪者が一年にほゞ六十萬人ある。而してその中五萬人は少年犯罪者である。けれどもこれは警察の手に檢舉せらるるもので、法定責任年齢の十五歳から十七八歳までの少年犯罪者を含まんでゐるだけのものである。然るに所謂不良少年はこんな一小局部にとどまるものでなく、後章の犯罪事實に於ても述べるやうに、八歳九歳の若冠にして、重大な罪を犯すものがあり、また社會的に不良性を認められずして家庭の名譽

のために隠蔽されてゐるものも少からずあるので、所謂不良性を帯びた少年少女の實数は吾人の豫想以外に多いものと思はれる。今日に於ては正確な統計がないので確言は出来ないが、日本全國に於て概算二十五萬人に上るであらうといふ人がある。而して東京市内だけでも九萬四千あるといふのが警視廳の觀察で、市内總人口二百三十五萬のうち百分の四に當るわけで、實に恐るべき割合を示してゐるのである。

この夥しい不良少年少女は、その一小部分が感化院とか少年監獄とかに留置されて特殊の處遇を受けてゐるだけで、大部分は社會に放置され、何らの取締りも保護も受けてゐない。その結果は戦慄すべきものがあつて、測り知るべからざる災を社會に及ぼしてゐるのである。放火、殺人、強盜、窃盜、詐欺、横領其他あらゆる犯罪として彼等少年者の手に遂行せられぬものはなく、昨年の大阪に於ける女學生殺しの如き、五少年のために警官が二ヶ月半も翻弄された

やうな形になつて、有形無形に多大の損害を受けてゐる。

かうした不良少年が社會に放置されてゐる事は、とりも直さず犯罪者の萌芽を養成してゐるやうなもので、彼等はその不良行爲を次第／＼に積み上げて行くうちに、常習性犯罪者となつてしまふやうになる。此様な現状からして、社會の不安が生ずる。夥しい不良少年が横行して、毒害を流すがまゝに任せてある事を思つては、社會の人々は如何にして安全な落着いた生活を享受する事が出来ようか。自分の子弟に何時さうした恐ろしい誘惑が来るかも知れぬ、何時自分の生活が脅かされるかも知れぬ。斯る状態に吾人が置かれることは、文明生活の耻辱であらねばならぬ。

これは獨り日本ばかりの問題ではない。歐米諸國に於ても等しく痛患としてゐるところである。殊にかの大戦争中は、父兄の出征のために家庭の監督の手が緩慢となり、社會制度が不完全となり、生活が戦時政策のために脅威されて

不安となり、また世上に勃興した投機思想に人心が惑はされて、著しく不良少年が増加し、戦後の今日でもその始末に少からず悩まされてゐる有様である。かやうに不良少年は現代社會通有の病患ともいふべきで、いかにそのために吾人が損害を受けてゐるか測り知られぬものがある。故に社會政策に留意するところある人にとつては、瞬時も見逃してならぬ問題である。

三、不良少年の意義

不良少年が家庭の嘆きであり、社會の悩みであることを知るならば、少く問題を根本に戻して、然らば不良少年とはいかなるものを指すのであるかといふことについて考へて見なければならぬ。この事については、前警視廳不良少年係として令名のあつた現大阪川口署長阪口鎮雄氏の見解を紹介したい。阪口氏は不良少年を大別して次の二種として居られる。

第一、學生と學生系統に屬するもので、年齢を學齡年間と定む。即ち七歳にして小學校に入學してから大學を卒へる迄の間であるが、就職を限りとする。學生系統とは、學籍はなくとも學校の中途退學者とか、その思想行爲等に於て學生と同様なものをいふのである。

第二、學生及び學生系統以外のもので、年齢を二十歳までと定める。之は職人職工の子弟などの不良なもので、前者とは思想や行爲に於て大なる差異を持つてゐるが故に、斯く區別するのである。

日本の法律に於ては、満十四歳以上は責任能力者として法の制裁を受けることになつてゐるので、法理上からいへば満十四歳までが不良少年といふべきである。けれどもこれは法理上であつて實際上にはどうも適用出来ない。不良少年はつまり犯罪の萌芽者、又は初步者とも稱すべきであるから、その犯罪は思慮なき發作的意志によつて行はれるもので、感化指導によつて改善し得べきが

當然である。そこで犯罪の初歩者であり、教養、善導、陶冶する事が出来て、社會の獨立者となつてゐない丁年未滿者を不良少年として取扱ふべきで、阪口氏は此意味から不良少年を年齢二十歳までと定められたのである。而して學生に在つては、在學中は社會に獨立しないものであるから、これを在學年間と定めたのである。

けれども茲に考へねばならぬのは、同じ少年であつても、感化し教養する事の出来ないものがある事である。それは職業的犯罪者の萌芽とも見るべきものであつて、到底改善する事が出来ず、却つてますます増悪する。これは後に述べるやうな遺傳等の原因に基くものであつて、前二種の區別には該當しないのであるから、特殊例として十八歳までを限りとし、不良少年として取扱ふことにする。

以上は少年犯罪者についていつた不良少年の意義、即ち刑法上の罪に觸れた

少年の意味であるが、所謂不良少年は斯る種類のものばかりでなく、苟も人間と人間との間の行爲として不道徳な行ひをなすもの總てを含んでゐる。それ以前者を狹義の不良少年といひ、後者を廣義の不良少年といふ。不良少年の問題を徹底的に研究し、徹底的解決への道を展かうとするものは、勿論この廣義の不良少年を對象として研究せねばならぬ。けれども廣義の不良行爲といふことにも、その程度に解釋の差異があり、取りやうによつていろ／＼に取れるものであるが、その行爲が少年の身心に及ぼす前途の影響を考へて、その良いか悪いかによつて適確な判断を下さねばならぬのである。

四、時代と不良少年

不良少年の意義は、前に阪口警視の意見を大體紹介した通りであるが、これを以て更に再び社會生活に於ける彼等の上に及ぼして見る時、いろ／＼意味深

いものを感じずにはゐられない。それは、彼等が單なる不良者として、世人に憎まれるために生れて來たものではないといふことである。親が不良の子弟を持つて嘆くのは、多くその親に何等かの缺陷があつたからである。ことを前に説いたが、更にこれを社會の上に及ぼして、吾人の社會が不良少年の横行に悩むのは、吾人の社會に何かの缺陷があるからであるといふ事が云はれる。即ち不良少年は社會生活の鏡で、吾人の社會の缺陷はあり／＼と不良少年の上に反映してゐる。己れに出づるものは己れに歸る。夥しい不良の子弟の横行に悩む社會は、先づ顧みてその社會制度に何かの缺陷がありはしないかと考へて見なければならぬ。東京の某新聞が次のやうなことを云つた。

何といつても日本がエラクなつたことは、不良少年といふものが問題になつて來たことである。不良少年は都會に輝く文化の燈りに集る蝶である。時代の急流に押し流されて自然にたまる民衆の屑である。社會激動のたゞ中に生ずる埃りである。不良少年を生じない都會は死んでゐる。不良少年を生

じない時代は化石そのものである。不良少年を生じない社會は、貧乏搖ぎの出來ない因襲の固まりである。簡単に云へば、日本に不良少年の多くなつたことは、日本の未來の希望であり、光りであり、生々發展である。少くとも不良少年が多くなればなる程既成の階級の脅威であるが、新たな分子の擡頭である。蝶、屑、埃り、それは新文明の火焰の燃料であり、要素である。

これは氣味のわるい皮肉であるが、また一面に於て當つてゐる點がないでもない。

我々は不良少年の横行に悩まされるが、更に之を時代思想といふ上から見て、いろいろの意味で暗い心持を誘はれずにゐられない。時代思想がいかに不安な状態にあるか、といふことは、直ちに不良少年の思想に影響して見られるからである。この一篇の皮肉はよくそれを穿つてゐるもので、これは後章に思想問題として、一應考へて見たいことである。

とにかく不良少年といふことは、今日に於ては瞬時も忽せにすることの出來

の問題である。家庭として之をいかに取扱ふべきか、社会として國家として之をいかに處遇すべきか、吾人の考ふべき問題は多々あるが、その第一階梯として、彼等がその無思慮な心からしていかなる犯罪を行ひ、社会にいかなる害毒を流してゐるかといふことを事實によつて述べて見たいと思ふ。

第二章 恐るべき不良少年の犯罪

一、少年なるが故の犯罪

既に述べた如く、多数の不良少年が斯くも横行するといふことは、文明生活の病患である。吾人の後繼者たる愛すべき少國民が、恐るべき犯罪者となつて街路に彷徨することは、想像するだけでも戦慄を禁じ得ないことである。勿論、統計上から見たならば、斯る不良の分子は、現今の社会に存在する幼年者の一部分に過ぎないであらう。然し、その少数者の恐るべき犯罪を大部分の健全分子の幼者に見聞させることは、非常に有害な感化を與へるもので、その害毒は測り知るべからざるものがある。況んや之等の不良分子が絶えず誘惑の魔

手を伸ばしつゝあるに於てをやで、たとへ小部分と雖もその存在を許すべきでなく、充分警戒する必要がある。そこで私は、斯る警戒の必要を説くために、先づ、何故に不良少年は恐るべきか、少年の犯罪がどんなものであるか、といふことを説明しようと思ふ。

世間の成人たちは、よく「子供だから」といつて、兎角子供のする事を輕視し勝ちである。「子供だから」といつて、その知能が低く、成人のやうなことはとても出来ぬやうに思ひ勝ちである。然るに成人がかやうな考へで満足してゐる一方に於て、子供は無意識のうちに成人の行爲を模倣して、思ひもかけぬ事を成し遂げつつあるのである。不良少年の犯罪に於てもさうで、その行ふ犯罪は此世に存在する犯罪の總てを含んでゐて、彼等が行はざるものなしといふ有様である。故に、單に犯罪の事實といふ上からのみ見るならば、成人も少年も其間に區別を置く事が出来ない。詐欺、強盜、窃盜、剽盜等は固より、殺人、殺

傷、強姦等に至るまで、實に恐ろしい事をしてのけるのである。故に今日に於ては、ただその心理状態とか年齢とかいふ點より考へて、成人の犯罪と少年の犯罪とを區別してゐるだけである。即ち、少年である故に理性心に缺けて居りただ慾望に向つて行動する結果、恐ろしい行爲となるので、幼年なればこそ斯る罪を犯し得るのだ、と考へられるやうな場合が少くないのである。

二、金錢的慾望に基く犯罪

少年者の慾望は多く單純である。自分が一つの事に對して不満足を感じればそれが直ちに慾望となる。而して彼等不良少年は、自制力の缺けたものであるから、その慾望に向つて直ちに暴進する。そこに犯罪が生れるのである。尤も自分の周圍に對して不満足を感じないでゐながら抑へ難い慾望に捕へられるものもある。これは、貴族富豪の子弟に癡癡の者などの出る場合で、ただ金錢な

り物品なりを窃取することに一種の愉快を感じるといふ病的不良少年であるがこれも「取りたい」といふ欲望によつて動くものと解釋すれば、此種類の犯罪の中に包含し得られるであらうと思ふ。

斯る欲望に驅られて行はれる犯罪は、實に多種多様を極め、幼者がどうして此様な智慧を有するであらうかと思はれるやうなものが多いのである。次には私の眼に觸れた夥多の事實の中から、最も著しいものを抜萃して掲げる事とした。之によつてほぼ全般か想察されるであらう。

例一、大阪市西區の生魚商三國方へ雇はれた松〇窓〇〇といふ十三歳の少年は、雇はれて二日経た日の午前五時頃、主家の出刃庖丁を携へて奥四疊の間に忍び入り、箆筒の抽出しを捻ぢ開けて現金を盗み出さんとした。その物音に主人が眼を覺し「泥棒！」と叫んだので、忽ち出刃庖丁を振り翳して主人の面部に重傷を負はせたが、遂に格闘の末取押へられた。警察へ突出されてから此少年は、「私は呉の生れで、學校は二年生を終へただけです。泥棒は度々やりましたが被見された事なく、警察へ引張られたのも今度が始めてです。雇はれた時から一仕事やる積りでした。出刃庖丁は無論主人が眼を腫

まして抵抗した時にやつつけるためです。金を奪つたら下關へ送電する考へてみました。生れつき活動寫眞が大好きで、暇があつたら見に行きます。中でも舊劇が好きで——」と得意さうに陳述して、警官を驚かせた。

此少年は、年齢に似合はず、眼光鋭く耳朶突聳し、前額狭小な容貌を持つてゐたといふ事である。先天的の素質を有する犯罪型の少年であつて、道徳性や反省力が缺けて居つたものと思はれる。其處へ活動寫眞によつて罪惡を示唆されたものであらう。

例二、東京市芝區田町煙草專賣局三階に備付けの金庫が盗み出され、裏手の棚外に破壊して捨てゝあつた。その犯人を嚴重に探索すると、同局女工吉〇りう(一五)三〇安(一二)の二人の所爲である事が判明した。此二人は不良少女で、親達から常に給料が少いといはれてゐたので、遂に共謀して工場に終業後居残り、金庫を擔ぎ出して破壊し、在中の現金百八十餘圓と貯金通帳勸業債券五百圓券とを盗み金を折半して渡草に行き、時計店で十八金製の指輪を買つたり活動寫眞を見たりして夜遅く人力車で

歸り、それから無断移動して諸所を遊び廻つてゐた。金は殆ど費ひ盡し、通帳債券等は自宅の床下に隠してあつた。

親より給料が少いと叱言を云はれたのが、勿論大なる示唆とはなつてゐるが犯罪後の行動が放縱極まる大膽不敵なものである事を見ると、此少女等の裏心に、虚榮に憧れる犯罪性が強く育まれてゐた事がわかる。斯る場合、徒らに事實の表面だけを見て、親がその子を犯罪に導いたものであるといふやうな、輕忽な判断を下さぬやうにしなければならぬ。

例三、名古屋市生れ會〇〇房〇といふ十四歳の少年は、少年ながら忍び込みの名人で、大阪市に流れて来て、三十餘ヶ所の家に便所の掃除口から忍び込んで、金庫を破壊等して金銭を窃取し、その被害額三千七百餘圓に上り、その大膽な行動には流石の警部も舌を捲いた。

例四、横濱市松影町佐々木某が、家主差配に家賃四圓三十五錢を納めのため、同居人の子なるみつといふ十二歳の小娘に五圓紙幣を持たせて使に出した。然るにみつは差配へ行かず、家賃領收證に巧

偽筆して差配の手に渡したやうに装ひ、佐々木には剩餘六十五錢と通帳を渡した。さうして詐取した四圓三十五錢の金は、附近の果物屋、おでん屋、菓子屋等で、悉く買食に費消してしまつた。

僅か十二歳の少女に斯る智慧があらうとは、普通の人には到底想像すらも出来ぬことである。

例五、名古屋市武〇兼〇九〇丹〇正〇(一一)田〇信〇(一〇)竹〇文〇〇(八)の四名は、常々組を作つて遊び廻り、活動寫眞を好んで常設館に出入してゐるうちにその悪影響を受けた。さうして、玩具の刀劍拳銃を買求め、拳銃は糊癩玉で破裂させ、他の子供等を脅迫しては金品を奪ひ興がつてゐたが、遂に同町の某家へ押入り、玩具の拳銃で妻女を脅迫して十圓入りの財布を強奪した。

例六、横濱市の素人下宿屋中〇方へ少年強盗が押入り、小刀二挺を突きつけて金百圓出せと、裁懸中の主婦を脅かした。主婦は金をやると其場を立去り、裏庭に出て大聲を發したので、少年は何物も得ずに逃走してまつた。此不良少年は神戸生れ日本郵船火夫長の長男で天〇金〇(一四)といひ、四歳の時實母を失つて繼母の手に育てられ、腹違ひの妹が二人ある。虐待といふ程でもないが冷たい家庭を感

つて家出し、阿山の鐵工所に雇はれたが引戻され、更に叔父たる東京龜井戸町の型紙職の家に引取られたが、また叔父の現金三十圓を窃取し家出して横濱に來た。さうして金に窮し、大阪に女學生殺しの犯罪があつたことを思ひ出して、兇行に押入つたのである。

例七、横濱市船渠職工長女(一三)といふは附近のハンケチ工場に通勤してゐたが、生來の不良少女で活動寫眞を好み、實母の筆筒から五十錢を盗み出して家出したのを、翌日母親が連れ歸つて監禁して置いたところ、いつか縛を解いて飛出した。さうして自宅の前に遊んでゐた少女を襲つて小遣錢を奪ひ取り、他にも數人の少年少女を連夜襲ひ、何れも猿轡を締めたり毆打したりして負傷せしめては金錢を強奪し、遂に警察官に發見包圍されると、進行中の列車の前を横切り、電車に飛乗り板塀を乗り越え、神田鬼没の早業で姿を晦ました。

例八、大正八年六月二十四日夜十時、東京市深川區の某家で十三歳の少女が一人留守してゐるところへ、頬被りをした一人の女が人つて來て手斧を突きつけ、「私強盜よ」と脅迫して、現金廿圓餘に、衣類數點を強奪して去つた。此犯人は洲崎遊廓某樓主の妾の妹杉(一七)といつて、姉の虚榮を見習ひたいために此の犯罪を行ふに至つたもので、「深川の少女強盜」として喧傳された。此少女に對する各方面の觀察を少しく擧げるなら、杉江醫學士は「おちよの精神状態には何の異狀も認められぬ。

狂人では勿論ない。血統にも精神病は認め得られず、發作的精神病者とも考へられず、普通一遍の健全な少女である。唯彼女の肉體は稀有の發達を示し、顔も胸も手足も普通十九歳位の婦人同様で、その言葉から察して非常な早熟の女といへる。若し精神状態に多少でも異つた點がありとすれば、早熟の結果かとも思はれ、今一つは女として精神の大動搖時代たる内熱期にある事がそれであらう。おちよの性質にはかうした事件を惹起す危険性の潜んでゐた事は否めない。彼女の生活や境遇も、此事件を惹起するの有力な素因となつてゐる。また彼女を引立てた刑事は「僕はその時變裝してゐた。時刻は夜で、一寸用があるから警察まで來てくれと何氣なく云つた。尋常一様の娘なら罪がなくとも警察と聞いただけで泣出す位は、當然である。況んや脛に傷持つおちよ——息も詰る程驚くかと思ひの外、麗毛一本動かさず、妾何の用があつて警察へ行くんです、と辯掛けのまま反問した。その落着いた態度は、話に聞く昔の女賊の倅があつた。」また洲崎署長は「兎に角膽の太さには呆れざるを得ない引立てて來て二時間ばかり、まだ證據が揃はぬので唯訊問だけしたが顔色も變へず泣きもせず、何を仰しやるといはねばかりに事實を否認した。證據が揃つては流石に太々しい此女も到頭恐れ入つたが然し此時すらも唯顔を緘らめ下俯いただけで、さして惡事を働いたとも思へぬ程であつた。調べが済んで留置場へ入れると、朝の飯など大の男すら一二度は咽喉を通らぬといふに、おちよは平氣の平左で食ひ終りケロリと済してゐた。」

この少女強盗の出現は、朝野各方面の人々を驚倒せしめたものであつた。これに對する觀察としては、學理的の方面から見ると、社會的の方面から見るものとの二種があつた。社會的の方面から觀察するならば、これは實に由々しき社會問題の一つである。女性解放の叫びは今や熾烈に起つて、社會的また家庭的の生活上に於ける女子の權利を男子と平等にせよと要求してゐる。今迄は婦人はただ家庭の一要素として、道具並に取扱はれて來たが、然し本當に覺醒して見るとそれでは満足が出来ない。婦人と雖も人間である。特に區別されるべき理由はないから、同等に待遇せよと要求するやうになつた。斯る女性解放の叫びが、犯罪の方面にも影響して、女性の犯罪が男性の犯罪に接近し、少女強盗といふ夢想もし得なかつたやうな現象が生じた。故に、少女強盗は即ち時代の推移に伴つた現象であるといふのが、社會問題的の見地からの觀察であつて、見方が大きいのである。

然し斯る觀察は、見方が大きいだけに、容易に首肯する事が出来ない。吾人としての先づ第一の責務は、此少女を學理的に觀察する事である。その家庭がどんなものであつたらうか、その環境がどんなものであつたらうかと考へて見るならば、姉は遊廓の樓主の妾をして居り、其家に入出入するものは藝者とか料理屋の女中とかいふものばかりであつたといふことから、その淫蕩な空氣を感じ、それらを見聞する少女の胸に、自分もああいふ事をして見たい、ああ云ふ着物を着て見たいといふ、奔放な空想的な虚榮の萌芽を知らず／＼培養してゐたといふ事は、蓋し想像するに難くないであらう。さうして彼女が常に活動寫眞や寄席で盜賊の話を見聞した事を思ふならば、その慾望遂行の手段として、犯罪を思ひ立つに至つた心持も想像されよう。刑事や署長は、此少女を如何にも惡黨肌の大膽な女であるかのやうに見てゐるが、それは何も惡黨であつたり大膽であつたりするのではなく、たゞ惡事に對する識別力や耻羞心が缺けてゐ

たからではないかと思はれる。即ち道徳的に低能であり鈍感であるので、たとへ口では「盗賊などするのは悪いことだ」といつてゐても、眞に悪いと思ひ、さういふ事はしてはならぬと感じてゐたのではないから、そのために斯る罪を易々と犯してしまつたのである。斯る素質は生れながらに持つてゐる事もあるし、また、前述のやうな環境から育まれることもある。世の父兄たるものは、斯る點をよく／＼注意して欲しいもので、私が、聞くだも恐ろしい不愉快な犯罪の事實を並べると、斯る警戒を促したいからに外ならぬのである。

三、性的慾望に基く犯罪

不良少年の性的犯罪は、世人が豫想する以上に多いものである。これは、彼等の身心の發育が不平均なるがため、即ち、高尚なる智的能力の發達が鈍いにも拘らず、性的方面に於ては、肉體的にも精神的にも異常の發達を遂げてゐる者が多いからである。不良少女に於ては、十歳前後に於て月經を見たやうなものがあり、不良少年に於てもそれに準じて、異様に早く春情が發動する。之等の早期な春情の發動は、生れながらの素質で自然に出るものも少からずあるが、また境遇の刺戟で出るものも少くない。即ち、不良少年を生むやうな家庭は、大抵不健全極まるものである。子女の養育に意を用ひないのは固より、全然放棄して顧みず、却つて種々の不徳な行爲の模範を、親どもが示して見せるやうなものがある。昨年十月に行はれた國勢調査の際、一調査員が貧民窟の一家庭を尋ねてその汚れた障子を何の氣なしに開くと、中には子供等が集まつて不潔な性的遊戯に耽つてゐたといふことである。これは、狭い室に五人六人もの家族が雜居してゐるために、自然親どもの行爲を見聞し、さうしてそれを模倣するに至つたものであることはいふまでもない。

斯くて早期に性的の眼覺めを感知した彼等少年は、充分なる性的知識を與へ

られないために、その眼覚めを如何に處分していいかが分らないのである。分らない結果、ただ無茶苦茶にその衝動のままに行動するか、或は無茶苦茶にそれを壓迫しようとするかの方法に出るが、極端から極端へと盲目的に動くのが彼等の通弊で、遂に取り返しつかない羽目に陥り、恐るべき犯罪をも敢てするるのである。

子供に性的教育を施せといふことは、現今盛んに論議せられて一つの問題になつてゐる。これはいろいろに考へて見て、誠に尤もな議論だと領かれる節が多い。フランク・ウエデキント氏の戯曲「春の目ざめ」の主人公たる少年少女は無意識に性的遊戯を犯して妊娠し、不良少年となつて學校から退學されて自殺してしまふといふ筋で、性的教育の必要なことを如實に現はしてある。これは現代教育に於ける大なる缺陷で、また最も困難な問題である。少年期から成年期に移る過渡期の惱ましい思ひは誰でも経験する非常に危険な時期で、親の心

持としてさういふ危険を子供に踏ませたくないと思ふのが人情で、將來に於ては勿論完全な性的教育が實施されるやうになるであらう。静岡の某中學の五年生十四名が、三名の不良分子のために脅迫誘惑されて修學旅行先で妓樓に上つたといふ事件があつたが、斯る事件は固より根絶されねばならぬのである。けれども、私がここに説いてゐる不良少年に於ては、この困難な性的教育の問題は一層困難である。何となれば、彼等是一種の病者であつて理解力がなく、盲動しやすく、而してその春情發動が普通兒童のやうでなくて、豫想外に強烈だからである。或る不良少女は十三歳で二人の情夫を持つてゐたといふ位である。不良少年教育はかやうに困難であり、その犯罪の恐るべきは斯る點に存するのである。

例九、津市の磯の作〇といふ十五歳の少年は、同地高等小學校の一年生であるが、同町内なる十四歳の少女を神社の境内に連れ込み、子供にあるまじき行動に出んとした。それを少女が抵抗したので、小

刀で少女に斬りつけた。

例十、廣島には、十四才の少女を山中に連れ込み、短刀で脅迫して強姦負傷させ、所持金九十四錢を強奪して逃走した少年があつた。警察署で探検の結果、それは中○朝○といふ十五才の少年の所業であると判明した。此少年の父は廣島某孤兒院の院長で、朝○は妻女の連れ見である。父はもと吳孤兒院長を勤め、朝○もその土地の小學校にゐたが、缺席と操行不良で退校を命ぜられたものであつた。

例十一、兵庫縣御影町某實業學校教員の二男たる木○春○(一三)なる少年は、その學校の裏手で午後七時頃十六才なる良家の娘を捕へて猥褻なる行爲を働かんとし、娘に悲鳴を擧げられたので、目的を遂げずに逃走してしまつた。

例十二、兵庫福○雅○(二〇)といふ不良少年は、兵庫の某貿易店の店員に雇はれてゐたが解雇され、爾來東京静岡等を徘徊した後再び神戸に舞ひ戻つて來た。神中には常に羅馬字封筒の手紙を持ち、内容に「自分は貴女を愛してゐる。萬一貴女が私の要求を容れない時は、貴女の命を取つて自分も死ぬる」といふ一種脅迫的の艶書で、又青色を帯びた布片で覆ひを拵へ、之を横封筒に入れ、封筒の上には「自分が萬一死亡したる時は、此封筒を開封せず其まま焼却すべし」といふ意味の文句を認めてあ

る。此艶書を良家の婦女子、女學生に贈り、兵庫大佛境内を密會の場所にあて、女を吊り出しては襖中の短刀で脅迫して貞操を破つてゐた。此の手段で犯された女學生が少からぬ由である。

例十三、大阪市内に徘徊して、良家の支關に現はれては、沖繩縣秘密探偵社員と號し、「お家の令嬢○○さんは不良青年と關係して居る模様です。一寸訊きたいことがあるから、面會を許して下さい」と如何にも探偵らしい口調で云ひ放す怪青年があつた。これは沖繩生れて現在は大坂に住み、元大阪爲替貯金局員渡○(一七)なる不良少年であつた。此の少年の持つてゐる手帳には、京阪神の富豪の令嬢の名や、不良青年の名などが列擧してあつた。

この少年の行爲は、必ずしも性慾に發してゐるとは云はれない。良家の子女を脅迫して金錢を強奪しようといふ慾望を持つてゐたものであるかも知れない。それは、警察當事者でない私には調べる餘裕がなかつたが、然し之だけの行爲の事實から見て感ぜられることは、彼等不良少年の行動が實に千變萬化を極めてゐるといふ事である。刑事と名乗り、探偵と號し、到る所に魔の手を伸ばさうとする。その奸智は實に驚くべきものがあるのである。

例十四、東京市麻布區山○氏令嬢(一九)に宛て、數回に亘つて艶書並に脅迫狀を郵送し、或時は「このジョンを私の身代りに愛撫して下さい」との付文と共に一頭の洋犬を山○氏の鐵門に縛したり、又は小石に結付けた艶書を書齋に投入したりする者があつて同家で注意中「某日夕方六本木停留場まで御足勞を願ひたい。貴嬢より某氏に宛てた艶書を拾得したれば、秘密に御手渡しする」との書面が舞込み、更に十九日又々「某日夕方六本木停留場まで来られたい。若し来なければ考へがある。」との脅迫狀を送つたので、同家も堪り兼ねて遂に警察へ届けたところ、右は香川縣生れ府立工藝生徒對○松○(一八)の行爲と知れた。同人は學業劣等で優柔不斷、常に子女の誘惑に思を馳せてゐた。そして義兄が賤格なので家庭では善良を裝つて居り、義兄は過去一ケ年に亘る彼の不良行爲に就いては夢想だにしなかつた由である。

例十五、大阪市南區馬淵町某銀行給仕岸○政○(一九)なる少年は、性來體が弱くて肺病の氣味があり、文學物の書物に耽耽り、遂に銀行の勤めも面白くなつたので退き、世話になる叔母から月に三圓の小使錢を貰つて道頓堀千日前邊のカフェーなどをぶらつき、遊んで歩いてゐた。そのうち、近隣の資産家の娘で富主なる泉(某女、一九)に懸想し、言葉を交さぬも毎日その家の表口を徘徊して遣瀧ない思ひに悩まされてゐたが、遂に堪へかねて半狂亂となり、強制的にも思ひを遂げようと決心し、麻繩二間餘りと短刀とを持つて屋根傳ひに庭に忍び入つた。さうして、午前三時頃女中が兩戸を開け

た隙に侵入し、娘の居間へ入つて、「私は日頃あなたを懸想れてゐる。どうか私の思ひを叶へて下さい。若この場合否應云はるるに於ては、先祖傳來の四孫六の短刀で貴女を殺し、私もこの場に自殺します」と書いた手紙を示し、是非開封の上返事を呉れと迫つた。然し娘が吃驚して叫んだので狼狽して逃走した。此少年の所持してゐた手帳には、戀の日記を書き続け、出翼塚の圖などを描いてあり、「妻某、泉○政○氏」などと記してあつた。

この少年は、勿論身心の發育が虚弱なるに伴ふ精神薄弱者であらうことは、ほぼ想像し得られるのである。彼の戀は空想から始まつた可憐なものである。然し、彼は意志が弱い病的少年で戀の心を抑へることも出来ず、また戀を遂げる正當の手段に至るの決心をする事も出来ない。さうして思ひあまつた揚句が、深夜の家宅侵入となつた。然し、斯る場合にも彼はその思ひを口に現はすことが出来ず、手紙に書いて女に示すといふやうな、稽滑といへば滑稽でも「あるが、然しまた可憐な迂遠極まる手段を執つてゐる。實に危険極まる行動で思慮

のない無鐵砲さには、驚くの外はない。之は固より春情發動期に際した少年の變態心理で、多くの少年は必ず斯る時期を無意識のうちに経験してゐる。さうして多くの親達も、その子の危険期を無意識のうちに見過してゐるのである。然らば、何故に此岸〇某のやうな行動をする少年が多く出ないかといへば、それは多くの世の少年には幾分か自制力があり、意志があるからで、危険期に際しても無意識のうちに自制してゐるのである。故に少年は自ら修養し、親はその子の身心の發育によく注意して、意志の鍛錬を圖らねばならない。

四、好奇心悪戯心に基く犯罪

好奇心や悪戯心は、一般兒童の通有性である。或る場合には、これあるがために、兒童の智能が發育するものだと言はなければならぬ。此處に一つの花がある。之は何の花であらう。どういふ風に育つて、どういふ風に開いて、どう

いふ風に實を結ぶものであらう。かういふ風に考へてゐるうちは、その好奇心は取りも直さず求知心で、他の成人に尋ねるなり、自分で手を觸れて實驗して見るなりして、それを自己の知識の一部分として行くのであるから、まことに當然な必要な事である。然しこの好奇心も更に一步を進めて、此花を散らしたらどうなるだらうといふ事を考へ、花を微塵に打ち散らして愉快を感じるやうになると、初めて制御し警戒する必要が生じて来る。これは惡に對する興味であつて、惡事を成し遂げた場合に、云ふに云はれぬ喜びを感じるのである。もとより人は、惡に對する興味ばかりでなく善に對する興味も充分に持つてゐる事は争はれない事實である。よい事をしたと思へば、何となく愉快な心になる。之は常識圓滿の發達をした人にとつては當然の事であるけれども、常識の發達しない人や、まだ知能の發達しない少年等にとつては、さうでない場合がある。それは、善事をなしても、善事をなしたといふだけで自分の心に愉快

を感じ得ない。善行が世に顯はれ、人に知られて、多くの人々に賞められなければ、面白い心持を感じない事になる。然るに悪事にあつては、悪事をする事が直ちに非常な愉快を感じしめるのである。悪事をするには、人の眼を忍び、多くの危険を冒して成就しなければならぬ。その冒険に對して面白味を感じるのが、知能の不平均な不良少年の犯罪である。此際に當つて彼等は、何故に自分が悪事をなすに人にかくれてやらねばならないかといふ事は考へず、ただ人に見付からないやうにと思つてゐるだけである。従つて普通の兒童ならば、一時の興味に驅られて悪事をする事があつても、直ちに後悔の念が心に沁み入るやうに起つて來るに反して、彼等不良少年には斯る念は決して起つて來ない。興味に驅られて累進するばかりである。たとへ後悔の念の起る事があつたとしても、最早取り返しのかね罪を犯して警察などの手に捕へられてしまつてから、形式的に頭を下げるのである。これが、實に不良少年の恐るべく警戒すべき點である。

(四) 好奇心悪戯に基く犯罪

戒すべき點である。
斯く不良少年の好奇心は、惡に對して異常に強いものであるが、然し此好奇心は多く他の利慾や性慾に附隨して起るのが常で、好奇心だけで罪を犯す場合はあまり多くないやうに思はれるけれども、此好奇心の動き方は盲動的であるため時には驚嘆すべき犯罪を敢てする場合がある。大正九年三月二十五日、大阪府下に於て十六歳の女學生が無残にも慘殺され、警察官をして犯人搜索に六十餘日を空しく狂奔せしめたが、その犯人は十五、六、七歳の低能な五少年で、全く好奇心から斯る大罪を犯したものであつた。これは少年等が法廷で申立てた左の供述を見れば明瞭である。

例十六、中○繁○(一六)「本年三月廿五日午後五時頃私が宅で御飯を喰べて居たら、中○吉○と中○音○とが遊びに来て、間もなく三人で池田へ遊びに行くことになり、瀬川の西まで来た時上○吉○(辰○)の(こと)と出會ひましたので、一緒に歩いて石橋停留所(阪急電車)に行きました。すると

吉〇〇が女學生が下りて来たらワヤにしてやらうと云ひ出したので、一同賛成して待つて居ると、一人の女學生が電車から下りて尊鉢(秦野村)の方へ向つて行くので、その後をつけ農林學校の掲示板の少し西の方へ行つた植木畑の所で、その女學生を一同で掴まへ、植木畑へつれ込み、佐〇〇と吉〇〇とが女學生の両手を後ろに捻ぢ上げ、袴の前から下つてゐた細紐を私が引抜きますと、中〇〇が女の手を後ろに括つてしまひました。それから一同で女を擔いで植木畑の西の方へ、農林學校の南手の方から北東の方へ行き、横の木の畑へ這入り、其處で女を下ろし、私が女の肩を掴んで動かぬ様にし、吉〇〇が女の手を縛つた紐の端で女の頸を絞めました。女は間もなく死にました。そこで吉〇〇は尙ほ女の袴の前の紐で二重にその頸を絞めたので、女は聲も立てずグナリとなつたので、それから植木畑を掘つた跡の穴へ皆で入れ、私は上から草を置き判らぬ様にしました。

問「何故女の頸を絞めた」

答「面白半分にやりました」

問「女の頸を絞めれば死ぬと云ふことは判つて居つたか」

答「その事はよく承知の上で女の頸を絞めるのを手傳つたのであります」

問「女を捕へた時女は聲を立てたか」

答「初め捕へた時も手を縛つた時も、キヤアと叫び、助けて呉れと云ひました。横の木畑へ擔いで行く時女は泣いて居りましたが、着いた時には聲が潤れて出ませぬでした。そして植木畑で吉〇〇が頸を絞めたら、少し頸を動かして居りましたが、すぐグツタリになりましたから死んだと思ひました。私は殺す考へはありませんでした。悪いことをしたことを女が云うてはいけなから、女が人にいはないやうに殺す氣になりました」

上〇辰〇〇(一七)(低能兒)「近所へ風呂を貰ひに行く途中繁〇〇、佐〇〇、鶴〇外に名を知らぬ子供に出逢ひ、一緒に石橋へ行き、それから電車から降りた女學生にテンゴウしようと云ふ相談がまともりました。暫くすると一人の女學生が降りて尊鉢の方へ行くので皆と一緒に歩いて行きました」

問「紐で頸を絞めれば死ぬ事は判つて居たか」

答「その事は能く承知の上で女の頸を絞めました」

問「その事を承知しながら何故絞めた」

答「面白さにです」

問「今となつて何う思うて居るか」

答「何も考へる事はありません」

問「悪い事をしたとは思はぬか」

答「思ひます」

問「どんな事が悪いか」

答「頸を巻いたりした事が悪いと思ひます」

問「是れからどんな罪になると思ふか」

答「佐〇〇などは死刑になるかも知れませぬ」

中〇鶴〇〇(一六)「飯を喰つてゐたら繁〇〇が来たので、青年倶楽部へ行かうと角の所迄行くと、同人は牛町の方へ遊びに行かうと云ひましたので、二人連れ立ち半町へ行きふじやと云ふ百貨店に中〇音〇が居たのを佐〇〇が手招きして同人を誘ひ、三人で中〇繁〇〇方へ参りました所、夕食を食べて居ました。すると繁の親が何處へ行くかと尋ねましたら、佐〇〇は顔を赤くし俯向いて居りました。其内繁〇〇が出て来たので、辰〇〇方へ行き同人を呼び出し、瀬川の方へ歩き出した時、繁〇〇が尊鉢の方へ女をからかひに行かうと申し、一同賛成して池田街道を新家の方へ行きました。その附近の石橋から尊鉢の方へ向つて歩く女學生が一人ありました。繁〇〇はあの女をヒツかけてやらうと申しました。一同そりやよからうと申し賛成しました。夫れで私と音〇は後からついて行きましたが、その他の者は走つて女の後を追かけました。私が一同に追付いたら女は暴れるので押へ付けて居ました。繁〇〇は道端の傘を持つて来いと云うたので傘(少女のもの)を持つて来たら繁〇〇は女を押へよと云ふので私は仰向になつてゐる女の腹を押へました。其後女を擔いで植木畑に行つた時、繁〇〇が私に女の手を括れと云ひました故女の腰紐で括りました。その時繁〇〇は女の肩を押へ、音〇が足を押へ佐〇〇が括つた紐の端で女の頸に巻き付けて絞め、又辰〇〇が女の袴の紐で頸をしめましたが、私は其の後手出しませぬ。別に殺す相談は致しませぬでした。只面白半分に私は手を出しましたが女を殺

す考へはありませぬ。佐〇〇が頸をしめたのです」

中〇佐〇〇〇(一六)(心身耗弱者)「馬淵橋に女學生が一人歩いて居るのを吉〇〇が見つけ、吉と繁〇〇が後を尾けようと云ひました故賛成してついて行きました。それから植木畑の中へ女を連れて行き吉〇〇と繁〇〇とで女を寝かせ、それから私が女の胸をかき、辰〇〇が足、繁〇〇が頭、鶴と音が手を持ち、横畑で下ろし先づ私が女の手を後ろに捻ぢ組み合せ、辰〇〇が紐で縛りましたので、私はその端の方で女の頸を巻き、ゆるりと絞めると、辰〇〇がその上から女の袴の紐で強く絞めましたので女は死にました」

問「何故に絞めたか」

答「云ふことをきかぬ故腹が立つたので頸を絞めました。女が死んでから辰〇〇が女の髪に挿して居たピンを抜き取り、私が何程するかと尋ねましたら皆安いと云ひました。私はそれを持って行きかけましたが、途中で皆が取りに来たので失ひました。家へ歸つてから女を殺したことを誰にも話さず、只お母さんに悪戯して来たと云ふと、お母さんは、そんな事をするのやない、駐在所へ云うてやると叱りましたので、謝りました」

問「活動寫眞は好きか」

答「ハイ好で四月十八日池田川西座へ見に行きました。その時は汽車の走る處や、馬の尻を叩く所でした。その前に女俠客玉川よしと云ふ藝題を見たことがあり、皆よく見に行きます」(大阪朝日新聞)

例十七、奈良縣山邊郡の素封家の孫なる田〇直〇(一六)といふ高等小學校二年生の少年は、二回に亘つて二名の女學生を脅かした。それは通行中の女學生の背後から飛びかかり、頭髮を掴んで引張り、さうして櫛、簪、ピンまた現金等を強奪したのである。此少年の實家は同地方切つての素封家であるが、幼少の頃父に死別れ、母の手一つに教養されたため我儘一杯に育ち、多少低能の模様があり、犯行の動機としては、「若い女學生を脅迫するとキヤア〜騒ぐのが楽しみだ」と云つて居た。

これは勿論、その告白通りに興味中心から出發したのである。さうして、ただその脅迫だけでは満足が出来ないので、物品を奪つたり、金銭を取つたりして見るやうになつたので、初めからその目的で斯る犯行をしたのではない。この傾向が一層烈しくなると、たゞ物品などを奪つただけでは済まず、一種の慘虐性を現はし、脅迫以上に女を苦めて喜んだりして、その他突飛な犯罪に出ることがないとも限らないのである。

五、怨恨に基く犯罪

怒るといふことは、子供の一つの特性といつてもいいものである。怒ると呼ばれが切迫し、鼻息が荒くなり、身體がぶる〜と戦さ、恐ろしい叫び聲を發するやうになる。然しかういふ忿怒の表現は、まだ率直なものといふべきで、寧ろ取扱ひ易い方である。忿怒がかういふ形式に現はれないかまたは現はれてもそれに留まらないで、それが内に入つて怨恨となり、長く心の内に殘留すると、子供の殘忍性と結びついて、思ひ切つた殘虐なまた執拗なことも敢行してのける場合がある。一寸した喧嘩に友達を突き殺したとかといふことはよくある例で、次に擧げる話はその典型的な恐るべき例であると思ふ。

例十八、母方の祖父は屈指の資産家であるが、その愛娘とこの少年の父親との結婚をもと〜あまり好いてゐなかつたので、この父親が商業に失敗したのを口實にして夫婦とも追ひ出し、腹黒いもの口利きて夫婦養子をした。追出された夫婦は悲惨な生活を送り、父は脚病に罹つて歸國し、母は肺結核で非命に死亡した。

一そこで親戚に同情者がありまして、私と弟とが本家へ引取らるる事になりました。最初はさしたる事ありませんでしたが、日を積むに従つて私共を厄介者扱にして、「親なし子」だとか「親が肺病で死んだ故お前も肺病が感染してゐる」と云うて汚穢視し、着物の洗濯は熱湯でしたり、御飯を食べるのも茶碗を洗ふのも別々にしてゐました。それですから悲しくて、毎日泣かぬ日とてありませんでした。或時は母の跡を追うて死なうかと思つたことさへありました。然し生きてゐる以上は我慢が大事故だと諦めて一向逆はず、終日家の用事を足し、夜は讀書などしてゐましたが、一年半許経て歸國した父の病氣が革まり、遂に大正三年五十二歳を最後に此の世を去りました。此の時も父が死んだから直ぐ来よと電報が来たのです。然るに祖父は金を惜しみ、義姉はやらない方がよいなどと云つて賛成したので、父の死顔さへ見る事が出来ませんでした。此の時も非常に冷酷な無情な人達だと思つてゐました。それ以来義姉は尙一層私共を厄介視して無理な用ばかりさせましたので、私のみならず我慢もするが幼弟が可哀相でなりませんから、親戚の人へ打明け他家へ養子にやつて貰ひました。然し不幸な者はどこまでも不幸が付き纏ふものと見え、最初の中は大事にしてくれたが、三ヶ月許してから磨待し始めたので、世話した人が氣の毒だとして自ら引取り養育してくれました。

大正四年祖父は巨萬の富を赤の他人に遣し七十四歳の一生を終りました。喜んだのは義兄や義姉です。頭の押へ手がなくなつたをよい事にして自分勝手な權威を振ひ、自分の氣に入らない事でもあれば、居候だとか馬鹿だとかのろまだとか罵倒し、果ては家から追ひ出す算段をした事もありました。

明けて大正五年でした。義兄の命により某刀劍師より蒙て研磨のため遣はしてあつた貞宗の短刀を受取り、持ち歸る途中熱々研ぎ澄まされた光に見入つた私の胸には、むら／＼と義姉に對する怨恨の念が湧上つたのであります。冷酷極まる彼の胸板を此の一刀にてグサと貫き、以て積る鬱憤を震さんと決意したのであります。よつて機曾の到来を待ちつつ三日に亘つて「私の一生」と題せる斬姦状めいたものを半紙六枚に細々と認め、封筒には「御上様」と認めてをきました。丁度義姉が私に足袋の購求を命じましたが、生憎私の粗忽から裏紋羽の品を買つて来たのです。すると義姉は冬でもないのにこんな足袋が穿けるものかといつて、私に足袋を投げつけ例の口調で罵倒を浴せました。既に決意しました私は何様抗辯すべき、ちつと慄へて足袋を取り替へ、過失を詫びました。けれども怒りは容易に解けません。私に黙して部屋を退きました。此の日義兄は泊りがけで外出し不在でありました。事を擧げるは愈々今夜だと覺悟して、私は十時に貞宗の短刀を取り出し寢床の下に忍ばせ置き、翌午前一時頃、右短刀を以て仰臥せる義姉の胸臑目掛けて數回突刺し絶命させました。(黒田源太郎氏「犯罪少年の告白と個性調査」)

此の本人は顔色蒼白の瘦せた憂鬱な少年であつて、寡言柔順ではあるが癪癢持て立腹し易い性質があつた。言語は明晰で、よく勉強する割合に學業成績は

上らなかつたといふ。一種の精神病的系統があるやうにも思はれるのである。

六、浮浪性の犯罪

今まで述べて来た種々な犯罪は、發作的にも、また常習的にも起り易いものであるが、これに放浪性が加はると、一層恐るべき、社會のバチルスとなるのである。浮浪性の不良少年は、即ち云はば職業化した不良行爲を爲すものといふべきで、轉々住むに家なく、生きんがためには竊盜でも殺人でも何でも敢てする。斯る不良少年は、親しく愛撫してくれる父や母や其他の血縁に死別れ、見捨てられた天涯寄るべなしの孤兒が、その境遇に支配されて放浪し出る者が多いのであるが、また何不足なき家庭の兒童でも、斯る放浪性を持つて生れるものがある。これは先天的に精神の缺陷を有するもので、一種の憐むべき病者であるが、然し極く稀れである。大部分は家庭に缺陷があるか、または父母が

あまりに嚴格で寂寞を極め、面白くないために放浪し出るものである。

放浪性を有する者を教化還善するのは、非常に困難なことである。諺にも、「乞食を三日すれば止められぬ」といふ通り、この放浪性を陶冶する事は容易に出来ない。先年鳥取縣の某感化院に收容中の不良少年七名（十四歳より十三歳迄の者）は、或る夕方脱走して捕はれた。また小笠原島感化院に收容されてゐた不良少年二名（十四歳と十五歳）は院長の金を盗んで脱走し、海岸から獨木舟に乗つて沖合に繋留してゐた汽船に達して船艙中に潜り込み、汽船が門司に到着してから初めて發見された。放浪生活によつて放肆な心情を養成されてゐる彼等にとつては、感化院の生活は窮屈極まるものであつたのである。彼等には、到底規律ある生活の快味を味ふ事が出来ない。さうして彼等は野獸のやうな生活をばかり憧れてゐるのである。

人間の生活に規律があり、即ち道德で制限してゐるのは、人間としての特性

であつて、之があるがために我々は人間である、萬物の靈長であるを誇る事が出来る。規律や道徳といふものは決して人間の生活を窮屈にしたり、つまらないものにしたるために存在するのではなく、人間の生活を立派なよいものにするために出来てゐるのである。彼等浮浪者には此理が理解出来ないで、ただ不愉快に感じ、野獸のやうな生活に出よう／＼と焦つてゐる。實に彼等は憐むべき不具者である。

例十九、東京府下千住職工片〇某が外出の歸途附近に十二三の子供がシク／＼泣いてゐるのを認めてどうしたのかと尋ねると、「自分は鎌〇源〇〇(一三)とて、親もなく兄弟もなく、行き所のない者だ」と答へたので、不愍に思つて自宅に連歸り、自分の嬰兒の子守として養つてゐた。然るに翌々日には夜に入つても歸宅せないので驚いて搜索すると、嬰兒は附近の畑に殺して捨ててあつた。後に捕はれた少年は、「急に子守が嫌になつたので、子供を畑の中に捨てたが、泣き出したので口の中に泥を詰込んで逃げた」と答へた。

例二十、東京府下渋谷署の某刑事が渋谷の水川神社の境内を午後十一時頃密行してゐると、縁の下に何者かが潜んでゐる模様なので、怪しみながらもよく見ると十歳位の少女が藁を冠つて寝てゐた。此少女は同町大工職長女〇すえ(一一)といひ、數年前實母に死別れ、その繼母が來たが、生さぬ仲として憎惡されて食事も疎に與へられず、時にはひどい虐待を受けるので遂に家を飛び出してしまつた。さうして各所の食物店の店頭から手當り次第に掻拂つて來ては食して露命をつなぎ、夜は他家の軒先又は神社の縁下などに寝て生活してゐた。

例二十一、名古屋驛のプラットホームに怪しい菰包の荷物があるのを驛夫が発見し、取調べようとするがそれがむく／＼と動き出した。中には千葉縣湊町生れの鈴〇英〇(一九)なる不良少年が居た。品川から荷物になつて無賃乗車し來り、隙を窺つて逃げようとしてゐたものであつた。

例二十二、東京下谷區天〇さだといふ十五の娘は、十一の時から放浪生活に入つた。羽田の海水浴場で狂言身投をして漁師に助けられ、「私は幼い頃両親に捨てられたのが養育院に拾はる身となり、七つの年までは親の慈愛と云ふものを知らず、漸々其年の春四谷永住町のある醫者の家へ養女に貰はれたが、間もなく養母に子が生れたから毎日のやうに責められました。然し學校だけは通はせてくれたものの、此先を思ふと心細くいつそ死んだ方がましと思ひまして……」と泣いた。かくて虚言を吐いて

漁師の家に救はれた彼女は、水泳場に入入しては金品の窃取を常習とし、噂が立つ頃には姿をくらました。さうして今度は女優姿をして、芝煙草專賣局の某女工に例の虚言で頼み入つて二週間はかり寄寓し、その貯金帳を盗んでまた姿を消した。これが此女の常習手段で、「轉げ込み」といふのである。次には千葉町へ奇術師に一座して現はれ、風紀を紊して警察へ引張られ、保護を加へて親許へ引渡された。然し持つて生れた浮浪性は嚴格な家庭に修まらず、淺草俳優の某と密通して家を出で、轉々してゐるうちに、某夜、酔つて通行人を誘惑せんとしたが、それが刑事であつた。此女が轉げ込みで金品の持逃をした事二十三回、田舎廻りの興行師に入つて千葉、群馬を廻つたこと四回、してわづか十五才でありながら二三人の情夫を持つてゐた。非常に稀らしい放浪性の娘であつた。前田警部の談によると、「此娘の家庭は頗る嚴格で、寧ろ酷に失する位であつた。従つて娘はどうも家庭に馴染まない。家用しては淺草に彷徨する。何でも十一位から淺草邊りのロハ臺で夜を明した事がある位で、親類をだまして轉げ込むうち悪性化して來た。兎に角實子でありながら家に馴染まないやうにするといふのは要するに家庭の空氣が餘りに冷かなためである。」(二六新報「年若き娘の犯罪女優お定」摘要)

この最後のものになると、その心持はよほど複雑である。單なる好奇や利慾やの念に働いてゐるものでなく、前に擧げた種々な心持が悉く織込まれ、従つて犯罪もかなり大膽なことを敢てするのである。

第三章 不良少年の種類と其團體

一、偶發性と常習性

前章に述べたところは、最近に起つた事實に基づいて、不良少年の犯罪を一般的に觀察したものである。従つて、彼等の犯罪をその外形によつて説明しただけであるが、同じ不良少年の犯罪でも、それを心理的根據によつて大別すると、偶發性のものと常習性のものとがある。

偶發性の不良少年といふのは、自分自身でも豫期しないやうな機會が與へられた場合に、道德的意識が足らないのでそれに対する慾望を抑制する力がなく、犯罪を遂行してしまふやうなものをいふのである。例へば家庭で母親が不

注意に財布を投げ出して置いたために、ふと子供がその中から金銭を盗み出すといふやうなことがある。また電車に乗つて混雑の中に立つてゐると、車掌が切符を切りに来て頻りに切つてゐる時に、その鞆がぼかりと目の前に口を開いてゐて、紙幣や貨幣が入つてゐるのが見えるので、何の氣なしに一枚二枚をすつと掴み出してしまふといふやうなことがある。これは、一にはさうした機会を與へる周囲の罪であるが、また一には教育が不十分な罪である。それで斯る少年は、その最初の時に發見されて嚴重な訓戒を加へられれば、直ちに悔悟し易いものである。けれどもさういふことがなく、斯る偶然に偶然を重ねて行く時は、遂に常習性の不良少年となつてしまふのである。

常習性の不良少年は容易に改過遷善し得ないもので、所謂浮浪少年は此常習性のものである。これは後に述べる低能兒であつたり、または少くとも道徳心の低格なものであつて、心底から惡事に惑溺してゐる。前章にも此浮浪者の犯

罪について述べた通り、これは不良少年の職業化したもので、相當の家庭に育つた少年でも浪々して、窃盜、搔拂とか、または其他の犯罪をして自己の好奇心や偏つた道徳心を満足させ、また職人子弟の不良者や貧民の子弟などは、さういふ犯罪によつて生活の資を得てゐるものである。それで警察の手にかかるものは、多くこの常習性の不良少年である。前警視廳不良少年係阪口鎮雄氏は、かかる職業化した浮浪少年を研究して、硬派、軟派、及び盜兒團の三種に區別して居られるので、それに従つて氏の所説を紹介して置きたいと思ふ。

二、硬派不良少年

此種類のもものは、同じ不良少年でも男性的なものである。

硬派不良少年は、封建制度の思想から系統を受けてゐる。即ち封建時代にあつては、盡忠報國が武士の精神であり、日本魂の本義であつた。そのためには

命を鴻毛よりも軽んずべきものであるとして常に武を練り横行濶ルした。それが明治時代となつてから志士の横行となり高談放論して時事を論ずるといふ風になり、その形骸だけが妙に曲解され、受繼がれて此硬派不良少年となつた。斯る由來を持つてゐるものであるから、従つて彼等は義を重んずるといふ事を最大の信條としてゐる。英雄豪傑の傳記を讀んで快哉を叫び、酒を痛飲しては天下の事を論ずる。さうして議論が合はなければ直ぐ喧嘩となり、腕力で解決をつけようとし、些細な事から重大な衝突を起す事もある。他人の不正不義を蛇蝎よりも憎んで、弱さを扶け強さを挫くといふ義侠的精神によつて行動するのである。

斯る風であるから、その性慾方面に於ては女色を甚だしく排斥し、卑むべく穢らはしきものであるとなし、男女七歳にして席を同らせずなどと云つて論ずる。さうして、士氣を養ふは男色によるものであるとなして、美少年を搜して

は脅迫其他種々の手段を用ひて、男色關係を結び、之を稚子と稱する。そして義兄弟といつて大抵次のやうな起請文を取交はすのである。

起請文前書

今般義兄弟の契り相結び候に就ては自今左の條々堅く相守り可申候事

- 一、兩人間は國家の大事にあらざる限りは決して義絶致さざる事
 - 一、兩人間は互に隔意あるべからざる事
 - 一、兩人間は親兄弟に話さざる秘密と雖も互に相談し胸襟を開きて相助け生死を共にすべき事
 - 一、互に文武兩道を相勵み家において孝悌の人となり忠君愛國の念一日も相忘れまじき事
- 右條々相背くに於ては、摩理支天、四大梵天、別して生國の鎮守、八幡大菩薩の神罰及び佛罰を可蒙者也

明治三十年春正月吉日

義兄 櫻井義夫(血判)
義弟 竹田隆一(血判)

また、斯る稚子を持つ事の出来ないものにあつては、引きまき、かつぎなどと唱へて鶏姦を事とするものがあつた。けれどもこれは卑むべきものとされてゐて、腕のある者は何れも稚子を持ち、その稚子の奪ひ合ひとか、義理とか張りとかいふことから喧嘩をし、相手を屈服させては自ら高しとしたのである。然しこの種の不良少年も、日露戦争の後には墮落して、金錢を目的としたり女色に近づいたりするものが現はれ、義侠的精神は漸次に失はれて來た。僅かに不良學生の沈澱組などいはれる落第生仲間て、柔道や劍道に秀でた者の間にその面影が見られるばかりで、それも至つて低格なものである。

三、軟派不良少年

今日社會に横行してゐる不良少年は、多く此種及び後に述べる盗兒であるといつてもよい程である。これは多く自然主義文學が渡來してから、その影響を

受けて生じたとも見ることが出来るものである。自然主義文學といへば、今日でも無理解な人は直ぐ誤解する。それ程であるから、當時の血氣な少青年が、自然主義の文學としての價值などを研究する餘裕なく、直ちにその淫猥な方面の模倣に突進してしまつたのは、寧ろ當然といつてもよい位であつた。その結果、彼等の信條とする所は女色あるのみといふことになつた。さうして妙齡の處女と交際を結ぶ、或は脅迫的に之を弄ぶ。遂には女を弄ぶことが彼等の趣味となり目的となつた。單に女を得て情的關係を結べば満足するといふのではなく、女の跡を跟け廻して、それを苦める事に一層の興味を感じるやうになる。これは換言すれば一種のサヂスム的な傾向とも見ることが出来るのである。此傾向が更に進展して行くと、物質的慾望に結びつき、交情ある女を脅迫して金錢物品を捲上げたり、または女を咬かして連れ出し、曖昧屋などに賣り飛ばすものも輩出するやうになつた。そのやり口は非常に陰險で、利己主義が極端

に現はれてゐるので、物質文明の餘弊の恐ろしいことが覗はれる。

かやうに彼等は、常に婦女を誘惑するの手段を講ずる事に日もこれ足りない有様でその方法も巧妙を極めてゐる。彼等が先づ用ひるのは女子に似せた筆跡と文章で、一見して男子の筆跡と看破する事の出来ない程巧みに模倣してゐる。さうして、學校の往復を利用したりして網を張る。或る不良少年の告白によると、常に乳母が附切りで、往復ともに俵を用ひてゐた其華族の令嬢を誘惑するのにも、二三人の仲間が共謀して掛つて見事に成功したといふことである。近來は東京市内電車に於ては學生通學回数券を用ひて居り、その表紙に使用者の校名や氏名が記してあるので、それを盗み見て手紙などを寄せる者が少くないので種々の苦情が出てゐるやうである。また近來は女學生の趣味も低下した傾向があつて、男學生の學校のマークのついたノートなどを好んで用ひるものがあるといふことである。

不良學生は多く女學生や良家の子女を對象としてゐるが、上流の者では藝妓などに戯れたり、其家庭の小間使や下婢と關係を結ぶものがある。不良職工や職人は、女工や商家の娘や娼妓、銘酒屋女等を追尾するものが多い。なほ又近來は歌劇が流行するので、さういふ歌劇女優とか、活動の女案内人などを對象として群れ集る輩が多いといふことである。

四、盜 兒 團

これは前の二種に比べて最も品の悪いもので、純粹の浮浪少年といつてもよいやうなものである。彼等は皆乞食の子か又は貧民の子弟で、住むべき家を持つてゐない。寢具とても所有せず、市中を轉々して歩いて、何處でも都合のよい所に寝る。寺院の堂の下や門の下、また橋の下、塵芥捨場、河岸、公園内、彼等が行住坐臥の家は何處にでもある。天涯の放浪兒、自然といへばこれ程自

然な生活はないが、また甚だ憐むべきものである。

彼等の年齢は大抵七八歳前後から二十歳前後に至るまでのもので、その群は大略二種に分れる。その一は愚連組といつて、放浪の日の浅いものや、窃盗を常習としてゐるものである。彼等の職業は即ち搔拂ひと窃盗であるが、時には放火もすれば、空巢狙ひでも忍びでも何でもする。始末に終へない連中で、そのために良民は非常な災害を受けることがある。他のものは籠組といはれる。これは籠を背負うて市中を徘徊し、紙屑や金物などの不用物を拾うて歩くのである。さうしてその間に搔拂ひや窃盗を働く。

此等盗見の群には、團體としての纏まつた組織はない。以前には跛の音なる者があつて百餘名にも亘る團體を組織し、それを指揮統轄してゐた。跛の音の下には兄株なるものがある。これは盗見の寝泊りする河岸に一人か二人宛居るもので、その手下として幾人か宛の盗見がゐる。さうして毎朝仕事に出る時に

種々の指揮を與へる。斯くて盗見が贓品を持つて歸ると、兄株が更にそれを跛の音の所へ持ち寄る。その品物に對して跛の音が金錢を與へるので、兄株が更にその頭を刎ねて盗見に分配するといふやうな仕組になつてゐた。然しこの團體も跛の音が檢舉され、さうして獄を出てから間もなく病死してしまつたので自然壊滅に歸し、各所に兄株によつて統率される集團はあるが、まとまつた團體はないといふことである。然し、或は將來に於て再び出来るかも知れぬので、之は警戒を要する。

その他餘祿といつて、菓子や前菓子を盗んだ時に分配する方法がある。彼等の仲間同志では姓名を呼ぶことはなく、八百屋、魚屋、炭團屋といふやうに前の商賣の名を呼ぶか、チビ、黒、ノツボといふやうに體について綽名をつけて呼ぶのである。

以上の分類は、阪口警視の研究をそのままに説明したものであつて、氏が實

際に研究されただけであつて用意周到を極めてゐる。(詳しくは、「變態心理」第二卷第三號「不良少年研究」所載阪口警視の「不良少年發生の原因」及び同警視著「不良少年之研究」参照)

五、歡樂場と季節と誘惑

前に擧げた不良少年は、世に所謂不良少年で多くは墮落學生であり、また職人の不良子弟等であつて、日夜悪事の劃策に餘念のないものである。

彼等の横行する場所は、その目的より自然に歡樂の場所である事は、動かぬ事實である。殊には、すべての罪を蔽ふに都合のよい夜の歡樂場である。東京でいへば淺草公園、大阪でいへば千日前といふやうな場所……。

華かな眩惑の灯に輝く歡樂の巷、紅白さまざまな彩りに塗られて、さらびやかに、而かも慌しく陶酔の世界が動いて行く。人の魂を咬るやうな刹那的な歡樂に満ちた都會情調は、溢れる許りの魅惑を以て流動してゐる。それは都會の

精粹であり都會の眼である。と同時にまた恐ろしい都會の陥穽である。明るい灯影には暗い闇が深い穴を作つてゐる。そこには鬼哭啾々の冷たい囁きが聞かれる。我れ人ともに冷たい呪ひのもとに鋭い爪を研ぎつつ、怪しい魔物が物凄笑を洩らしてゐる。憐れ、幾多の無垢の少年が、その餌食となつた。さうして今もその餌食となりつつある。我々は、華麗な活寫眞の繪看板のみに見惚れてゐてはならない。都會の灯に蔽はれた暗い世界を見なければならぬ。都會の美は惡の美であることを知らねばならない。

緣日、夜店、祭禮のやうな人の出盛る場所は、彼等が跋扈の舞臺である。そこで彼等は脅迫、脅喝、或は喧嘩、口論をして、他の無垢な少年から金錢を強奪したり誘惑したり、また神社、佛閣、墓地といふやうな場所に集合しては、猥褻な行爲を目的に種々な手段を講じてゐる。

かういふ歡樂の場所に入ると、普通の健全な少年でも幾分か意志が弱くなる

ものである。それは群衆によつて一種の暗示を受ける心理で、吾々の側からいへば危険な状態なのである。随分品行方正といはれるやうな少年でも、かういふ心理状態にある時には、自分自身で思ひがけぬやうな犯罪をも敢てすることがあるものであるから、さういふ場合に他の悪少年から受ける誘惑には、容易に乗じてしまふのである。それであるから、かうした場所へ幼年者を單獨に出せしめることは、親としては餘程警戒しなければならぬ。

不良少年の季節といふことは、少し言葉が妙に聞えるが、實際彼等が跋扈するのは、冬季の嚴寒で身心が萎縮するやうな時期よりは、身心の活動が自由自在な春から夏へかけて多いことは事實である。殊に春季が犯罪と密接な關係を持つてゐて、種々な犯罪が此季節に最も多く、家出、自殺といふやうに人の氣を狂はせる事件が夥しいのも事實で、少年の氣分も自づと奔放に狂ひやすい、衝動的な状態に置かれるものである。花見季節といふ通り、春の空氣は一種の

有毒な刺戟を帯びてゐるもので、一寸した事にも甚しく腹を立てたり、些細な事に興味を抱いて浮かれ出たりすることが多く、餘程警戒を要するのである。夏は海水浴場といふやうな場所に不良少年が横行する。冬は歌留多會などの場合である。少年の社交生活については、親たるものは常住不斷の注意を怠つてはならぬ。

以上は主として少年に對する誘惑であるが、少女に對する誘惑には更に一層の注意が必要である。例へば活動寫真館内などで一人の少女を目標とすれば、先づその傍に座席を占めてラムネのやうなものを買ひ、わざとその少女の膝の上に汁をこぼし、只管にその無禮を詫びて接近の機會を作るといふやうな手段を用ひる。近來は電車などでも通學回数券の記名を利用して少女に手紙などを送つて、接近しようとするものがある。かういふ手紙を受取つた場合、大抵の少女學生はそれを耻ぢて隠蔽するが、そのうちに興味に驅られて開封して見た

り、更に返事を出したりするやうになつて、誘惑の深淵に一步／＼と近づいて行く事になるのである。また彼等不良少年の團體のうちには不良の女學生が居つて、その手を通じて誘惑の手段を講ずることもあり、無垢な少女の社交生活は一層危険な場合が多いのである。

田舎から出て来た學生、寂しい家庭生活に憫む少年少女、さうしたものの多くは、軌を同うして歡樂の場所を求め、さうして暗い道を辿つて行きやすいもので、充分な注意が必要であることはいふまでもない。

六、不良少年團體の變遷

前にも説明した通り、不良少年の傾向は大體に於て硬派から軟派へと、時代の風潮に連れて推移してゐる。而してその硬派なるものに於ては、意地とか血氣とかいふことを信條として居つたその性質よりして、その行爲は多く喧嘩口

論であつて、腕の實力が唯一の頼みであつた。而して、さうした實力を争ふためには、個人的に行動することは甚だ心細いのであるから、次第に徒黨を結び團體を組んで横行するのが便利であると考へるやうになつたのは、將に當然の趨勢といふべきである。

斯る團體を組織せんとするに當つては、かういふ硬派の群は多く地方から青雲の志を抱いて上京した青年の群であつた關係からして、先づ地方的に團結することになつた。即ち、東北人、關西人、九州人といふ風に、氣風の同じものが集つて團結し、さうして、個人間の争闘は漸次團體間の争闘となつて来た。明治三十四年二月、神田三崎ヶ原で芙蓉義團及び正義團の七八十名と鹿兒島派の百二三十名とが美少年の争奪から大喧嘩をして重傷者十三名を出したことがあつた。また神田新聲館にも大喧嘩があつた。如何にそれが馬鹿氣たものであつたか、彼等の心理を窺ふに足るので、阪口警視の記事を引用する。

神田新聖館の喧嘩 其の原因は、芙蓉義團が主催で薩摩琵琶の會を催したので、東北青年義團にも案内をした。その當日東北青年義團の者が七八名来て、會場で盛んに野次つたから芙蓉義團の者が怒つて、既にその時喧嘩にならうとしたのを、正義團のものが仲裁をして漸く無事に納まつたのである。其後今度は東北青年義團が主催で新聖館で琵琶會を開催したので、芙蓉義團にも案内をした。その當日は芙蓉義團の者が七名の案内に十四名来たので、最初から口論があつた。其場は其のまま済んだが以前に上野で騒がれた怨みもあるもので、芙蓉義團のものは琵琶などはどうでもよいとて、盛に酒を飲んで野次つたのである。東北青年義團では折角琵琶會を開いたので、無事に收めたい積りでゐたから餘りやかましくも云はずにゐたが、其内に東北青年義團の者が芙蓉義團の者に、君達ばかり飲まずに俺にも一杯飲ませといつた。芙蓉義團のものは飲みたければこれを飲めと云つて徳利に小便をして出したので、なに生意氣なことをするかと直ぐ喧嘩が始まつて、新聖館で上を下への大騒動となつた。神田署から直ぐに警官が繰り出されて漸く鎮靜した。この喧嘩で重傷二名輕傷二名の怪我があつた。其後は正義團が仲裁をして、兩方共に琵琶會で一度づつ野次つたから同じ事であるといふことで和解したのである。

彼等團體間の鬭争は大抵かういふ風なものであつて、その團體の種類は次の

やうに變遷してゐる。

(六) 不良少年の團體の變遷

名 稱	勢力範圍	人 員	存 立 年 間
東櫻俱樂部	神田、本郷	三百名位	明治三十一—四年
白 袴 隊	芝公園以北	百名位	明治三十二—四年
東北青年義團	神田、本郷	百五六十名	明治三十五—七年
京 橋 組	京 橋	五六十名	明治三十一—三年
芙蓉義團	本郷、下谷	二百名位	明治三十六—七年
品 川 組	品川、芝三田	六十名位	明治三十二—五年
正義團	下谷、淺草	二百五十名位	明治三十四—八年
鹿兒島派	神 田	九十名位	明治三十一—二年
大 分 組	神 田	六十名位	明治三十二—三年
神田俱樂部	神 田	六七十名位	明治三十五—七年
龍 門 會	赤 坂	五十名位	明治三十三—四年
朝日俱樂部	下 谷	五十名位	明治三十二—三年
博 愛 會	本 郷	四十名位	明治三十三—四年

不頁少年の團體の變遷 (六)

天下之自由黨	フレンド	奇勇俱樂部	芝恩連隊	慈惠會	芝連	品川連	愚連隊	紫紅會	流星義團	因幡義團	ピンポン俱樂部	野球俱樂部	棹組	新堀組	龜俱樂部
淺草	赤坂	芝	芝	芝	芝	品川	芝	京橋、日本橋	京橋	京橋	小石川	牛込	小石川、本郷	芝	麻布
三十名位	三十名位	三十名位	三十四名	三十名位	三十四名	四十名位	三十名位	六十名位	五十名位	五十名位	三十四名	四十名位	三十名位	五十名位	四十名位
大正元一二年	明治四十二一三年	明治三十八一九年	明治四十一一二年	明治四十二一三年	明治四十一一二年	明治四十一一二年	明治三十八一九年	明治四十一一四年	明治四十一一四年	明治四十一一三年	明治四十一一二年	明治四十一一三年	明治三十九一四十年	明治三十八一十九年	明治四十二二年

第三章 不頁少年の種類の及其體

千鳥會	雷義團	嘯風義團	彌生團	血青團	堂捐連	溜池壽商會	麻布組	神風連	愛國立志會	四谷俱樂部	金杉組	三田俱樂部	愛宕下連	蜻蛉組	赤心俱樂部
芝、麻布	京橋、日本橋	本郷、下谷	神田	小石川、下谷	麻布	赤坂	赤坂	麴町、芝	芝豐岡町	四谷、赤坂	芝金杉以南	芝三田	芝愛宕	小石川	本所、深川
四十名位	八十名位	七十名位	六十名位	五十名位	三十名位	四十名位	五六十名	七十名位	四十名位	八九十名位	五十名位	五十名位	三十名位	七八十名位	八九十名位
明治四十一年二年	明治三十九一四十二年	明治三十九一四十二年	明治四十一年二年	明治三十八一四十年	明治三十五一八年	明治三十一一二年	明治三十五一四十年	明治三十六一九年	明治三十六一八年	明治三十六一七年	明治三十二一三年	明治三十二一三年	明治三十一一三年	明治三十一一三年	明治三十一一三年

血襖義團 深川
タイガー俱樂部 牛込

四十名位 大正三十四年
三十名位 大正三年

(阪口警視「不良少年之研究」所載)

なほ此外、團體と稱するに至らぬもので、數人が仲間を組んでゐるものがある。これは、公園などで目ざす相手に喧嘩を賣り、謝罪せしめて金品を強奪するといふやうな場合に、便宜上數人のものが共謀するのである。また稚子や少女を得んとする際にも、彼等が數人で仲間を組んで目的の美少年か少女に暴行を加へる。すると、矢張り仲間で別になつてゐた一人が未知の通行人のやうな風で出て来て、その喧嘩を仲裁して恩を賣り、さうして目的者に近づかうとするのである。金品を奪ふのも此手段によることが多い。

七、現今の不良少年團

前述のやうな變遷を経て來てゐる不良少年の團體は、もと硬派にその源を發してゐるのであるが、硬派の衰へると共に自然その團體も萎微するに至つた。

硬派に代つて勢力を逞うし出した軟派の不良少年は、その性質上個人的のものであつた。尤も中には、婦女を得るために數人の共謀を便利とする場合もあるが、それとてもその男女關係が成立してしまへば個人的になつてしまふ。それは性的關係が個人的のもので、團體的のものでないがために外ならぬのである。けれども、此種の不良少年も、また次第に變遷して、丁度硬派の墮落したものと混合したやうな意味のものになると、團體的行動を必要とするやうになる。婦女を追尾して種々な悪行を働くと共に、またそれを種にして脅喝を働いたり、或は他の仲間と張合つたりする事がある。さうした場合に、彼等は團體的勢力を背景とすることが、いかにも有力なので、自然さういふ團結を作るやうになるのである。

さういふ風に、各自の利害關係から自然に團體をなすものもあれば、また或る一人がその勢力を張るために團體を組織するものもある。その成立には種々あるが、共に有力な指導者を必要とし、團員はその指導者の命令のままに行動する。仲間の規約は驚く程整然と守られてゐることがあつて、警官も大いに手古摺ることがある。然し近來は此方面にもまた新しく個人主義思潮が及んで、以前ほどの鞏固なものはないやうである。

以下、私の眼についた團體を列挙して見よう。

- 一八組 徳島縣某町尋常小學校六年生、始めは一部の者であつたが、次第に波及して殆ど全學生が惡化し、町内各商店から文房具雜貨食物果實等の窃盜を働いてゐた。此小學校は縣下の模範校といはれてゐたものである。
- すみれ團 静岡市の電話交換手より成る。
- ホワット團 同市の町家の子女より成る。
- ハート團 製茶工女より成る。いづれも不良少女の群れて、指輪には團のマークを付け、不良少年と共に

共謀で夜遊びをしてゐた。

ハート團 先年大阪市中で、女中殺しと少女殺しと二種の慘虐なる殺人事件があつた時、警察へ刑事課長宛て次のやうな手紙が舞込んだ。

親愛なる刑事課長閣下に語る。予は殺人俱樂部婦女係長なり。今回我國の殺人法第七條第二項に基き、創立記念として妙齡の婦女三名を絞殺せんとす。而して既に二名は之を終れり。残る一名は我國幹部に於て指名選考中にして、來月末までに實行の豫定なり。乞ふ敏腕の貴下よ！何卒予等一團に對して恐怖する勿れ。速かに活動せられよ。さらば本年中に何か土産を貴下に呈せん。團長の命により惡筆を用ふ。乞ふ恕せよ。

殺人俱樂部 婦女係長M生

之は不良少年の惡戯であらうといふ見込で探索の結果、遂に此團體の檢舉を見、十數名の不良少年を一舉に押へた。之等は何れも新世界、消頓堀附近の盛り場を中心として拘摸、窃盜、無錢飲食、脅迫等あらゆる行爲を働いてゐたものである。彼等を使曠してゐた首魁は山田某(一九)なる女で、鹿兒島生れ女學校卒業生であるが、父母に死別した放縱な生立から墮落して賣春婦となり下つたもので、兄に立派な法學士を持つてゐる。此外大阪市内には、紫團、霞俱樂部、曙團、赤手組などの團體があつた。

之も大阪市内で、松島遊廓、飛田遊廓、千日前などに跳梁してゐた。

白狐團 東京市淺草公園を中心とした百餘名の團體。小中學生を脅かしては、女給や歌劇女優に感涙してゐた。

小梅團 東京市本所區向島の藝妓街を中心に、暴行を働いてゐた。團長は二十六歳の青年。

櫻組 ともに、名古屋市に住む十六歳の少年が主で十數名の仲間を有し、窃盜を行つては遊廓に豪遊を極めてゐた。

血櫻義團 團長は前科一犯を有する二十二歳の青年で、五十餘名を集めて東京市本所區押上を中心に悪事を働いてゐた。

曙團 東京の四谷、牛込、麻布及豊多摩方面を横行し廻つた團體で數十名の配下あり、團長は千葉生れの二十歳の少年で、新宿遊廓に浮かれてゐた。

惡青年團 名稱は不詳であるが、奈良と大阪に跨つた團體で數十名の仲間を有し、多くは上流家庭に育つたもので、通學生を汽車中に擁しては暴行強迫を加へてゐたものである。

白鶴組 東京本所區に横行した一團で二十餘名、團長及び副團長は某英語學校の學生であつた。

轟團 東京の淺草公園を中心に婦女子を辱め脅迫してゐた。轟福松(二七)荒金(二〇)の綽名を以て呼ばれる兄弟を正副團長とし、配下二十七名、何れも右腕に轟の入墨をして目標としてゐた。

且乙女會 兵庫縣姫路某高等女學校三年生なる同市乾物商四女(一六)同市料理屋兼藝妓置屋業二女

(一七)外三名で組織し、活動寫眞などに出入してゐたが、遂には各自男學生と醜關係を結び、學業を外にして、青春の戀に耽つてゐた。

黒手組 大阪府下豊崎町で構子製造業某の次男(二六)が團長となつてその工場二階裏に本部を置き、部下に十數名を有し、血書したカード式の名簿を作り、天満の相生團、難波の茶團、福島のプロテ團等と氣脈を通じてゐた。

七人組 大阪の堺市内に跋扈した十五歳より十七八歳までの少年の組で、小さいカードの表面に覆面の圖を描き、裏面に堺市内の地圖を添付したものを合印として持ち、女學生の歸途を擁して脅迫し、また夜間に婦女を脅かしてゐた。

北星俱樂部 大阪市北區に住む某(一九)なる青年が組織した團體である。もとモロダ俱樂部といひ、次のやうな趣旨書を作つた。

- 一、本俱樂部は是をモロダと稱す。
- 二、本俱樂部は何れも血氣の青年を以て是を組織す。
- 三、本部の中には各種の藝術的趣味機關を設け是を開放的に行ふを以て唯一の目的とす。
- 四、本部長は休日を利用して近郊へ散策し以て浩然の氣を養ひ、一心神並に體力の増進を計るを目的とす。
- 五、本部事務所は是を〇〇氏宅へ置く事。

けれども經過が面白くなかつたので解散し、更に北星俱樂部を組織し、團長と幹事三名の外に會員四十餘名あり、誘拐された少女も加はつてゐた。

新義團 東京市芝公園を中心として芝浦、洲崎、淺草等に横行した五十餘名の不良青年團で、團長は窃盜横領 科二犯を有する櫻(三五)なる男で、配下は何れも二十台の青年、男女學生を脅喝し、或は男女の密會現場を押へ刑事と稱して金品を強請し、其他詐欺横領無錢飲食あらゆる犯罪を重ね範圍は頗る廣汎であつた。さうして十四名の幹部は何れも多藝で浪花節、琵琶、聲色等に長じてゐるので、一座を組織して全國を興行しつつ悪事を働く計畫であつた。

ピツク組 東京の淺草公園を中心とした十一歳より二十二歳までの不良兒三十餘名の團體、血を吸つて兄弟の義を結ぶ。團長が入替中副團長として指揮してゐたのは十五歳の少年であつた。

電線組 横濱市の不良少年團體、團長は金貨業の伴なる十九歳の男である。

三筋團 大阪市池田署に擧げられた不良少女の團體で、十五六歳の不良少女十數名相結び、少女の誘惑、少年の脅迫等を働いた。

惡小學生團 名不詳、尾道市に徘徊した。團長は十一歳の少年。九歳乃至十三歳の小學生が數名相結んで暗號を使用し、縣會議員なる某氏方で白晝に六百圓を盗み、其他巧妙なる手段を用ひて各所に窃盜を働いた。

巨牛團 コツテウシ團といふ。岡山市内の十七八歳の紡績職工、鐵工等五十餘名より成り、晝は眞面

目に就業するが、夜になる三々伍々出動しては通行の婦女子に戯むれるなどの悪行を働いた。中には良家の女子も居た。岡山市には、此他に蜘蛛巣俱樂部、ライオン俱樂部などの結社があつた。

電團 大阪市新町堀江遊廓に跋扈した團體である。

馬賊團 東京市郡に横行した。團長は滿洲安と綽名を取つた二十五歳の不良學生で、以下二十數名の不良少年があつた。

十點組 之は馬賊團の別働隊で同じく二十數名あり、組員は毎日必ず十點以上の物品を窃盜しなければならぬ。而して二十點を窃盜すれば組長たる資格を得るといふ契約のもとに悪事を働いてゐたものである。

暴良團 大阪市北區硝子職工(一七)を團長とし、不良學生等三十數名あり、赤色の羽織の紐をマークとして用ひ、盛んに市内の夜店を横行し、上流家庭子女の誘惑金品の強請等を事としてゐた。

八人組 東京市内に横行した八人の不良少年である。その一人なる十八歳の少年は資産百萬圓を有する炭礦主の長男で、自家の取引銀行より偽造小切手を以て大金を詐取せんとし、また各所に窃盜脅喝を働いた。その他の者にも、學習院生徒さへあつた。彼等はまた某女學校の不良少女團白組、五人組、赤襟組、白手袋組などと機脈を通じ、醜關係を結んでゐたといふことである。

ゴリラ團 横濱市内で、十九歳の惡少年を團長として、盛に脅喝等を働いてゐた。

紫組 和歌山市に横行した不良少年の團體、猥褻な所爲をも行つてゐる群であつた。

自由閣 これは少し意味が異つてゐるが、少年の企てとしてかなり大きな、また彼等の空想的な好奇心をよく現はしてゐるものであるから、ここへ序に述べて置く。岡長ともいふべきは、大阪市内に住む舩船人夫の長男（一七）である。幼い時から海上生活を志してゐたが、更に海外渡航の野心となり、貧困なので正當の道を踏んではとても實行が覺束ないので、空想的な計畫から大決心を定め、いかなる困難を排しても實行しようといふので五名の同志少年を集めて自由閣なる秘密結社を造つた。船は大阪築港方面で手頃のを盗み取り、食料品等を積込んで先づ南洋のバタビアに赴かうといふので、既に地圖などの用意を調べてゐる最中に水上署の手で押へられた。

以上は、極く最近私の眼についたものを擧げただけである。なほ、脅喝少年の中には、「黒手組」とか「火組」とかいふやうな團體名を用ふるものがあるが、然し多くは無形のもので、ただ自己の文言に威力を添へるために過ぎない。それは多く活動寫真などに影響されるのであるが、日本に於てはまだ外國に於けるやうな大仕掛の慘虐極まる秘密結社が組織された事はない。大抵は以上のやうなもので、警察の綿密な警戒によつて掃盪されてゐるが、然し後から／＼と

新しくよからぬ團體を作るものが絶えぬ有様で、その悪感化にはまことに寒心すべきものがある。

不良少年者が團體などを作る際には、その組織とか暗號とか、マークとか、規約とかいふものについて、普通人の想像も及ばぬやうな知識を發揮することがある。これは、彼等の心身の發育がいかに偏つた不具なものであるかといふことを示す好例證で、上に擧げた團體の名稱を一瞥しただけでもほほ察せられることと信ずる。

第四章 不良少年を生活環境

一、環境と素質

不良少年の犯罪の恐るべき事は、以上の簡単な説明によつても略ぼ推察する事が出来るであらう。然らば、如何にして斯る犯罪を未然に防止すべきか、如何にして不良少年の発生を豫防すべきか、また如何にして不良少年を感化還善すべきか、重要な問題は、續々として吾人の前に展開して来る。それに對する徹底的の解決を研究するに當つては、先づ何故に斯る不良少年が発生するのであるかといふ事を考へて見なければならぬ。

およそ吾人の周圍に發生する總ての現象は、必ず何等かの原因があつて發生

するので、全然突發的に發生するといふ事はない。例へ表面上だけでは突發的に見えても、よくその根柢を觀察して行くならば、必ず原因に原因が積り積つてゐるのを見出すのである。不良少年の犯罪に於てもその通りで、ただ物を盗んだといふ事實だけを見ればそれまでであるが、その根本原因に探ね入つて行くならば閑却してはならぬ種々な問題が潜んでゐるのである。或は貧困のために盗んだものもあらう。悪友に教唆せられたものもあらう。或は精神的缺陷に基いてただ盗まんがために盗んだものもあらう。これらの種々な慾望のために彼等は恐るべき犯罪を盲目的に敢てしてゐるのである。然らば斯る慾望はどうして彼等の小さい胸の中に芽ぐみ出し、さうして發育して來たのであらうか。ただ偶然に彼等の胸の中に芽ぐんだものであらうか。斯く考へて來るならば、更に問題は新しい方へ展開して來る。

不良少年の原因を概述するに當つては、その素質といふことと、環境といふ

ことの二つに分けるのが便利である。素質といふのは、少年が持つて生れた性質で、生れながらに犯罪の性質を持つてゐるのではないかと考へるのである。これは、近代の生物學、遺傳學等の發達に従つて明かにされた觀察で、非常に有力な説である。その説明は後章に譲つて、ここには先づ環境について述べることにする。

環境とは幼い少年少女を取巻く周圍の世界であつて、生れながらにして天真爛漫、白紙のやうな穢れのない心の世界を持つてゐる少年少女は、善い事にせよ悪い事にせよ、その周圍の影響感化刺激を受けるのである。即ちその周圍の影響如何によつて不良少年も發生すれば、また不良者たるべかりしものも危く救はれるやうな事があるので、この環境といふ事は重大な問題である。

少年は生れ落ちると直ぐ先づ家庭生活に入るの、即ち家庭生活は彼等が第一に經驗する環境である。次に學齡に達すれば小學校の門に入り、多くの少年

人の4/4

と伍して一種の社交的生活が始まる。學校生活が即ち第二に少年者の經驗する環境である。而して、資力の續く家庭の子弟ならば、次いで中學校、専門學校と進むのであるが、さうでないものは多く小學校を限度として、奉公に出るとか業務につくとかする。そこで少年は第三に社會生活を經驗することとなる。勿論これは劃然とした區別を立てたものではないので、幼兒の家庭生活時代でも、他の幼兒と遊戯をするから社會生活を同時に經驗してゐるものだといはれるやうに、何れも錯綜してゐるのが當然である。然し便宜上この三つに分けて憐むべき彼等不良少年者が、果して如何なる環境に刺戟せられるか、如何にしてその不良な性行や不穩な思想を育まれて來たものであるかを觀察して見たいと思ふのである。

二、家庭生活の影響

1、不心得な親の言動

家庭に於て、兒童の心的生活に最も大なる影響を及ぼすものは、その直接の扶養者たり、唯一の長上たる父母にある事はいふまでもない。父母の愛、父母の教へは、彼等少年に取つては絶対的のものであつて、父母は即ち此の世の中で一番偉いものであると彼等は思つてゐるのである。かういふ父母に對する尊敬は、やがて模倣となつて現はれる。他の子供と飯事をするにも先づお父さんごつこやお母さんごつこをして、自分が一番偉いと思つてゐる父母の行爲を真似るのを、無上の愉快とするのである。さうして、その子供の模倣には、非常に微細な父母の行動に對する觀察が現はれてゐる。髭を捻る癖、髪を掻く癖や妻を「あい〜」と呼ぶことなどをよく真似る。女にしてもその通りである。父母のなす事は、すべてよい事であつて、決して間違ひはないと信じてゐるから何でもその通りに行ふのである。そこには理窟も撰擇もない。親の行爲は丁度

鏡に映るが如く子の心に映るのである。それで、若しその家庭が整頓した善良な家庭であり、親の人格が高潔な立派なものであつたなら、子供の品性はその通り無意識のうちに感化されて行くのは疑ひがない。然るに、若し亂雑な家庭であつて、父母の人格が下品な下劣なものであつたならば、子供の生活に悪い萌芽を植ゑつける事は、必然的なのである。最近に聞いた話であるが、或る小學校に通つてゐる女生徒で富豪の子でありながら非常に下品な言葉遣ひをするものがあつた。その身分に似合はぬ事なので、教師も不審に思つていろいろと探索すると、それはその富豪の夫人の言葉遣ひを真似てゐるのであつた。富豪の夫人といふのは藝妓の成上り者で、夫人と納まつてはゐるものの何となく窮屈に感ぜられるので、主人の留守には女中や出入の者を相手として、華かな思出の話などをしては僅かに思ひをやつてゐた。その話の言葉を聞いた女の子が無意識のうちに真似てゐるのであつた。少年者の心的生活には、かやうに著

しい影響を及ぼすのであるから、親たるものはよくその言行に注意しなければならぬのである。

親の言行は、かやうに著しい種々の影響を児童の心理に及ぼすものであるが、若し親の言行が児童の尊敬に全然裏切る場合があると、子供の心持は全然反対になつて、ここにまた恐るべき結果を持来しやすいのである。自分等の無上の権力者と信ずるものが、自分の心持を全く察して呉れないと知つた時、彼等少年者は如何に情なく、寂しくつまらなく感ずる事であらう。親の愛から全然離れてしまつたと思ふ時、如何に彼等はたよりなく思ふ事であらう。つまらない、寂しい、たよりないと思ふ心持が積り積つた時、彼等はそれをどこかへ持つて行つて爆發させなければ止む事が出来なくなる。彼等は即ち自暴自棄に陥る。それは親に對する反感となる。さうして更に大きく、社會に對する呪ひとなる。恐ろしい犯罪を行つて害毒を流す不良少年には、かうした搖籃を持つ

てゐるものが少くない。次の實例は、親の不心得の恐るべき事をよく語つてゐるものである。

例二十三、東京牛込區余丁町某大汽船々長の三男たる中〇〇(一六)といふ少年は、平素から粗暴の行爲が多く、時々短刀で父親を威嚇するなど、年に似氣ない不良性を持つて居り、両親もほと／＼持つて餘して、遂に警察へ説諭を願ひ出た。此少年が不良兒となつた原因については、一般子女の育兒上大いに参考とすべき點がある。同人がまだ幼稚であつた時分、友人と共に積木細工に興じてゐたのを、父親が戯れにその積木を崩した。所が性來勝氣な此少年は承知せず父親に食つてかかつた。此事があつてから子供心にも深く父親の無情を怨み、少しも父の愛を感ずる事が出来なかつた。しかも父は職務上不在勝で、母親が後妻であるといふ事から、一層その不良性を募らせられたので、現在でも此少年は、父親に對する怨恨の情は今も猶忘れぬと放言してゐる。(國民新聞)

此の實例はかなりに極端なもので、親として實に許すべからざる不心得である。親だからとて、その子に向つては何をしてもいいといふことはない。親は親として、子供に對する重大の責任を負つてゐる。昔に於ては、親はその都合

上子の一命を犠牲に供してもいい時代があつたが、今日ではさういふことは認められない。如何に幼稚であるとはいへ、子もまた一個の人格者である。子に對する不道德は、例へ親であつても許されてゐない。これを考へないで、残酷な戯れを加へるといふのは、無自覺も甚しいことである。勿論この場合、子として親に對しての怨恨を、かういふ風にいつまでも胸の中に抱いてゐるのは、また別の方面から考へて見て宜くないことであるが、今はさういふ考へ方は省略する。

さて、斯様な子に對する不道德を働くやうな親は、大抵の場合ムラ氣な移り氣な人である。ひやみに怒つたり、またひやみに笑つたりする。その言動には一定の標準がなく、ただ滅茶苦茶に動いて生きてゐる人である。子供に對する態度もさうである。子供が無意識に些細な悪戯をしたからといつて、頭からビシ／＼と眼玉の飛出るほどに叱りつける。さうかと思ふと、兒童養育上忽がせ

にする事の出来ないやうな事をした場合でありながら、叱言をいふのが面倒臭いからと放つて置くやうな事をする。全くその時／＼の氣分次第、風向次第といふ有様である。これが子供の頭腦に鋭敏に影響する。子供の頭にはまた道德意識がはつきりと出来上つてゐないので、自分の行爲の善惡を判断することは出来ないから、無上の尊敬者たる親の訓戒で、指導されて、道德意識を作り上げて行く。然るに親の叱言が前のやうな無茶苦茶であるから、子供の道德意識も自然に間違つた方向へ曲つて行くのは、當然といはなければならぬ。「お父さん鉛筆を買つて下さい」と正直に頼んで行けば、「馬鹿いふな」と頭から叱りつけられるけれども、兄のものを黙つて持出して使つても叱言をいはない。そこで自然と頻繁に兄のものを持出すやうになる。果ては他人の物にまで手をつけるやうになる。子供は悪い事と意識しつやつてゐるのではないので、これは親の罪といはねばならぬ。

酒を飲んで夜おそくまでぐづりぐづりしてゐる、夜遊びをする、つまらないこととて夫婦喧嘩をする、といふやうな親を持った家庭には、不良少年を生み易い要素を多分に持つてゐる。家庭生活が成立つ根本は兒童の養育といふことにあつて、子供を育てるために家庭生活が必要になるのであつて、家庭の中心は即ち子供でなければならぬ。然るに前のやうな放縦な親を持った家庭には、親の自我ばかりが振舞はれてゐて、子供は全然除け者にされてしまふ。自分ばかりの享樂を貪らうとするので、親としての愛を子に注ぐことなどは全然忘れてしまふ。唯一のたよりである親の愛を失つた子供は、果して何處に慰安を求むべきであらうか。懐しき父母はあれどもなきに等しく、暖かるべき家を棄ててしまふ。まよひ出る彼等少年者の心中は、また憐むべきものではあるまいか。

口、不完全なる家庭生活

不完全なる家庭生活は、また恐るべき不良少年の温室となりやすいものである。

ここで不完全なる家庭といふのは、片親を失つたとか、或は片親が繼しい仲であるとかいふやうなものである。

片親を失つた家庭の大なる缺點は、親としての愛が過ぎるか、または不足になり易いといふことである。さうして此の二つは、ともに子供の精神によい影響を與へない。親のない子だから可哀想だ」といつて、子供を過愛し、何でも欲するがままに買つてやり、欲するがままにしてやる。子供は、何でも欲して得られざるものがないといふ幸福な環境の中に置かれる事になる。けれどもこれは決して眞の幸福ではない。假面を冠つたら、その幸福である。何でも意のままになる世界を享樂した子供の心は無限に増長してゐるが、さて家庭を離れて社會に出る事になると、それは今迄のやうにすべてが自分の自由になる幸福な世界ではないことを初めて知る。食を得んがために、腰を折つて働かねばならず、優良な地歩を占めんがためには孜々として勉強しなければならぬ。けれど

も放縦な家庭生活によつて無限に増長させられた少年の心持は、最早やかうした社会生活に適應して行く事が出来ない。人間が社会生活を営むに必要な道德といふものも、たゞ窮屈極まる規定であるとしか感ぜられない。意志薄弱となつた彼等は、不平不満の極が活動寫眞に走り、芝居に飛込み、窮すれば「他人のものも自分のものだ」といふやうな勝手な理窟をつけて、盗みでも詐欺でも平気で働くやうになるのである。また、愛に不足した家庭生活を味つた少年にしてもその通りである。母親が死んだけれども、繼母の手にかけるに忍びぬといつて、父親は不自由を堪へながら子供を養育してゐる。然し子供の身にとつては、如何に父が愛してくれても、寂しいことには變りがない。父は朝から晩まで出勤してゐず、獨りぼつねんとその歸りを待つてゐなければならぬ。近所の遊び友達には「お母さん」といつて縋りついて行く暖かい胸があるけれど自分にはそれが無い。何といふ寂しいことであらうと思はずにはゐられない。

さうして色々な誘惑に乗ぜられるやうになるのである。
次に擧げる一例は、家庭生活が不完全であつたために育まれた不良少年で、恐ろしくも興味の深い物語である。

例二十四、東京感化院に居る松〇(一)は色情狂的の悪童で、圓顔の眼のキヨロリとした一寸見ては何となく愚鈍らしい容貌をしてゐるが、眼の前に若い女の姿を見ると彼の濁つた瞳が怪しい色に輝いて、大人と同じやうな秋波を相手の顔に送りながら、デリ／＼と其傍へ接近して行くのである。さて女の方は單に無邪氣な少年と思つて優しい笑顔を見せでもすると、松〇は直ぐ女の身體に抱付いて「姉ちゃん何處の人」と猥りがましいことをするので、相手は吃驚して飛び退き「まあこの子は何を爲るんです」と面を赤くして呆れるけれども、松〇は最うすつかり昂奮して人前も場所柄も無頓着に再び獨みつくのである。これが彼の病的趣味で、始と發作的に行はれる悪癖であつた。

凡そ世間には随分早熟の子供もあるが僅十一二歳で斯うした色情狂的の少年はあるまい。松〇は何うして這様不良兒に生れたか。彼の母親は芳町の桃江(假名)と云つた藝者であつた。土地では相當の流行妓で常に且那の四五人は持つてゐた。氣性は至つて溫和しい方であつたが、時々ヒステリカルな氣鬱症に陥ると、お座敷へ出てゐても無暗に沈んでゐるかと思へば、又矢鱈に燥いだりして自暴酒に

酔つ拂ふことも少くなかつた。松〇は其桃江の旦那の嵐で、戸籍面は母親の私生子として届けられ、彼が漸う物心を覺えた頃には其父親の誰であるか、自分は嘗て一度も父の顔を見た事がなかつた。彼は全く父親の愛を知らずに育つて来たもので、能く近所の子供と遊んで『僕の家のお父さんは豪いんだ』とか『家のお父さんから此洋剣を買つて貰つた』とか、兎角自分の父親のことを幼い友達同士が誇り合ふ時に、彼は何時も淋しい顔をして黙つてゐたが、その小さい胸には見ぬ父親が戀しいやうな、また自分だけが何となく肩身の狭いやうな心持がするのであつた。

彼は或日母親に『私のお父さんは何處にゐるの』と尋ねたことがあつた、桃江は『お前のお父さんは最う死んで仕舞つたのよ』と云つて松〇に諦めさせた。實を云ふと松〇の父親は今日の實業界に相當の地位を占めてゐる人であつた。而もその當時家庭には既に妻も子もあつたので、謂はば桃江はほんの一時の慰み物に過ぎなかつたのである。松〇が自分の嵐であると云はれてはその儘にしても置けないので、其頃は未だ抱へであつた桃江を落籍せ自前の看板で實母と共に芳町に一戸を構へさせた。そして松〇には假令成長の後までも斷じて父の名を打明けぬことにし、某は其宅へ出入をしてゐたのであつた。だから彼は物心を覺えるやうになつて一度も父の顔を見ないのでなく、現在の父親と會つてゐながらそれを父と知らずにゐたのであつた。

斯うして松〇が八歳になつた時母の桃江は急病で死んで仕舞つた。父なる某は此際葬式萬端の費用を出して充分に面倒を見たが、それ以來彼の宅にはぶつつりと姿を見せぬやうになつた。松〇は母の

亡くなつた晩から毎夜老婆と添寝をすることになつた。この老婆は最う六十に手の届く年齢であつたが、自分の良人に死別れて未だ獨り寝の閑淋しさを感じてゐたのであつた。抱寝をされてゐる松〇は非常にこの老婆に可愛がられた。『松坊、お前は本當に好い子だからお婆さんが明日は何でも買つてやる。何だい一番欲しいものは』玩具の短銃が欲しい『ちやあ其短銃を買つて上げよう』松〇は只無邪氣に喜んだ、『その代りお婆さんの言つた事に背くやうなら、最う短銃も何にも買つてやらない。明日からは此家には置かない。乞食の子に呉れてやつて仕舞ふから、それでも可いかい松坊』恚うして松〇はその晩から一層老婆に可愛がられたのである。

養母に可愛がられるやうになつた松〇は、其後月日の經つに従ひ眼に見えて心理状態に著しい變化を起して来た。第一に彼の動作が日一日と大人びて行くことであつた。今迄は誰でも自分の知つたものを見ると、直ぐその人の身體に縋り付いて可愛氣に巫山戯たり笑ひ轉げたりしてゐたのに、何時の間にか若い女の知人を見ると妙に恥含んだ容態を作り換の蔭に隠れるやら、嘗つて遊ばなかつた女の子を友達に求め、仲の好い男の子供と遊ぶのを反對に避けるやうな風にもなつた。雖てそれが近所の人々の評判に上り『松〇と云ふ子供は近頃急に嫌らしい子になつた』と噂の高まつた時分には、彼は一層ませた少年になつて仕舞つてゐた。ところが又暫く經つと『あの子は大變手癖が惡いんだよ』と云ふ彼に忌はしい評判が立つた。文具屋や小間物屋などから搔拂ひを働いた松〇は、皆な女の遊び友達に與へて仕舞つたものである。その中に今度は更に彼の遊び友達であつた女の子等が孰も彼の傍を逃げ

るやうになつた。松〇が斯うして女の子供等から嫌がられ出したのは、掻拂つた品物を與へて少女達の歡心を買ひ、それに乘じて猥らな眞似をするからであつた。斯くて松〇の動作態度が益變になると共に、其盜癖も又増長した。

彼が十一歳の春を迎へた時には、縁日の露店から巧に商品を盗み取るやうになつた。家族もホトホト手に持て餘し、遂に感化院へ入れることになつた次第であるが、松〇がこんな不長少年になつた原因は父母の悪い遺傳性と養母との罪である。そして其猥らな手段の爲に盜癖までも併發せしめた譯である。(都新聞「惡童物語」)

かうした事例は中々少くない事であらうと思はれる。

子供の純眞な心持を愛に飢えさせて、よからぬ道に導き易いものとしては、更に繼しい親子の關係もかなりにある。繼母と繼子といふ事は、兎角昔から對照して附物のやうに考へられてゐるが、事實はさういふものではない。繼母子にても随分融和して、よい結果を擧げてゐる美談が少からずある。要するにそれは母親の人格であつて、生みの子と生さぬ仲の子との間に、不愉快な區別を

挟み得ないやうな人であつたならば、勿論問題は起らないのである。然しながら、由來人間は感情の動物といはれる位で、理性では悪いと否認しつつも、行爲の上に於ては自然とその本心が現はれるものである。自分では決して區別をつける積りではないが、いつの間にか區別をつけてゐる。さうして、叱らないでもよい所を叱つて見なくなる。責め折檻をする。殊にヒステリックの婦人になると、ただ子供を叱りたために叱るといふことになる。子供の方ではまたひがむそねむといふ事になつて、横道へ外れてしまふのである。

例二十五、本所町柳島左官職妻山〇〇〇(三三)は後妻であつて、嫁した當時こそ先妻の残した女兒(一二)を我子の如く愛撫してゐたが、實子が生れるに及んで掌を返したやうに虐待を始めた。斯くて女兒は、三食さへも碌々宛がはれぬので附近の芥箱などを漁り歩き、果は食事及小遣ひに窮して盗みをする事さへ覺えるに至つた。後妻の憎悪は毎日に募り、遂に夫に勸めて自分の埼玉の實家に預ける事とし、實家から村内の小學校へ通學してゐたが、その盜癖は次第に烈しくなり、遂に一年でまた戻される事になつた。そのために後妻の嫌悪は一層増し、日夜に亂打して生傷の絶え間なからしめ、

警察署の再三の説諭にも聞かずして折檻を加へたので、引致された。

無教育な人格のない女になると、斯る露骨な愛の差別を示して、惨虐見るに忍びない苛責を加へる。大阪に於ても、夫が情婦に生ませた嬰兒を引取つて、窒死せしめた婦人があり、「自分の子の愛には勝たれません」といつて、公判廷で泣いた。恐らく衷心の叫びであらう。

例二十六、私のお母さんが後妻のため、喧嘩をしまして北海道へ行き、歸つて来てから蠶の世話をしてゐますと、お母さんが縮緬の反物を織つて、それで御自分の羽織を拵へましたから、又私が喧嘩を致しました。そして家の金を持出して、遣ひ過ぎましたから歸りにくくなりました。そして遂に悪い心を出しまして、金を盗み出して東京へ来て、浅草の銘酒屋で遊んで居ります處を、とう／＼捕へられました。監獄へ行つてから悉皆改心致しました。二度とあんな所へ行くものではありません。漸く気がつきました。もう必ず悪い事は致しません。私がいかなる悪かつたのであります。(悪童研究)

この告白によつても知られる通り、彼等不良少年は、その母親が赤の他人だ

といふことを自覺してゐるので、その行爲を總て批評的に眺める。それはみな自分を中心として批評するのであるから、自然名だけの母親でも何でも、自分の意に満たぬ時には責め咎める心持になる。さういふ忌はしい心持を胸の中に抱くやうになるので、次第に彼等は子供らしい純真さを失つて、厭にさせた悪童になり、親に向つて悪口雑言もすれば、前に擧げた實例の如く親を短刀で脅迫するやうな大それた行爲も働き、果ては「鹿馬らしい」とばかりに家を飛出して放浪生活に入り、種々なる犯罪をなすに至るのである。

例二十七、もとの判事Y氏の夫人H子は非常な美人であつた。彼は此美しき妻に満足して然る可きであるのに、判事といふ嚴肅な職を帯びながら妻の外に妾を置いて居た。その妾腹に子供が生れた。其時夫人には二人の子があつた。其一人は不良少年の興志である。Y氏は放縱な性質であつて、而もまた烈しき嫉妬心を持つて居た。自分の不在中に妻の許に友人が遊びに来て居たと云ふ事から、氏は居ても立つても耐らぬ程嫉妬を起した。虐待し始めた。彼は殆んど他の想像だに及ばぬ程の妄想的事

實を捉へて妻に迫つた。何時か下谷で起つた烙印事件のやうな慘酷な事が行はれた。

悲劇は更に悲劇を産んだ。且夫人はY氏の下に遂に居堪へずして、二兒を抱いて九州に去つた。其は廿年前の事である。Y氏は第一の妻と長く融和して行けよう筈なく、妻は女の子を置いて去つた。其處で第二の妻を著へた。第三、第四、第五、其の度毎に罪の兒は残されて行つた。友次の實母は今尙ほ新橋邊の怪しい家の女將となつて、日一日と不良に陥つて行く友次や、刻一刻と病の淵に沈み行くY氏に對しては目も呉れない。門司に神戸に京都に、Y氏の罪の子は散在し、與志のやうに『アノ親爺』と云ふ呪ひの言葉で病の父を見て居る。

與志だつて始まりから不良の少年ぢやない。丁度四年前である。温かい母の膝下を離れて、まだ顔を見ざる父を慕つて九州から上京して來た與志は、大きい父の家の門を入つた。『お父さん私は與志です』『與志？何しに來た』Y氏の死んだ嫉妬の焰は再燃して來たのであらう。九州から遙々尋ねて來た我が兒を支關から追ひ返した。與志は廣い東京に寄る邊なく彷徨つて、やつと友人の案内で下宿生活に入つた。冷酷なる父の態度に軟かい可憐な少年の血は湧き返つた。『アノ親爺？』と彼は切齒して泣いた。危険な下宿屋に於ける孤獨の生活は、悶々の情遣る瀬なき與志を苦もなく誘惑の渦に投げ込んで終つた。與志は有らゆる魔の手に操弄されて、不良少年の様に落ら行く淺草の歌劇女優の群から歡樂の聲を聞くやうになつた。(國民新聞「判事の子」)

これは繼しい仲ではないけれども、放縱冷酷なりし父の無情に對する子の反感である。斯る寂しい不安定な空氣を持つた家庭生活が、少年の心理をいかに悪化せしむるものであるかといふことは、この一例に見ても充分に知ることが出來よう。それは、人間の心の中を流れる愛憎の、動かし難い力であるやうに思はれる。

次に擧ぐべき不完全なる家庭は、両親ともに失つたもので、職業的な放浪兒や乞食少年などの多くがそれである。これは、換言すれば幼年にして早く社會生活の中に投ぜられたものと見ることが出来る。

家庭生活の環境に育まれる不良少年の輩出といふ事は、大體以上のやうなものであるが、これは常識でもほぼ想像されることである。小田原分監長黒田源太郎氏は、同分監に於ける犯罪少年六八二名に就いて統計を取り、實父母に養育された者が三八一名と、其他の不完全な家庭に養育された者が三〇一名とい

ふ結果を得られたが、家庭の父兄たるものは、これによつても戒慎する所がなくてはならぬと思ふ。

三、學校生活の影響

イ、教育の普及

學校生活の不良少年に及ぼす影響といふことは、大別して教育不十分と教育不完全との二種に見ることが出来ると思ふ。

教育が普及すれば犯罪は減すべきが當然であるが、今日のところでは、遺憾ながら未だ充分といふことが出来ない。前に述べた黒田源太郎氏は、犯罪少年六八二名に就いての統計により、不就學者六一名、尋常科未卒業者四〇五名、尋常科卒業者一一四名、高等科未卒業者五一名、高等科卒業者三〇名といふ結果を得て居られるが、以て如何に教育不十分な少年犯罪者が多いかを知る事が出

来ようと思ふ。而して之等の不就學者や半途退學者の事情を見るに、最も多いのが貧困で、厭學が之に次ぐといふ事である。之によつて見れば、今日の教育は決して普及したといふことが出来ない。貧困のために教育を受けることが出来ない結果、憐むべき少年少女の道徳意識は未發育のままに放置せられ、品性が涵養せられぬので、ただ飢ゑをさるため、食はんがためには、他人の物も區別なく、街頭に漂浪して犯罪の恐ろしい淵へ投込まれて行くのである。最近にあつた次の實例を見るならば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。

例二十八、神樂坂の或縁日の夜捕まつた少年の拘獲があつた。名を中重一(一五)(假名)と云つて學生の袂から褄口を掏るのが得意であつたが、怎も只の拘獲としては様子が變つて居るので、子煩悩の警視廳の一刑事が本廳へ伴れて来て調べると「父親は九歳の時に死別れた。お母には東京で捨てられた。郷里は御嶽山といふ山の見える所だが何と稱ふ土地か知らない」と云ふ始末で、自分の名前だけは書く事が出来るが他の字は知らない。それに學生の袂から褄口を掏る事は上手だが、褄口を開けて

五圓札が出て、十圓札が出て、五十圓札が出て、夫れは皆『十圓の紙幣』としか思はず『紙幣は皆な十圓だ』と思ひ込んで居る。刑事が菓子を買つて與つて『お母に逢ひたくなか』と訊くと『逢ひてえよ』と俯向いて了つた。警視廳では普通の低能兒かと思つて同廳専門醫に鑑定せしめると、低能兒では無く、全く無教育の結果である事が判つた。親切な刑事が此の少年を其儘拘摸の群に投じて置くのを惜しく思つて、十日の拘留期が済むと其の刑事は同廳出入りの西洋料理店丸の内開化亭の女將に素性を話して同亭の出前持ちに奉公させた。『奉公してから恰度一ヶ月になる。開化亭の女將に會つて様子を質くと』『ほんとにまあ警視廳では好い子を世話して呉れました。御存じの通り出前持ち杯といふ者は半月も尻の落付かないもので、兎もすれば主人の目を盗むと云ふのが通例ですが、彼の子許りは實に眞面目で何一つ手出しする所を見た事ありません』と言つてゐる。未だ一月の経過であるから果して怎う云ふ結果になつて行くか前途は長い、今の様子では全然善良な可愛い少年である。人生の岐路に立つた少年の行末や如何、人間の兒に『導き』は草木に肥料である。(報知新聞)

憐むべき少年である。右を向けといはれても、左を向けといはれても、ただいはれるままになるばかりで、善悪是非の判別は全然つかない。従つて若しこの少年が悪徳の教唆者によつて左右されたならば、恐ろしい結果に至るは火を見るよりも明かである。斯る是非の判別力を養ふがためには、教育の普及に俟つの外はないのである。

教育普及の必要といふことは、今日では立派に認められてゐて、着々と實行されてゐることであるから、右のやうな極端な事實は漸次消滅して行くであらう。然し、單に子供の知識を發達させることばかりが教育の普及ではなく、もつと廣くいへば、世間の親どもの教育を普及させなければならぬと考へる。不道德な事をして子供に見せるといふやうな、不心得な親を根絶せねばならぬ。教育普及といふことは、斯る高い見地から見下して行く時に、始めて重大な有意義なものとなるのであつて、單に子供の教育といふだけの事ではない。

口、個性を尊重せぬ教育

更に現代の教育が不完全にして、不良少年を生み易い多くの缺點を持つてゐることをも、吾人として考へて見なければならぬ。さうして先づ第一に擧ぐべ

きは、今日の教育が劃一主義の弊に墮してゐるといふことである。

今日の我國の小學校の制度は、兒童を學級によつて區別することになつてゐる。大抵は學齡に達すると同時に入學するので、生徒の年齢はほぼ均一であるが、中にはまた數年後れて入學するものもある。而してまた社會的の階級の上にて、富者の子もあれば貧者の子もある。また、非常に出来る子もあれば出来ない子もある。これらをすべて入學の年度によつて嚴格に區別し、同じやうな教育方法を用ひて同様に教育して行くといふことになつてゐる。若し人間の智能が、年齢によつて毎年／＼と均一に發達して行くものであるならば、勿論からした方法が最適である事はいふまでもない。然し人間の智能はさういふ均一性を持つたものでなく、恰度人間の顔が個人／＼によつて異つてゐて同じやうなものがない如く、知能の發育が全然同じであるといふやうなものは殆どないといつてもよい位で、實に千差萬別である。その千差萬別なものを、多數一

所に集めて置いて、同じやうに教育して行かうといふのであるから、種々の弊害が起るのは見易い道理である。

嘗て大阪毎日新聞紙上に於て、野上俊夫博士は「秀才教育と早教育」なる論文中で「秀才の受くる迫害」に就いて次のやうに論ぜられた。

我々の身體及び精神の活動には、それ／＼特有の活動の速度があつて、之より早く活動することも苦しいが、之より遅く働かねばならぬのも亦同様に苦痛である。道を歩く時自分より足の速いものと共に歩くのは固より苦しいが、子供や老人の供をしてゆる／＼歩くことも亦非常なる疲勞を生ずる。——精神活動も亦之と異らぬ。普通には精神過勞が害があることは何人にも知られてゐるけれども、精神を少しも勞せざることがどの位苦痛であるかを注意する人は少い。然れども試みに一時間乃至二時間の間何等の裝飾もなき或る一室に閉ぢ込められ、何人とも話も出来ず、讀むべき一冊の書物もなくして、ただ端座してゐなければならなかつたと想像せよ。それが如何程苦痛であるかは想像するに難くはないであらう。

然るに優等兒童は、毎日數時間教室に於て斯くの如き苦痛を繰返してゐるのである。教師は自分の知つてゐることのみを教へ、例々何かの問題を興へられても直ちに出来てしまふと、他の兒童の出来

るまで何もせず待たねばならぬ。別な本を見たりすることは無論許されまい。仕方がないから隣席の児童と話したり、外見をしたり、いたづらしたりするのである。或は次第に教場ですることには興味を失つて、授業時間中に自分の興味を有する他の事を考へるやうになり、その結果却つて學課の成績の悪くなるものも少くない。古來天才といはるる人々の中で、少年時代に學校の成績のよくなかつたものの少からぬのは大抵此原因によるのである。(大正七年一月七日大阪毎日新聞)

これは實に至言である。諸外國では、成績の優良な児童はどん／＼引抜いて進級せしめる事になつてゐるので、各児童はそれ／＼の智能に應じた學業に親むことが出來、愉快にずん／＼と勉強して行くことが出来る。さうして、特に優秀な天才兒で早教育といふ特殊の個性的教育を受けたものは、十二三歳の若冠にして早くも大學を卒業し、世人を驚かせたといふこともある。然るに日本の現在の状態では、斯ることは制度が許さない。學識ある家庭に人となつた兒童などには、學齡前に於て既に文字の二三は知つてゐるものがあるが、さういふものも他の児童と同じやうに一年／＼と級を追うて行かなければならぬこと

になつてゐるので、如何にその進歩を阻害してゐるか知れないのである。

右の如く秀才兒童が苦められてゐると同様に、また低能の兒童が今日の劃一主義の教育のためにどれ程苦められてゐるか知れない。自分の友達はどん／＼進歩して行くのに、自分のみは遅々として取殘される。如何に焦つても出來ないものは矢張り出來ない。教師には責められる。友達には嘲笑される。落第は重ねる。留置は食ふ。といふやうな有様で、悪い不運な事ばかりが自分の身上に被ひ重なつてゐるやうに感ずる。ひがむまいとしてもひがまずにゐられなくなり、學を嫌ふの結果道德意識が進歩せず、他人の家に火を放つても、他人の物を盗んでも悪い事だとは思はなくなるに至る。

而してまた他の一面より考へるに、斯る低能の兒童は、特に感情の方面にかけては鋭敏である。善惡を辨別する觀念や、智徳の情操に於ては魯鈍であるが他人に對する猜疑心や、憤懣、怨恨、等の情緒に於ては異常に激烈である。而

かも意志が薄弱であつて、知識が確立してゐないから、兎角他人に教唆され易く、僅かに一錢二錢の金を貰つて人を殺すことも敢てする。單に火を見るのが面白いといふ好奇心から百戸二百戸を焼くの大火を起しても平然たるものである。總て彼等不良兒の言動は、常識を以て律することは不可能である。

然るに今日の教育は、之等の低能兒をもすべて普通の兒童と一緒にして劃一的に訓育して行かうといふのである。不良少年が今日の社會に絶えないのも偶然ではないので、實に大なる缺陷といはねばならぬ。さうして斯る缺陷が結んだ果實のために、吾人はどれだけ有形無形の損害を受け、苦められてゐるか知れないのである。それで教育は個性的でなければならぬ。今日の兒童心理學者は、學級は精神年齢によつて編成しなければならぬ、即ち兒童の知能の發達の程度によつてそれ／＼に學級を編成しなければならぬことを説いてゐるので、低能兒もそれに相當した處遇法を以て德育を行はねばならぬ。これは家庭の父

兄に於ても充分に考へて頂きたいことである。

ハ、知育偏重の教育

先年、某省高等官の重職に居り、帝國の最高學府を出た人が二人まで共謀して、慘忍極まる殺人罪を犯したことがあつた。その時社會の各方面に種々なる輿論が喚起されたのであるが、多くの點に於て一致した意見は今日の教育が知識方面即ち物質的方面に偏してゐるといふことであつた。換言すれば、今日の學校はみな職業教育をなす所であつて、金を儲けるために學問をするやうになつてゐる。そのために人間が、社會生活を維持して行く上に於て、如何に道徳を守らねばならぬか、如何に高潔なる精神生活を送らねばならぬかといふ方面が全然閉却されてゐる。その結果として、金を儲ける知識ばかりはあつても、人格の極めて下劣な人が社會に多くなり、吾人の社會を一層不愉快な惡徳に充ちたものに化せんとするやうになるのである。他の方面からいふと、今日まで

多くの人が學んで來た經濟學は、何でも人間が自分の利益を得るために働かさへすれば、それがやがて社會のためになるものだと教へたのであるが、然しそれは最早や認められなくなり、人は單に自分の利益を圖るのみでなく、社會のため、お互の人間のためといふことを考へなくてはならぬといふ事になつた。即ち人間は、道德的人格的に行動しなければならぬものであるといふ、千古不磨の事實は、かういふ方面からも認められるに至つたのである。さうして前の高等官の事件を考へて見るならば、誠に戒慎すべき多くの點に富んでゐることが見られるのである。

之を今日の初等教育に當てて見ると、矢張り同じく遺憾な點が少くない。即ち知識を教へる事に忙しい結果、徳育が自から疎略になつて、重要な小國民が不知不識の中に悪化して行く傾向が見られるのである。學校では先生が修身を講ずるが、ただ修身といふ形ばかりで説いても面白くない所から子供は眞

面目に聞かない。家へ歸ればもう直ぐに聞いた事は忘れてしまひ、活動寫眞で見た事などを理非の辨別なしに模倣する。これでは折角苦心して受けてゐる教育が全然何にもならぬではないか。

然らば斯る知識偏重の教育はどうして生ずるかといふことを考へて見なければならぬ。それは、いろ／＼の不完全な制度や習慣が吾人の社會に行はれてゐることによるのであるが、第一には文字の不完全といふことを擧げなければならぬ。吾々日本人が用ひてゐる文字は、支那の借物に假名を混合して用ひるもので、かなり複雑な寧ろ煩雜なものである。吾々大人は日常使ひ馴れてゐるから意識しないのであるが、これを教へられる小學校の生徒にとつては忽ち出來ない苦痛なのである。修身の教科書を讀んでも、先づ文字を知ることが先であるから、自然その内容を實踐玩味するといふことはお留守になる。従つて修身の講義は面白くないものといふことになる。斯くても教育の實が擧らない

と嘆くのは、嘆く方が無理だといふべきである。文字に縛られて、小學校を卒業しても振假名をたよらなければ新聞も讀めないといふやうな有様では、諸外國に於ける如く教育の歩を進めることは出來ない。近來此點に留意する識者があり、日本字の改良について意見を闘はし、新式日本字とかローマ字とか種々なる運動が現れてゐるが、何れもまだ試験中である。

次に考へて見なければならぬ知育偏重の禍因は、今日の社會が斯る知育ばかりを要求するやうに出來てゐる事である。人格の高いものを要求するといふよりも、技術に勝れたものばかりを目標としてゐる。従つて技術はいかに優秀でも、人を殺して平然たるやうな人や、收賂其他の悪事を事ともせぬやうな人が社會で高い地位を占める。かくて、學問をすることは金を儲けるためといふ、物質的な考へ方が流行してゐる。これが初等教育にも影響して、知育偏重を來し、金の儲かる技術さへ教へればよいといふ風に、親も思へば無自覺な教師も

信ずるやうになる。かくて人格的の不具者が幼年子弟の間に産出される。これは實に由々しい問題であるといはなければならぬ。

其他、今日の教育制度の缺陷は、種々の方面から考へられる。例へば採點制度の如きもその一つで、學校の成績は兒童品性上の有力な標準とならず、随分優良なるべき筈の者から不良少年を出してゐることもある。然し之等のことを詳述すると、現代教育の攻撃のやうになるので、今はただ不良少年の輩出といふことに關して説くに留める。

二、悪友の誘惑

學校生活に於ては、また悪友の誘惑を受けることも多い。前述の通り今日の教育は劃一主義で、秀才兒も低能兒も混一して教育されるものであるから、兩者ともによく影響を受け易い。品行方正のものも、不良者の誘惑によつて墮落することが少くない、否寧ろその大部分であるといつてもよいのである。

例へその墮落の根本的原因が悪友の誘惑ではないとしても、悪友の誘惑がその墮落に最も有力な機会を與へるのである。由來不良の兒童は、悪い素質を持つてゐても、餘程の不逞な病的不良少年でない限りは、自分獨りで墮落して行くといふことは少いもので、必ず何等かの誘因があつて、それによつて浮ぶ瀨のない淵に落ちて行く者が多いのである。而してその誘因の大部分は、この悪友といふことに指を屈すべきである。之は實に學校に於けるばかりでなく、後に社會生活に出るに於ても大なる要素となるのである。

例二十九 (前略) 或時私が主人の使ひで或同業店へ彈條皮の取引に行くために、自轉車に乗つて通ると、後から私の名を呼ぶものがありますから、振返つて見ますと、それは私の小學校時代の學友で甲と乙二人でありました。餘り質のよくない少年であるといふことは以前から知つて居りますけれども、もとの學校友達ですから何してゐるか聞いて見ますと、二人とも遊んでゐるから金がなくて困るといひます。そこで私は持合せの金を出して二人に渡しまして、私も少しは使ひました。そして店へ歸つては盗まれたというて置きましたけれども、主人は私を疑つて居りますから、私も面

白くなくなつたので、病氣にかこつけて父の許へ歸りました。父も時計商は將來見込があるから病氣が癒つたら行くやうに諭しました。暫く家に居りましたが、其中に段々その友達と舊交を温めるやうになりました。そして彼方此方を遊び歩いてゐるうちに、色々な良くないことを致しましたが、其頃は私も全く墮落の底に沈んで居りました。其一例を申しますれば、去る明治〇〇年のことであります前に申した學校友達の甲と乙と私と三人で例によつて市中をブラついて遊んで歩きました。すると彼方から學生が一人参ります。甲が乙に向つてあの學生を脅迫してやらうと申します。私も面白分に賛成して喧嘩を吹きかけましたが、先方は強いもんですから私どもはかなひません。仕方なく私と乙とで斬りつけました上に、帽子とマントを強奪致しました。そこで甲は私にその品物を預けて、質に入れろと申しますから、私はその意を受けて知合の某といふ三十七才になる者に此事を話しましたらよしとばかりに之を質に入れ、三四四十錢借りて之を皆で使ひました。(「悪童研究」)

かういふ風で、悪友の誘惑には寒心すべきものがあるから、友達の撰擇には充分の注意を拂ふべきである。而して斯る悪友關係は、中學校などの比較的進んだ方面に於て著しく、また家庭にあるものよりは寄宿舎、下宿屋などに於て殊に著明である。これは、年齢が漸く思春期に達して、精神的に興奮し、種々

な誘惑に對する感受性と好奇心が強くなるからである。

ホ 教師の不心得

最後には教師中の惡徳なものが、學童を惡化する事もあるやうに思はれることを説きたいのであるが、家庭に向つてかういふことをあまり詳述するは、好ましくないので、簡略にしたい。教師は親に次いで子供が偉い人だと思ふもので、その言行が直接間接に影響することは、前節の親の不心得の影響からほぼ想察することが出来るであらうと思ふ。

然るに近來、教師の品格が低落したといふことがやかましい問題になつてゐる。二三の事例を挙げれば、大府府下の某校では、男教員が女教員と私通して妊娠せしめ、窮餘に女を絞殺して池に投じたといふ破廉耻極まる事件がある。また岡山の某女學校では、一女學生が他の生徒の爲替を窃取したといふ不名譽な嫌疑を受け、屈辱のあまりに自殺を遂げた。然るに何ぞ圖らん、當の犯人は

宿直の女教諭で、爲替金を着服してゐたものであると知れた。之等の事件は社會問題の見地からすればいろ／＼の觀察點があつて、當の教員にも同情すべきものがあらう。然しこれを見童教養上からすれば、實に苦々しいことで、精神的にもどの位の損害を受けるか知られないのである。親たる者が安心してその愛兒を學校に托せられなくなるやうでは、困つたものといはねばならぬ。

私は今はこの方面について悉しく説く事を許されないので、ただかういふ事實があるといふことを述べて、世の父兄たる者が見童教養上に心を致される事を希望して止まないものである。

四、社會生活の影響

イ、貧困と不良少年

現代の社會生活は極めて不安定な不平均なものであつて、一方に巨萬の富を

有するものがあるかと思へば、一方には明日の糧にも困る家庭がある。而してその不良少年輩出の原因としては、富者は過剰な富の誤用悪用と家庭の放縱不取締により、また貧者は生計困難と教育の不充分によるもので、共に社會の病患であるといはなければならぬのである。而して富豪の家庭から出る惡徳の分子はここに省略して、貧家の不良な少年について説明する。

幼にして暖かき家なく、食を求めて働かねばならぬといふことは、彼等にとつて悲むべき事である。さうして彼等の第一に味ふ悲哀は、家庭的の情味に飢ゑるといふことである。暖かい愛撫の手は、生れ落ちるより經驗したことがない。父母としても子に愛を感じぬのであるまいけれども、自己が食はんだめには子を顧みてゐる暇がないのである。さうして早くより工場へやられる。奉公に出される。けれども何處に行つても面白くない。人間は皆薄情な我利／＼主義の者ばかりであると考へて、彼等の思想はだん／＼にいちぢけて来る。ひねく

れて来る。そこへ誘惑に會ふ。一も二もなく雷同して惡事をする事になる。斯る少年がともかくも成長すると、社會を呪ふ危險思想者となる。社會に反抗する革命主義者となる。冷酷なる社會に酬ゆるに冷酷なる手段をとらんとするに至る。これは現代の社會もまた一半の罪なしといふことが出来ない。人々が互に融和して、貧困者を猥りに酷遇することなく、貧家の子弟をして暖かき住家を得るやうにしてやらねばならぬのではあるまいか。然し私は、さういふことはあまり詳しく説くを好まない。ただ次のやうな例を擧げて、到る處に充滿する誘惑の恐ろしいことを示すに留めようと思ふ。

例三十、私は明治三十二年生れ神奈川縣某村農小作の次男にして、實父母の手にて生計貧困裡に生育せられました。八才の時小學校に入學し、十四才尋常科を卒業後村の補習學校に通つた事もありましたが、同年夏頃より專賣支局(煙草製造)の給仕に入り、日給十一錢より漸次昇給し大正四年九月履に上り、月俸五圓を給與され、事業課收納係勤務となりましたが、局内一般に阿彌陀飯と稱するものが流行して菓子を買ふ習慣がありまして、之に伍せなければ吝嗇坊などと云はれますので、自然加はる

やうになりました。が薄給の身で意外に多額の小遣錢を要したのみか、之がために饑餓餓天井類の間食を爲す悪癖が出で、而かも人夫を使ふには時々茶菓子位は振舞はなければよく働かないので、最初書記の俸給十圓を盗んだが發覺しなかつたのを幸に二回許り反覆し、大正五年一月に至つて常用人夫の貯金通帳を窃取して金十六圓を拂戻し、更に三月中旬様の手段にて金五圓を盗みましたが尙足らず終に五月二十三日某飲食店にて事業課長より同人妻に對し、他村へ出張に付金三十五圓を渡されたとし、いふ旨の書狀を偽造し、女中に托して課長の留守宅より金錢を騙取せんとして終に失敗し、諭旨免職の上入監の身となつたのです。(黒田源太郎氏「犯罪少年の告白と個性調査」)

これは全く社會の罪である。勿論誘惑される少年もよくないのであるが、ただ少年ばかりを責めてはならない。

例三十一、東京新宿南町井〇房〇(一五)外四名の子供は新宿署に引致された。それは彼等が群を爲して鐵類を盗んで歩くからである。日下新宿南町界隈の貧民屈には千六百餘の貧民があつて、父は各所の日傭取職工に、子供等も各工場に雇はれ、家計を助けて居るが、物價騰貴は底止する所なきより、一家族が共稼ぎするも到底糊口の料とならず、茲に於て鐵及び金屬屑を子供らに拾ひ蒐めさせ、

それを賣つて家計を助けて居るが、子供等は一々拾ひ蒐めるのは面倒と、扱ては各所に於て掻渡へをやるのであるといふ。物價騰貴の反映として、下層社會に於ける憂ふべき事象の一つとして、相當注意に値する事であらう。(中外商業新報)

貧困なる家庭の少年を如何にすべきか。今日では殆ど方策が立つてゐない。彼等とても人並に立身出世をしたいと思ふであらうけれども、翼をまがれた彼等には出来ない相談で、冷酷な社會は冷酷なままに迫つて来る。何百圓かの金を拐帶して上京し、某工手學校に通學してゐた少年のあつたなどはこれを如實に語るもので、また次のやうな事實も憐れ深い話である。

例三十二、熊本縣生れ菰〇義〇(一六)と神戸市の生れ大〇徳〇(一六)の二少年は、掏摸常習犯として此程大阪戎署に檢舉されたが、この二少年は質の悪い子供に似合はしからぬ妙な道樂を持つた者で戎署の刑事が二少年が同居せる南區日本橋小島方の二階を襲うた時、狭い汚ない二階を一ぱいに異様な機械や何やらがとり亂されてゐるので、調べて見ると「應用化學實驗參考書」といふ大きな書類、電

熱ランプ、アルミニウム製の容器、水銀などで、二少年はこれを前に傾りと何かしら考込んでゐる所だつた。二少年のいふ所によると、二人は數月前ピツタリ當地で落合ひ、共謀の上拘捕をやつた上でソレを資本に一つ大儲けしようとして、俄に香水製造を思立ち、贖品を賣飛ばした金でポチ／＼前記の品物を買整へたのだとのことであつた。(大阪毎日新聞)

ロ、活動寫眞の惡感化

少年の生活に及ぼす活動寫眞の影響については、種々の方面から觀察する事が出来るが、大別して肉體的の影響と精神的の影響とに分ける事が出来る。

先づ肉體的の影響から説明するならば、映畫の光線といふことである。一度でも活動寫眞館を覗いたことのある者は、誰でも直ちに心付く事であるが、墨色のポケたやうなあの光線は、非常に不衛生なものである。物の形が判然と寫らず、またたとへ形は判然としてゐても墨一色だけで總ての事物、人物でも森羅萬象でも悉くを、狭い幕面に寫し出さうとするのであるから、その各々の形

を單調な色彩の中から識別するのは非常に困難である。さうしてまた、さういふ映畫は、自然の結果として遠近法が無視されてゐる。例へば、室内の光景が映寫されても、ただ机とか椅子とか、階段とかいふ物品のあるのが雜然と見えるだけで、その物品の配置や、各々の距離の關係などは墨一色にポケてしまつて分らない。そこへ人物が現はれたり、また退場したりするのに、机の間など思ひがけない所を歩いて出て來たりするやうに見えるのである。それを一々識別するためには、光線の色が單調でボンヤリとして居り、しかもただ無意味にキラキラと反射するだけなので、觀者の眼は非常に疲らされる。これは成人にとつても著しい事であるから、まだ身心の發育し切らない幼者にとつての影響は一層大きいものがあるであらうことは、觀察するに難くないのである。

これに次いで考へられる事は、映畫の連續に伴ふ疲勞である。例へば、或る寫眞を見てゐると、次のやうに場面が展開する。正義のために活動する青年と

不敵の悪漢とが決死の格闘をしてゐる。急にバツと消えて今度は密室に監禁されてゐる美しい少女が現はれる。彼女は、大變物思はし氣に、悪漢に襲はれつつある戀人の青年の上に思ひを走せてゐる。バツと消えて、今度は字幕で少女の胸の思ひが英字に現はされて出る。とまた少女の憂はし氣な顔になる。それが消えると、また前の格闘の場面で、青年の死力を盡した戦ひも效なく、次第に力盡き、血の汗を流しながら、悪漢の猛襲の許に將に昏倒せんとする。その刹那にまたバツと消えて、暗い室の中に立つた異様の人物、髻に埋まつた顔の中から鋭い眼を光らし、物凄指を揚げて、カラカラと笑ひ、青年を呪ふ言葉をつく。これは悪漢の頭領である……。斯く展開する映畫を眺める時、觀者は青年の格闘と、監禁の少女と、悪漢の頭と、此三種の筋を頭の中へ別々に入れて、後から〜と現はれる畫面を各々系統立てて分類して行き、しかも此三種の間に聯絡をつけて、一貫した筋に組立てなければ、本當に玩味し得ないことになる。さうしてこれを、ボンヤリした不明瞭な畫面の中から、しかも瞬間になして行かなければならない。近頃の活動寫真興行は、専ら量を食べる傾向が多く、従つてフィルム回轉の速度も迅速なので、人物は宛然飛ぶやうに動き廻り畫面が激しく動揺し、不明瞭なものが益々不明瞭になつてゐる。此様な場合にあつて、前のやうな咀嚼を行はねばならぬのであるが、人間の觀念聯合力にも一定の限度があつて、さう無暗に働くものではないから、常に極度に心を緊張させ、無理にも緊張させてゐなければならぬ。そのために眼は非常な刺戟を受け、延いて頭腦を疲らす事が非常なもので、館を出る時には成人ですらもホツトする位である。これらは寧ろ精神的の影響といつてもよいのである。これは實驗心理學的に研究しなければならぬ題目で、その方面から現代の活動寫真に對して徹底的の改善を要望する事が出来るであらうと思ふ。

次は活動寫真館内に於ける換氣の設備である。勿論何れの館でも、警察署の

指示に従つて相當の設備はしてあるが、然しみな不充分で殆ど役に立つてゐない。狭い内に多數の者が押し込まれてゐるのであるから、不純な、不潔な、悪臭の籠つた空氣が充滿してゐて、不快な影響を與へるのは争はれない事實である。殊に夏時の日中興行などに、室内を暗くする必要上窓を密閉するなどは不衛生極まることとて、不純の空氣と暑氣とに幼年者の頭腦は如何に疲らされるか知れない。

以上のやうに、肉體的に種々な影響が及ぼされて、成人ですらも非常に不快な氣持になり易いのであるが、幼年者に於ては殊に甚しく、一時に精神薄弱者となり、悪い刺戟に對して反撥する力がなくなつてしまふ。そこへ投射される精神的の影響は、如何なるものであるかと見れば、何れも好ましくないものばかりである。先づ第一には、映畫の内容から來る刺戟である。兒童の心理は白紙のやうに純なものであるから、善にせよ惡にせよ、與へられる刺戟はそのま

ま眞正直に受取つてしまふものである。故に、活動寫眞の映畫にしても、その内容が善良なものであれば、勿論善い影響を與へるは疑ひのないことである。然るに、近來の映畫を見るに、善を寫したものは少くて、殆ど總てが惡の映寫であるといつてもいい位である。惡と斷定的に云ひ得ずとも、女とか酒とかの淫蕩な放縱な世界を寫したものが多いのである。これは近代人生活の一面で、總ての刺戟に享樂し盡した結果、普通のありふれた刺戟では満足が出来なくなり、極端なものをと探し求める。活動寫眞にしても、有觸れた題材を取扱つたものでは面白くないので、極端な、思ひがけないやうな惡事をする事や、または思ひ切つて淫蕩な又は殘虐な有様を寫したものを歡迎する。製作者の方でも營業政策上それに迎合するので、さういふ極端なものばかりを作るやうになりたましく善事を寫すものがあつても、それは惡事の對照として出すだけで、極くわづかな部分である。斯様に、多くの活動寫眞が放縱な近代人の嗜好のみを

目的としてゐて、子供の見物人などは眼中にないのに、その作つたものを子供に見せるのであるから、到底よい影響を及ぼす筈がない。悪事の方を非常に誇大して寫してあるのに、善事の方が僅かばかりしか寫してないのを見ては、子供が悪事の方を當然だと思ふやうになるのも無理のないことである。また、たとへ善事を見て共鳴する事があつても、それを悪の對照としての善とのみ考へるやうになる。換言すれば、或る映畫で、悪人が悪計を以て散々に善人を苦めたが、遂に亡びて善人が榮えたといふ筋を見た場合に、兒童は直ちにその善を模倣しようとしなくてその惡をも一緒に模倣しなければならぬと思つてしまふのである。さうして、覆面とか短銃とかいふやうな奇抜な犯罪の方法の示唆は、みな活動寫真から受けるものである。之等の點はよく注意すべきで、決して忽せに出來ぬことである。先年警視廳が活動寫真の興行を甲乙兩種に區別して、子供には乙種のみを観覽せしむることとしたのは非常によい施設であつ

たが、種々の都合で徹廢されたのは残念な事であつた。然し、あの施設が存續されたとしても、現在のやうに乙種の興行をするものが殆どなく、また無知な親共が甲種の興行へ平氣で子供を連れて來るやうな有様では、何にもならない譯である。これは世間の親達が大いに心しなければならぬところである。

映畫の内容と相俟つて警戒すべきは、辯士の説明である。先頃警視廳で辯士試験を行つたところが、彼等の職業上知つてゐなければならぬやうな問題でありながら、大半が落第してしまつたといふくらゐで、餘り教育のない連中が多いのであるから、その説明にも嘘や誇張が多い。ただ彼等の輕快な辯に魅せられて、無垢の兒童が口眞似をしたりする。初等教育の一階段ともいふべき大切な映畫の説明を、彼等の無知な口から聞くといふことは、教育上策を得たものではない。

而して、更に兒童心理に悪影響を與へるものは、活動寫真館内の雰囲気であ

る。雑然混然とした館内には、種々な悪徳の分子が含有されてゐる。種々な不徳な無作法な動作が平然と行はれてゐる。之は一種の群衆心理であつて、平生は慎ましい人でも、斯る混雑の場所に來ると、我知らず不徳を行ふやうになるので、二階から蜜柑の皮や煙草の殻を投げて見たり、隣の人の氣付かない悪戯をしたりする事を、ホンの出來心でフラ／＼とやつて除ける。その時には善いとか悪いとかいふ事は殆ど頭にないものである。然し之を見聞させられる兒童の心には、單なる惡戯や出來心とは寫らない。それが非常に面白い、此上もない愉快な事として寫り、面白いことはつまりいい事であると考へるやうになり同じやうな模倣の行動に出る。斯る暗示は、館内の雰圍氣中に於て、存外多く與へられるものである。而して、館内の雰圍氣中には、常に之のみに留まらず更に一層直接な誘惑の魔の手が潜んでゐる。それは即ち不良少年の活動であつて、彼等の活動の舞臺は、此暗黒の世界を主なる場面としてゐるのである。

以上私は活動寫眞の惡點のみを列舉して來た。活動寫眞館としての今日の多くの設備は、殆ど賛成出來ぬもののみであるが、然し、映畫の方では悪いものはかりとも限らぬので、擧ぐべき利點も多くある。例へば外國の風景とか、歴史的遺物の寫眞が、實物教授として有效なものである事は事實であるが、然し現今の所では辯士の學力が不足で折角の映畫の效力を少からず削いでゐる場合が多い。また、教訓的の筋を持つた映畫も時には出るが、これも現今は寥々たるものである。先年「クオレ」といふ、非常に優秀な寫眞が來た事があつた。これは伊太利の文豪ド・アマーンチスの傑作を寫眞にしたもので、友の溺死を救つたとか、從軍して勇敢に働いたとかいふやうな少年の美談が集められてゐる。之に出場する少年俳優が、自然な素直な藝を見せてゐるので、非常に快い感じを與へられた。十歳の少年が母を慕つて三千哩の旅を続け、白雪皚々の山脈を遠く眺めて、泣く／＼も荒涼たる野路を勇敢に踏んで行く光景は、誰をしも思

はずホロリとさせるもので、誠に情味の豊かな、藝術としても勝れた作品であつた。然し其後此様な寫真が殆どないのは、何とも心細い次第である。大阪で女學生殺しの惨虐な犯罪を行つた五少年が、舊劇「俵星玄蕃」に示唆されてゐるのにも見ても、また東京の中央の某小學生が映畫「鐵の爪」に示唆されて盜賊團を組んだのにも見ても、活動寫真の影響の大なる事を知られるので、私は此點について、諸方面の覺醒を促したのである。

ハ、猥褻なる文學

活動寫真の惡感化に次いで、猥褻なる讀物の感化である。而して少年の好む讀物は講談物、冒險物を初めとして、少し進んでは性慾に關した淫靡なものといふことになる。

少年は空想的なものである。自分の頭の中に抱いた希望を、直ちに眼前に形に現はして見なければ氣がすまない。然し事物はさう自由に行くものでないか

ら、何か他にその希望を慰めるものを求めなければならぬ。それが自然と、野卑な讀物に向つて行く原因となるので、忍術で雲に乗つて飛行するとか、刀を揮つて數十人を相手に切殺すとかいふ場面を讀むと、自分の空想が符を合せたやうにそこに描かれて居り、快哉の情を禁ずる能はざるに至る。これは雷にかうした低級な讀物ばかりでなく、諸國に古く傳はる神話などいふものも、大抵さういふ空想や希望が現はされてゐるのであるが、然しそれには長い間その國民を養成して來た國民性が背景となつてゐるので、そこに詩的な美しい情緒が流れて居り、また人をして感激せしめるやうな純真な情熱に満たされて居るのである。然し、講談とかいふやうなものには、斯る美しい情緒が現はされてゐるものはなく、大抵は卑しい人格の講談師や戯作者の手によつて、ただ場當りの面白く組立てられてあるので、随分惡どい興味のみを引くやうに出來てゐるのである。それで、斯る讀物に耽る少年の感情は、決してよい方には向は

ない。その書中の出来事に感動されて、人を殺すのが愉快なことに見えたり、他人の金を取る事が快事な事のやうに思はれたりする。殊に病的に空想性の強い少年になると、空想と現実との境界が次第にぼんやりして来て、空想を直ちに実行し得るかのやうに考へて、當てもなく兇刃を揮り廻す。深川の少女強盗がその手段を思ひついたのは、寄席で強盗の話聞いたのに始まり、兇器は大きい方がいいと思つて手斧を買つたといつてゐるのに見ても、ほぼさうした心理を察することが出来る。

嚴密に云つて、今日は少年に安心して讀ませ得るやうなものが殆どないといつてもいい位である。安價な講談物や冒険物に耽る少年を見ると、吾人は危懼の念に悩まされずにはゐられない。これに氣のついた人が、新童話などを主張して盛に創作してゐるが、然し多くの人は、童話をとかく寓話とのみ解して却つて子供の讀物でなくなつてゐるやうに見える。子供にはもつと子供の世界

を了解した讀物がなくてはならぬ。藝術的に子供の空想的な慾望を満足させてやるやうなものでなくてはならぬ。

少年が進んで春情發動期に達すると、恐ろしい疑惑や驚愕がその心に芽ぐんで来る。不思議な新しい世界が開けて来るのに、彼等はただ驚きの眼を見張るばかりである。此際に於て不良な内容を持つた文學のために、少年が災されることは、果して如何ばかりであらうか。憐むべき性慾の奴隷となつて、或は女學生の後を追ひ、或は暗い淫魔の陋窟に放浪して社會の屑となり終る。斯る危険なる岐路に立つ少年の上に、二世の指導者たる者は甚深の注意を拂ふことを怠つてはならぬ。

卑猥な讀物に續いては、卑猥な流行唄の事も考へて見なければならぬ。斯る流行唄は、勿論藝術としての品格などを考へてなく、ただ時好に投ずればいいので、野卑な文句と曲節とのみを列ねてある。それをまた幼い子供までが口に

して憚らぬといふ風で、甚だ好ましくない現象である。而してその最も恐るべきは、斯る流行唄を流布する者には、不徳漢が多いことで、その野卑な言動と歌句がとかく少年の好奇心を挑発し、不良性を助長し易いのである。中には婦女誘拐を事としてゐる者もある位で、決して閑却の出来ぬ問題である。

二、都會生活と不良少年

不良少年の環境といふことに就いて、私はかなり長く述べて来たが、最後に都會生活が重大な問題であることを考へて見たいと思ふ。

今日不良少年の横行といへば、殆ど都會に限られるといつてよい。殊に團體を組んで、種々な悪事を働いて歩く職業的の浮浪者になると、都會でなければ見られぬ現象である。然らば何故に不良少年は都會のみに多いか。

都會には、少年を誘惑してその不良性を刺戟するやうなものが多い。活動寫眞とか芝居とか、その他の興行物歡樂物には、それを取巻く濃厚な不良の空

氣がある。そこに放浪して、魔の爪を磨いてゐる不良少年の群がある。生みの家なく他人の家に奉公してゐる少年の身邊には、朋輩といふ爆發物がある。何處へ行つても誘惑の分子が多分にある。鋭敏な感受性を持つた少年は、親なり其他の指導者の監督の眼が弛んだ時、直ぐ引懸り易い危険な境地に暴露されてゐる。都會生活にさういふ、弱點や缺陷が多分にあるのである。

都會に於ては、惡に對する社會的の制裁が弱い。都會以外の地にあつては、人家が少くみな親しい交際をしてゐるから、悪い事をすれば直ぐ社會一般に知れ渡り激しい恥辱を受ける。従つて村に居られなくなるか、或は行爲を慎まねばならなくなる。然るに都會では、人家稠密でみな他人同志の生活をしてゐるから、悪事をして中々社會には知れ渡らない。惡を隠蔽し易いので、従つて興味、驅られて一層不良な事をなし易い。これは成人の犯罪に對していふことであるが、同様に不良少年の場合にも當て嵌まる。一時的の興味や誘惑に驅られ

て罪を犯すやうな少年は、厳しい罰に會へば直に善化するものであるが、悪を隠蔽しやすくして二度三度と重ねても分らず、遂に取返しのかね所まで行くやうになるのである。

なほまた都會に於ては、人口が多い結果として、富者も多くあれば、數多くの貧者も存在する。それらの子弟で、前に述べた種々の環境に育まれて不良化したものが横行するので、都會には不良少年が多いことになる。さうして此原因が結果となり結果がまた原因となりして、都會には益々不良少年が絶えぬ結果を見るのである。

更にまた都會に於ては、文明の利器が自由に使用されるために、少年の好奇心を助長し、犯罪を絶えざらしめるのである。電車の中で掏摸を働くといふやうなもので、これは都會に特殊な現象といつてもいいほどである。

その他種々な點があるが、要するに都會は純良な少年を養育するの地ではな

い。今日のやうな知的教育に於ては都會でなければならぬかも知れぬが、根柢ある徳育を行はんとするには、都會は決して適當したものではないことが斷言し得られるのである。

第五章 不良少年の生物學的素質

一、原因と動機

少年がその環境に支配されて、不良な徑路を取り易いといふことは前章に述べた通りであるが、然し茲に注意せねばならぬのは、斯る不良の環境が必ず常に不良の少年を出すものではない事である。不良少年を出し易いが、必ずしも不良少年を出すとは限らない。例へば「正宗孝子傳」を見ると繼母のために非常な虐待を受けるが、少しも恨まずに益々孝養を盡し、遂には流石の母をも悔悟せしめることになつてゐる。勿論これが事實であるかどうかは疑問であるが、さういふ風に随分不徳な悪家庭からも、鶏群の一鶴といふやう

に光つた俊秀な少年少女が出ることもあるので、諺にも「家貧しうして孝子現はる」といふやうなものである。而してまたそれと反對に、家富み榮えた上流や名流の家庭からも不良の子弟が出ることもある。そこで、環境が少年の心理を支配するといふことは、多くの場合に肯定し得られることは前に例を擧げて説明した通りであるが、必ずさうだといふ風にきつぱり斷言することは出来ない。然らばこれらの哀れむべき不良少年は、その環境から受ける刺戟以外に、さうした墮落に陥るべき何等かの運命を脊負はされてゐたものではなからうか。換言すれば、何等かの先天的な素質がその體內に存在してゐたものではなからうかといふことが疑問になつて來るのである。

そこで不良少年を、徹底的に考へるに就いては、遺傳の問題が離すべからざる關係を持つて來る。それは丁度原因と動機との關係のやうなもので、生物學的素質がある所に、環境といふ動機が働いて不良行爲が誘發されるのである。

但し何等の原因なくして動機だけで誘發されるやうに見えることあるが、さういふ場合にはその動機を去れば直ちに救治の目的を達することが出来るけれども、原因の上に動機の働いたものにあつては、動機を去つただけでは駄目で、その原因を根本的に除去しなければならぬ。斯くて不良少年の生物學的觀察といふことは、非常に重大な問題となつて來るのである。ここに生物學的觀察といふことは、少年の遺傳が如何なるものであるかを見ることである。然らば、現在の不良少年はその遺傳的要素として如何なるものを持つてゐるであらうか。千九百一年にドイツで調べた所によると、不良少年六千二百〇九人のうち、二千九百二十四人の家庭は親が刑を受けたものであつた。その中父だけの受刑者が千四百十九人、母だけの受刑者が五百八十一人で、残る九百十六人は父母ともに刑を受けてゐるものであつた。其他イタリアの學者は、少年犯罪者の百分の九十が悪い遺傳を持つてゐるものと云つて居り、何れの學者

でも遺傳の關係を是認してゐるのである。

けれども、一時は此の病的素因といふことが過重視され、ロンプロローゾなどのやうに生來性犯罪者と名づけて、斯る者は放置して置いても罪を犯すものであると考へた。然し今日では、環境が人の性格を支配することも認められてゐるので、總てが必ずしも病的素質者であるといふことは出来ないが、所謂不良少年の約三分の一、或は二分の一は普通の人間でなく、病的素因を持つた人間であるといふ事實が明かにされてゐる。

二、精神薄弱者と低能兒

病的素因を持つた不良少年とは、果してどういふものであるかといふに、多くは低能者であるか、または精神薄弱者である。

精神薄弱者といふのは、頭腦の働きは目立つ程悪くもないが、意志の力が弱

い。道徳心が病的に弱いのである。即ち、學校の成績は良好であるが、盜癖があるといふやうな兒童はこれである。かういふことは随分有名な人にもあつて佛蘭西の思想家ジャン・ジャック・ルツソオも告白してかういつてゐる。

金に無頓着なのはつまり怠惰から來た。金を儲ける樂みは、儲ける爲に忍ぶ苦痛に比べて引き合はない。金を浪費することもやはり怠惰から來た。面白く金の使へるやうな時に出會すと、思ふさま樂みがしたくもなるものだ。私は金に目はくれないが、それよりも品物が欲しい。それは、金と欲しい物との間には常に一つの空隙がはさまつてゐるけれど、物とそれから來る快感との間にはそんな物かはさまつてゐないからである。物を見れば直ぐ私は誘惑されるけれど、單にその物を求める方便に過ぎない金だけを見たとして全く無神經同様である。だから私のは小盗人といふのであらう。今でもどうかするとその癖が出るが、些細なものが欲しいと思ふと、他人に呉れといつて頼んでゐるよりは、黙つてとつてしまつた方が手取早くてよい。といつて金なら生涯に一リアアルでも他人から盗んだ覺えはない。唯一度だけ十五年許り前にある人の金をセリイヴル盗つた事がある。(ルツソオ『懺悔録』石川戲庵氏譯)

即ち此の名高い思想家の幼年時代には盜癖があつた。金で買ふのが何となく臆却でたまらないところから、品物を盗むといふ癖があつたのである。此の人はそののち或る宗教學校へ入つたが、若輩の身でありながら老巧の僧と議論をしてやりこめたりして居り、後には「自然に歸れ」と叫んで偉大な影響を世界に及ぼしてゐるので、決して低能兒ではない。然しその幼時に於て一種の精神薄弱があつたといふのは、頗る面白いことである。

低能兒はこれに反して學校の成績が不良で、頭腦の働さが鈍重なものをいふのである。

然しながら、學校の成績が悪いからとて、直ちに低能兒であるといふことは出來ない。その原因を研究して見れば、同じく成績不良にも色々な種類あることが分る。その肉體的原因に發したのものには、耳鼻咽喉に疾病ある者、眼病を持つてゐる者及び淋腺の肥大した者である。このうち前二種の兒童は教室に

在つても教師の言葉が判然聞取れない、または黒板の文字が見えない、といふやうな有様で、充分な理解を得ることが出来ない。従つて始終ぼんやりしてゐて、他の者から馬鹿だ／＼と罵られ、一層頭腦の働きの鈍つて行くのである。さうして、悪い方の誘惑や刺戟に感ずるやうになる。それでこれを親達が早く察知して、醫師の治療を受けるとか、眼鏡を用ふるとかして、その障礙を除いてやれば、その知能は直ちに回復して普通の児童と同様になり得るのが常である。たゞ淋巴腺が肥大した者だけは、現在の醫學では回復の道がない。また十二指腸蟲の發生してゐる児童も、身體及精神の發育を阻害され、身體に貧血を起して害を受け、低能兒としか思はれぬやうな徴候を呈するものである。然しこれも、十二指腸蟲を體外に驅除しさえすれば直ちに治療する。

以上は肉體的に原因を發してゐる低能者であるが、更に重大に考へねばならぬのが神經的に原因を發してゐる低能者で、普通に低能兒といふのは主として

此種のもの指してゐるのである、この低能兒は、先天的または後天的に頭腦に缺陷を有するものである。これについては後に述べる。

斯る児童の生活を考へて見ると實に憐むべきものである。その小兒期にあつては、むやみに感情が過敏で、痙攣症を起して引繰返る、即ち蟲が起るなどいふやうな状態である。進んで児童期に至り、學齡にも達するやうになつても、精神の發育が不充分で、その行爲が衝動的、反射的さうして、利己的、空想的である。即ち、何を爲すにも纏まつた思考の上で爲すことが出来ない。例へば火が燃えるのを見て面白いと思ふと、直ぐに藁とか石油とかいふやうなものを持つて来て放火する。放火しても別段悪いとは思つてゐない。さうして、消防夫が来て一生懸命に働き出すのを見ると、急にまたそれが面白くなつて、同じやうに消すのを手傳ふといふ風で、かうした少年の病的な嗜好のために、火事を出したやうな例は中々少くないのである。斯る性質に加へて、此期には不眠

症や夢遊症が現はれる。夜中に突然跳ね起きて端座したり、其邊を當てもなく彷徨即夢遊して、放尿などの不潔な行爲をしたり、または悪夢にうなされて、睡眠中に突然泣出したたりする。智力が弱く、動作不活潑ではあるが、その行動が突發的であるので、時には友達などと激しく争論をするやうなこともある。からした兒童が春情期に進むと手淫の悪癖を覺えて妄行し、性質は一層變調を呈し、顔面潮紅して頭痛に悩む。また飲酒癖喫煙癖に耽る。思考力が鈍いので讀書をしても何が何やら分らず、直ぐに厭になつてしまふ。尤も智力には思考力や、認識力、記憶力、推理力、理解力など種々あつて、低能者に於ける變化の模様も種々であるが、一體にその働きが鈍いことは争はれぬ事實である。さうして判断力が缺乏し、羞恥心がなく、感情は刺戟性である。智力が全體に鈍るのでなくて、一方に偏するものもあつて、所謂天才とも云はれるやうな型を示すのがある。黒田源太郎氏が調査された例にも、次のやうなものがある。

例三十三、それは、十六歳の少年で、學校の成績は全般に劣等であつたが、將棋や碁に非凡の技倆を示し、六段の碁の師匠へ内弟子となつて入り、三年程で二段級の客を相手にするまでになつた所が、性來不良の性質を持つたものと見えて、屢々窃盜を働き、最後には新聞記事で見た憐れな家族に感激して救つてやらんとし、活動寫眞で見た『義賊次郎吉』の暗示を受けて、覆面の上兇器懷中で某富豪の家に忍び入り、遂に逮捕された。(同氏「犯罪少年の告白と個性調査」より摘要)

これによつて見るも、如何に彼等不良少年の行爲が衝動的にして無反省であるかといふ事が知られるのである。

それからまた低能兒には、味覺などが病的に發達して、普通人にはとても食はれぬ、木炭、墨、壁土、生鱈、蛭、蛙子などのやうなものを平氣で食ふものがある。蟲などを口に入れてゐると、じづく動くのが氣持がよいといふ風である。視覺や聽覺もさういふやうに變調を呈して居り、觸覺も皮膚に針を立てた位では何とも感じないやうなものが多い。之等は感覺の鈍磨や、また病的の

發達によるのである。

低能兒の性質や心理状態は、大體以上のやうなものであるが、然しそれにも程度がある。その程度に従つて、學者の取扱方も異つてゐる。

白痴といふのは、低能の度の最も甚だしいもので、精神が幼兒のままです。その發育を制止されてゐるのである。即ち、事物に對する辨別力がないといふやうなもの、身體は十五歳になつてゐながら、精神的には僅か五六歳の幼兒と全然同じだといふものが少くない。白痴の程度よりやや軽いものが痴愚で、此種ものは智力は劣等であるが、其他の精神的、肉體的作用に於ては、大體に異常がない。故に物を認識する能力はあつても、その認識を働かす力がないのである。而して痴愚よりも更に軽いのが愚鈍で、普通兒とあまり大した差異はないが、全體に亘つての動作や精神作用が鈍いものである。

三、低能兒を生む原因

低能兒に現はれる變質的狀態は、大略前に述べた通りであるが、然らば如何にして斯る低能兒が生れて來るかを知らねばならぬ。その原因としては、先天的と後天的の二種に分けて考へることが必要である。

先天的の原因としては、即ち茲に遺傳の重要なことが認められるので、先づ父母の性質が直接に影響する。即ち低能兒を生んだ父には、大酒家殊に酒亂の惡癖を持つたものが多い。斯る人の常として、精神が變調を呈してゐてつまらぬことに怒つたりまたは笑つたりして取りとめがなく、精神異状とまでは行かないが物事をなすのに正鵠を失し易く、感情が鋭くてしかも頭腦が亂れ易くなるといふやうな人である。かういふ人は、極端に云へば慢性の腦病に罹つてゐるといつてもよい程のもので、その變質的狀態が進むと、遂には酒精中毒性

癡癡狂といふ精神病に冒され、悲惨な有様でその生涯を終らねばならぬに至るものである。斯る事を考へるならば、酒害の恐るべきことは人をして慄然たらしむるものがあるのである。さうして、斯る大酒家の子に低能児を生ずることが多いのは當然であるが、なほまた、その受胎時に於て酒飲癖に耽溺してゐたやうな場合に於ては、殊に不良の児童を生ずることが多いのである。これは、通常謹嚴であるといはれる人の子に不良児が出たりするやうな場合に、その受胎時を調べると飲酒して酔つてゐた最中であつたことがよく見出されるので、これによつても、親たるものはよく／＼その身を慎まねばならぬことが分るのである。

大酒家でない場合でも、精神異常ある者、或は精神低格なるものの子には低能者又は精神異常児が出来る。犯罪者の子にはどうしても犯罪の傾向を持つたものが生じ易い。これは現代の遺傳學上、争ふべからざる事實となつてゐるの

で、斯る不良の児童を生ぜないやうにするためには、先づ最初から精神的に陥缺のある者は結婚をしないやうにして、災害を未然に防止しなければならぬといふ議論が行はれてゐる。これが優種學の運動であつて、徹底的にそれが行はれるならば、現今のやうな不良の児童は必ず減少するであらうと信ぜられるのである。

母親の性質としては多くヒステリーで、激情が發し易く、自分の行爲に中心のとれぬやうなものである。

また遺傳としては、梅毒を患つた両親の子にも異常児が多い。これは、親の不攝生がその子に酬いられたものといふことが出来る。

また遺傳は、常に両親の性質や悪疾が影響するばかりでなく、その祖父母やそれより前の家系の悪質に影響されることが多いもので、これを隔世遺傳といふのである。

低能兒、異常兒を生ずるのは、遺傳的要素として以上のやうに種々あるが、また胎生時の父母の氣質が影響するものである。例へば、母がその子の妊娠中に激動を受けたとか、或は不愉快なことを見聞したり、また自らさういふことを言動したといふやうな場合に影響するのである。これは、古來胎教として重んぜられて來たことで、今日の醫學上からは断定し得ないが、然し幾分の事實を持ち動かすべからざるものとして認められてゐる。日本兒童學會の「惡童研究」には次のやうな例が擧げられてゐる。

例三十四 或軍人の家庭にあつた出來事であるが、この軍人は地位ある將校で家作も相當に持つてゐる。所が聯隊勤務中に使つてゐた從卒が、非常に性質のよい男で、夫妻ともに氣に入つた所から、除隊後引取つて自分の家作に住はし世話してやることにした。將校の妻といふ人は一層世話好きで、或年良縁があつて田舎から嫁まで貰つてやつたのである。それが間もなく妊娠して生れた子供が、兩足が膠着して一本になつて居つた。その後軍人の妻が妊娠して、その生れた子供が從卒の子のやうに一本足で、或る人魚といふやうな小兒が生れたといふことである。幸に出生と同時に亡くなつて、

この事は産婦に知らせないこととして處置したのださうだが、後にそれとなく懐妊中の模様を聞いて見ると、この妻は非常な神経質であつて、先の從卒の小兒のことを始終口走り、就寢してからは毎夜の如く一本足の小兒の夢までも見た位であつたさうだ。

また或地方の素封家で、二人の子供まで出來た仲を、何か所存があつたのか、舅が嫁を離縁して里に歸してしまつた、固より夫婦仲は至つて睦じく、別に離縁する何等の原因もなかつたのであつたが嫁は長男と娘を残して懐しい夫の家に別を告げて里へ歸つた。其後兩三年を経てから或る仲介者があつて、東京の某省に在勤してゐる官吏の所へ嫁入つた。其後懐妊して生れた小兒、即ち此家では初めての總領たる小兒が、先きの良人に寸分違はぬ似顔であつた。それから後に生れた小兒は二人あつたが、それは皆今度の夫に似たのである。この事實は婦人の貞操上に多少でも疑ひの行爲があれば致し方もないが、先夫と離縁してから二三年間は全く親の監督と本人の自重心とで極真面目な生活に目を過してから嫁入つたのである。けれども残し置いた子供の身の上に就いては、母の情として思ひ出さずにはゐられなかつたであらう。夫の前では笑顔を繕うてゐても、心の中では始終泣かない時とてはなかつたであらう。子を思ふにつけては自然先夫も思ひ出の種である。人前で許られない潜んだ思ひは知らず／＼胎兒の面貌にまで影響したのではあるまいか。

それから、次の例は、妊娠中に夫の不品行に會ひ、非常な嫉妬やら恨みを経験して、揚句の果に生み落した子が低能であつたといふ一婦人の告白である。

例三十五、(前略)處が私が妊娠した頃から、女中は何やら何時でも考へてゐるやうな様子で、時々云付けた用事を忘れたり、又は暮れ行く空をぼんやりと眺めながら立つてゐたりする事が多くなつて來ました。初めの中はよく處女時代に有勝ちな空想にでも耽つてゐるのであらうと思ひ、格別注意もしませんでした。けれどもどうした事か夫が其頃から、頻りにやかましく何かにつけて叱言を云つて、毎日不機嫌な顔ばかりしてゐるやうになりました。私が妊娠して神経過敏になつてゐるのを知りながら、腹立つ事や泣きたくなるやうな事ばかり我強く云つて、泣けば煩さいといひ、何か云譯すれば口答へすと申して、頭でも顔でも手當り次第に打つたりしました。さうすると私も氣が立つてしまひますから、かなり云争つた事も度々でした。或る時は女中に私が叱言を云つたのを隣室で聞いてゐて、大層私を叱りつけたりしました。すると女中は「よい氣味だ」と云はぬばかりにして、臺所で鼻唄など唄つてゐる時がよくありました。また或時は矢張り女中の事から争つて、夫は非常に怒り、側にあつた長煙管で私の背中を打つて、煙管は二つに折れてしまつた事などもありました。其時はつくづく恨めしく、しまつてあつた短刀で二人とも殺してしまはうかとさへ思つた事もありました。(中略す)

其當時生れた女の子は、不幸にも五六歳になつてもろく／＼ものが云へませんで、私が妊娠中疑ひ深く、嫉妬と恨みとを胸中深く秘めて、泣いてばかりゐたその心が其ままそつくり胎兒の清い心にきざみつけられてか、その子は嫉み深く、ひがみ根性が強い癖に涙弱くつて、他の子供とは性質が一風變つて居ります。もう小學校の三年生であるけれど、まだ片假名もよく分りません。發育不完全のため年齢よりはおくれてゐるのだとの事ですが、私は此子の教育については一方ならぬ苦心を致して前途を案じて居ります。(大正十年一月「婦人公論」人類の苦悶號)

かやうに胎生時の親の精神状態が著しい影響を及ぼすものである。かの世間によく聞く話であるが、長子が善良で、次子が犯罪人、末子はまた非常に勝れた才能者であるといふやうな不揃な兄弟の場合がある。それをよく調べて見ると、新婚の楽しい家庭に生れたのが長子、事業に失敗して失意の揚句に親が放蕩したりした不和な家庭に生れたのが次子、事業が再び成功して圓滿な家庭に生れたのが末子であるといふ事實を見出すことが出来る。これによつても、親

が其身を慎むといふことは、その子に對する義務であり、また社會に對する責任を負うてゐるものであることを自覺しなければならぬのである。

四、後天的の低能兒

更に後天的の低能兒といふものがある。これは、その遺傳的系統や胎生時としては別段の異常がないのであるが、生れてから一年乃至二年といふやうな極く幼い時代に於て、疾病に犯され、または負傷する等の故障によつて腦に缺陷を生じたものである。

疾病としては主に腦膜炎である。此病氣は大抵は兒童の生命を奪ふものであるが、治癒しても多くは低能者になつてしまふといふ恐ろしい病氣である。負傷等によるものは、例へば高い所から落ちて腦を打つといふやうなもので腦に烈しい打撃を受けた場合には腦の缺陷を來し易いものである。甚だしいもの

のになると、次のやうに極端な例がある。

例三十六、東京芝白金松〇〇〇(八)といふ子供は、父は大工でその先妻の子であつた。然るにその繼母が心のよくないもので、父が日中不在なのをよい事にして虐待を加へ、毆打する突飛ばすといふ暴虐に至るなき有様で、遂に此の少年は性來活潑であつたものが魯鈍となり、學校の成績も著しく下落してしまひ、充分の食を與へられぬところから近所の塵箱を漁つて歩くといふ状態で、全くの低能者と同様になつてしまつた。此事が所轄署の耳に入り、繼母は嚴重な説諭を受けた。

如何に繼しい無智なものであるとはいへ、極端過ぎる話である。さうして、かうした事實もまた少くないであらうと思はれるので、教育を普及せしめ、完全に實行せしめるといふことは、さういふ意味からいつて必要なのである。

第六章 不良少年の感化救済

一、刑罰と教育

不良少年といふことが最早や單純なる問題ではなく、國家的に見て一日も忽せにする事が出来ぬことが分つたならば、その不良少年を取扱ふには、果してどうしたらよいかといふ方法を考へなければならなくなつて来る。

ひかしの法律家や政治家の考へ方では、罪を犯したものは必ず罰せねばならぬものと思つてゐた。罪に對するに罰を以てする即ち報復主義とか必罰主義とかいふもので、人を殺したものは罰として死刑に處する。人の物を盗んだものはそれに相當する罰を加へるといふやうに、犯した罪だけの罰を科せねばなら

ぬものと考へられてゐたのである。さうしてそれには少年たると大人たるとを問はないので、私がここにいふ不良少年も、歐洲の中世紀に於てはみな監獄に繋かれ、大人と同じやうに體刑や禁錮刑を以て處せられた。

然るに近代に至つては、刑罰に對する人々の考へ方が違つて來て、犯罪に對する報復としての刑罰でなく、犯罪者を懲らし改善せしむるために科するのでなければならぬといふことになつた。それであるから、例へ重罪を犯したもので、悔悟の狀が顯著で、以後再び罪を犯す恐れがないと見た場合には、刑の執行を猶豫するとか免除するとかして、許してやることにする。悔悟の見込がつかないものは、懲役に處して懲らすやうにする。要は犯罪者の改善に在つて、罪に對する報復ではないと考へるやうになつて來たのである。

かういふ刑罰に對する考へ方の相違は、非常に顯著な効果を齎すやうになつた。即ち、人が罪を犯す場合には、多くは發作的な感情に基くもので、生れつ

さきの常習犯罪者を除けば、大抵は罪を犯した時には後悔してゐるのが常である。人の性は善なりといふ言葉もある通り、罪を犯して何とも思はぬのは寧ろ不具者といふべきでそれは論外であるが、大抵は直ぐにああ悪いことをしたと思ふものである。そこへ報復主義で嚴重な刑罰を以て臨めば、一時の感情的な過失のためにその人は前科者といふ忌はしい肩書を負はされ、詰らないと思ふから「毒食はば皿まで」の勢ひで一層墮落し、その前途の生涯を葬られ、あたら優秀なる一個の人間を失つてしまふことになるのである。所が、若しその人に悔悟の情が現はれてゐるのを認められた場合に、その刑を許すか輕減してやるかすれば、その人に非常な感激を與へて、そこに人格改善の效が如實に見られることになるのである。

而して斯る刑罰に對する考へ方の相違は、不良少年の處遇に於て最もその必要を感ずるのである。少年の犯罪は、一部の先天的惡素因者を除く外は、多く

その境遇の罪で、少年自身の罪ではない。少年には道德的意識がまだ充分發達してゐないのであるから、それを眞直に育てるのは大人の任務である。大人の任務が怠られた時に、少年の道德的意識が自然に捻ぢ曲つて、種々な罪を犯すやうになる。故に少年の犯罪は、一面から云へば大人の罪であると云はねばならぬことになる。それであるから、少年犯罪者を犯罪者として監獄に投じても、決して當を得たものでなく、却つて在監中に他の惡少年より種々なる暗示を受ける結果として一層増惡するのが常なのである。然らばどうすればよいかといふに、彼等は犯罪者ではなく、教育が不足してゐるために知らず／＼罪を犯すものであるから、その教育を補つてやらねばならぬ。また彼等はその保育が缺けてゐるために惡行をなすのであるから、それを充分に保護してやらなければならぬ。かういふ見地に立つ時、不良少年の處遇は、保護、教育等の手段によつて之を感化し救済し、而してまたその犯罪を未然に豫防するの策を取らねば

ならぬといふことになるのである。今日各國に於ける不良少年に對する制度はみなかういふ主義から成立つて居るので、さうして、何れも優秀なる成績を擧げてゐるのである。私はそれらの大體について説明し、更に目下の日本の状態がどうなつてゐるかを説いて見たいと思ふ。

二、英國の感化制度

今日世界中で最も感化教育が徹底整頓して行はれてゐるのは英國で、その不良少年教育に着眼したことも古いものである。即ち千八百二三十年頃、歐洲にはナポレオンが勢力を張つてゐた時代に、戦争の影響を受けて國民の道徳が頽廢し、自然不良少年を生ずるといふ状態であつたので、法律を發布して少年監獄を設けた。而してその以前に於ても貧民の子弟を救済するといふことは行つてゐたので、救貧院などの設けもあつたのであるが、此時に至つて少年犯罪者

に對する取扱方が劃然と區別されるやうになつた。その後不良の子弟を收容する學校が設けられ、法律も次第に改正されて、未成年者に刑罰を科するは不合理であるといふことが認められるに至り、今日のやうに種々なる感化教育の制度が設けられるやうになつたのである。

● 實業學校といふのは、七八歳以上十四歳以下の少年を收容するところである。その少年といふのは、乞食や浮浪の癖ある者、犯罪行爲のある者、兩親の命令に従はないもの、または強情なもの、罪を犯して判決を受けた婦人の子女といふ種類のものである。之等はみな裁判官、親、警察、地方の救済制度などの手によつて、此の學校へ送られることになつてゐる。さうして、一年以上六年以下の間に於て、宗教による訓戒を與へ、普通の小學校と同じ學科を授ける。それから、裁縫、細工、製靴、鍛冶、農業、洗濯といふやうな實業を課し、斯くて改善の見込みのついたものを社會に送り出すやうにしてゐるので、この學校

が最も実績を擧げてゐるのである。

晝間實業學校は、實業學校と同じであるが、ただ夜間は子供を親の手許へ歸すことだけが異つてゐる。

感化學校は、右の實業學校の上に位し、十四歳以上十六歳以下の者を收容することになつてゐる。従つて程度も稍高く、生徒に對する懲罰の方法も、その生徒の階級を上下したり、減食、監督、體罰等を課するといふやうに定められてある。ここへは少年犯罪者が法官の命令によつて入れられるのであつて、改善の狀が顯はれば假放免になり、また満期になれば放免されるといふ事になつてゐる。

警備實業學校といふのは、學校に行くのを嫌ふやうな少年を收容することになつて居る。即ち學校を缺席ばかりしてゐるとか、また浮浪してゐるやうな場合に、地方の役人の手によつて此學校に入れられる。此學校に於ては生徒を宿

泊せしめて普通の課業を授け、その外に着物を縫ふとか、パンを焼くとか、靴を作るといふやうな仕事をさせる。さうして訓戒を施し、その強情癖がとれてよくいふ事をさくやうになると、また普通の小學校に入れる。もし普通の小學校に入れても改善しないものは再び長く留め、それでも改善の見込がないものは前の實業學校へ送る事になつてゐる。かういふ風であるから、此學校に留めて置く期間は三日か四日から長きも五六ヶ月に過ぎないので、中には二回にも三回にも亘るといふやうな少年もあり、生徒の出入は頻繁で、時には労働者の子弟の一時預り所のやうな形になることもある。従つて名は實業學校でも、専門的の實業教育を施すところではない。

その他に特殊なものとしては、教育船がある。これは、彼等不良少年を救済して海員に養成しようといふ目的のもとに設けられたものである。この船の中には船長を始めとして學科の教師や海事教師その他醫者看護婦等まで乗組んで

ば別に工場に働かしめ、普通の犯罪者とは離れて訓育するといふ方法を取つたことから刺戟されて、少年監獄を別にするやうになつた。さうして、一八三三年にウイツヘルンといふ人が、ハンブルヒ近傍に家庭主義の救済院を建てて貧民の子弟を收容した。これが不良兒童教育によい成績を見た一方に於て、一八七八年には強迫教育法といふ刑法の改正が發布せられることになつた。之によつて、十二歳以下の少年は後見裁判若しくは市町村の貧民行政部の手に掛り、そこから救済院とか孤兒院とかに送られるといふことになつた。後見裁判といふのは、治安裁判所の判事の中に後見判事といふものがあつて、貧民の子弟の浮浪兒や孤兒の後見人となり、その教育を司るのである。また貧民行政部といふのは、市町村などの自治團體の中にある一部門で、貧民の救恤とか、無宿者、孤兒や浮浪兒等に關する一切の事を司つてゐるので、その自治團體の有力者から選舉された人々と、吏員とが之に當つてゐる。

けれども強迫教育法は、十二歳以下と年齢を限つたので範圍が狭く、またその根柢に於てまだ刑罰主義が含まれて居り、而して實際に於ては犯罪者が増加してその効果が現はれてゐないといふやうに、種々なる點で不都合があつた。それで一九〇〇年に改正して發布されたのが保護教育法である。

この保護教育法に於ては、満十八歳以下の者が、兩親の保護を受け得ずして不道德をなすに至つたとか、無宿浮浪するとか、または兩親の保護を受けながら學校を缺席して悪友と交はるといふやうな場合に、之を適用することになつてゐるので、前の法律よりも非常に範圍が擴大されてゐるのである。

さうして保護を要すると思はれる未成年者を見出した場合には、これを後見裁判に附する。此裁判に於ては、後見判事が主となり、兩親僧侶又は教師のやうなものを陪審人として、裁判を開き、判決を下す。判決の結果は、幼年者や學齡期の者はなるべく他の家庭に預けて家庭的の養育手段をとり、止むを得ぬ

者は感化院とか教育所とかに收容し、または他の家庭労働に住込ませるといふやうにする。さうしてかういふ事を實行するには市町村の自治團體が當ることになつてゐるのである。かやうにして、満二十一歳の丁年に達すると保護教育は終るのであるが、その以前に於ても成績のよいものは随時に終了する事が出来るやうになつてゐる。

さうして、この保護教育に要する費用は、郡聯合會と貧民行政部とから支出するのであるが、後に於てその兩親から取り立てることとなつてゐる。これは即ち子供に對する養育の責任を親に負はせるのである。子供がさういふ風に墮落するのは、一面から見れば親の愛護が足りないからで、そこに親としての責任を負はねばならぬといふことを明かにしてゐるのである。さうしてまた一方に於ては、子供を保護教育に任せて放埒に耽るやうな親が出ないやうにと、豫防の意味を含ませてゐるのである。

この保護教育法は非常な著效を奏して、獨逸に於ける少年犯罪者は漸次減少するに至つた。これはその精神に於て、豫防主義の根柢を持つた合理的なものだからである。

四、米國の少年裁判

米國に於ては、一八二五年に少年犯罪者保護所が出来て、少年と大人とを區別して取扱ふことにして以來、各所に少年感化所とか感化院とかいふもの設立を見て、中々設備も立派になつてゐた。然しこの感化院の制度は勸善懲惡がその主義となつてゐるので、少年の犯罪を豫防するといふまでには至つてゐない。そこで、未成年者の犯罪を未然に豫防するといふ意味で設けられたのが少年裁判の制度で、一八九九年シカゴ市に始めて開かれて以來、その成績の良好なことが認められて、米國內の大部分の州に行はれ、次いで英國の兒童法（一

九〇八年）から、白耳義の兒童保護法（一九一二年）などにもこの少年裁判所を規定し、浮浪少年、乞食兒童、賣淫其他不正の業に従事する少年の特別處分、自己の監護の下にある少年に對して罪を犯し、または不行跡の責ある父母の親權喪失を規定するなどと何れも此主義をとつてゐる。またフランスの少年裁判所及保護監視法（一九一二年）ハンガリーの少年裁判所法（一九一三年）も同じ精神の下に作られてゐる。

この少年裁判所の制度には、先づ少年判事といふ専門の判事があり、その下に監視委員が男女数名居つて、學校、家庭、寺院、また自治團體等と連絡をとりつつその事業を行つてゐる。この裁判のもとに取扱はれるものは、十六歳までの子供といふことになつてゐる。

この少年裁判によつて行はれる吟味といふことは、家庭や學校に於て與へられる道徳的感化の足らぬ所を補ふといふ性質を持つてゐるものである。故に刑

罰を加へるといふことは避けるのが原則になつてゐる。この裁判を行ふには、不良の行爲をなしてゐる少年を見出した場合、或は學校家庭で裁判に附する必要があると認められた場合に、この裁判所へ連れて來るのである。さうすると、判事がこれらの少年に向つて種々の訓戒を加へる。名前は裁判であるけれども、普通の裁判といふ意味は少しもないので、ただ判事が眞心をこめか暖かい心持で語るのである。それには主として、市民の務といふことを説く。我々は何故法律を守らなければならぬか、何故義務を履行せねばならぬかといふことを違々として説き聞かす。それからまた朋友間で約束を守らねばならぬこと、學校では學問を勵まねばならぬことなどについて説き聞かせる。さうして、改善の道に向つてゐるかゝないかといふことを見。改善の道にあるものは、そのまゝ家庭に托して置いて、監視委員の手で監視させ、また少年も裁判の開かれる日には學校の通知簿を持つて來て、判事に見せるといふやうになつてゐる。ま